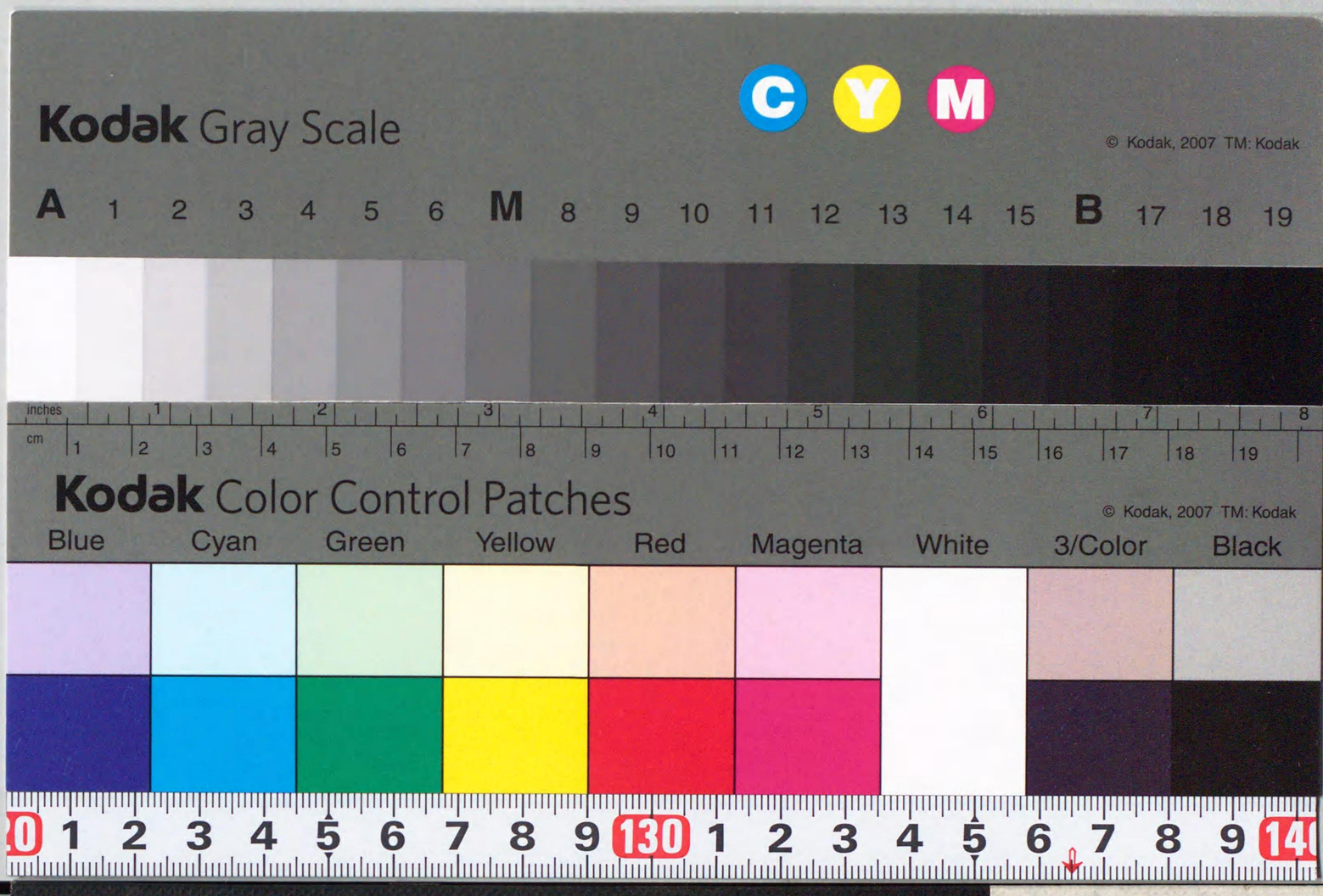

210.12
Ki281z
02
00337144

ㄹㅏㅅ

エトX47

校註神皇正統記 全

校註神皇正統記 全

內藤耻叟檢閲
大宮宗司校註

東京 博文館藏版

210.12ki281j-02

神皇正統記校註本の序

北畠親房公は、我邦の諸葛亮にして、その學識の高きことは、遙に亮の上にいづ。亮が出師の表文は、千古に秀絶して、かの地學者の古今に倫比なしとする所なれども、その文數百言に過ぎずして、いふところまた、その鞠躬盡瘁の忠義を述ぶるのみ。國家治亂興敗の故において、關係するところ至りてすくなし。親房公の著すところの神皇正統記は、我國體の尊嚴なる、寶祚の無窮なる所以を稱揚表白して、天下の仁人志士をして、振厲作興せしむ。名分大義をたゞして、臣子の嚮背を定むるもの、その功の偉大なること、固より諸葛亮の表文の比の、能く企ておよぶところにあらず。後世、水戸源光圀卿の大日本史を述作せられしは、その言數百萬言のおほきも、たゞこの公の遺意を敷衍して、これを事實に徵するに過ぎず。皆神皇正統の至意を證明して、帝道維一の大旨をあきらかにするものなり。されどもその大日本史の出づるや、日月の光を發するがごとく、雷霆の地を動すがごとく、士氣を鼓舞し、正義を啓發して、以て今日明治の中興をいたすもの、預りて力なきにしもあらざ。なほその淵源に溯れば、これを親房公正統記を著す功德

国立国会図書館
29.7.22
337144

に出づるといふも、また誣言にあらざるなり。耻叟、幼年より父師の訓によりて、正統記を讀むごとに、その幾回なるを志らず。これを讀むごとに、いまだ嘗て感泣慷慨せずむばあらず。このごろ一二の人々の、これを刊行するものきたりて、余が校閲をもとむるものあり。耻叟あへてその再三なるを厭はず、一々これを校して、これを世に刊行頒布せしむるものは、いさゝか公の至意をして、ますます天下に昭明ならしめむと欲してなり。そもそも諸葛亮は、漢のために死して、漢炎再び熾なるをえず。公はこの書をのこして、五六百年の後、中興恢復の功を收む。その光明俊偉の盛なるは、また果して亮のおよぶ所にあらず。これ吾國體君德のいたすところ、おのづから寄壞ありといふといへども、また公の忠義激發の功大なりといふべし。東西古今の歷史多しといへども、絶えてこの類の書あることをきかず。夫唯孔仲尼の春秋か。或は光を宇内に爭ふことをえむ。馬班歐陽等の文辭の、能く萬一を髣髴すべきにはあらざるなり。校閲をはりて、これがために辨言することかくのごとし。

明治二十五年七月舊水戸藩の罪臣　内藤耻叟序

神皇正統記序

おのれ、北畠准后の神皇正統記を讀むごとにおもへらく、かくの如くにしてはじめて史を修めたりといふべしと。この書や、事少謬あり、文微疵ありといへども、國體の至嚴、神器の至重、治亂興復のよるところを論じて、世道人心を扶翼したる筆力、千古にわたりて光燄あり。實に得易からざる書なればなり。されば、初學讀史の課程を問ふものあれば、先づこの書を擧げて對へざるはなかりき。たゞしこの書、准后のとき、既に傳寫の誤ありしといへば、その後の誤おほきは勿論なるべし。されど幸に、今秘閣に青蓮院宮の舊本を藏し、宮内省に准后の親書本をつたへぬ。親書の實否は詳ならざれども、正しく當時の

舊物にて、並に希世の善本たり。おのれ、曾て對校して、珍襲することひさし。大宮氏この舉あるにおよびて、すなはち出して授けつ。同志と喜を與にせむとなり。讀者これによりて、先づ忠孝仁義の心をやしなひ、名分大義をあきらかにし、以て治亂興廢の故におよはゞ、所謂本立ちて道生ずるものか。もし徒に考證訓詁の末にのみ趨りて、その本を忘るゝが如きことあらば、准后のこの史を修めたる旨を失ふのみならず、史を善く讀むものともいふべからず。書して初學の士に諗ぐ。時に明治二十五年阿倍野祭の後一日なり。

萩野主之誌

准后源親房卿傳

准后源親房は、南北朝の時の人なり。父を權大納言師重といひて、そのもとは具平親王より出でたり。家を北畠、あるは中院と稱せり。永仁延慶のほど、官位あきりにのぼり、遂に從四位下にいたれり。その後、右近衛中將、左少辨などを經て、參議に任ぜられたり。後醍醐天皇の元應元年に中納言となり、正二位に叙せられ、淳和、奨學兩院の別當を兼ぬ。後また大納言にのぼり、世良親王の傅をはなりたり。

世良親王は、後醍醐天皇の第二の御子におはします。そのさがいとかしこうおはしたれば、親房も、朝夕なにくれと教へ導きまつりぬ。かの中殿にて、和歌の御會ありし時、花契萬春といふ御題にて、百數の御かきの欄さきにけり萬代ふべき千世のかざしにとよみ給へるは、この親王におはず。この御歌にて、親王の御才のほどは知らるゝならむ。この親王の御才にて、親房の御教育のほどは知らるゝならむ。さてこの親王、御齡久しうおはしましたらむには、いかばかりかめでたかりしならむなれど、萬代ふべき千代のためしにとよませ給ひしかひもなく、その年重くなやませ給ひて、遂にはかなくなり給ひてけり。この親王は、天皇のいたく愛せさせ給ひし御子なり。時の人も皆心よせ奉れりし御子なり。この御子のうせ給

ひし時の天皇の御歎は、いかばかりなりしならむ。その御子のうせ給ひし時の世の人のかなしみは、またいかばかりなりしならむ。殊に朝夕御側はなるゝことなく、そをまもれりし親房のそのなげき、そのかなしみは、いかばかりなりしならむ。增鏡に、御乳母の源大納言親房、我世つきぬる心ちして、そりあへず頭おろしぬ」とあり。この數字、また以て、親房の心のうちを知るに足らむか。

親房は、五朝に仕へまつり、世のおぼえもいといみじかりけり。殊に後醍醐天皇は、深く御心をよせ給ひ、何事も問はせ給ひしが、俄に頭れろして、世をそむき、名を宗玄と改めければ、天皇のをしませ給ひしは、さる御事にて、世の中の人々みなをしみあへり。親房、一度は身に墨染の衣をまとひしかど、世を思ふ心はまた去りやらず。明け暮れ佛にうちむかひ、世眞親王の御菩提、否、御代の行末を祈りけりとなむ。その後世の中さわがしく、天皇には笠置山にいでませり。このを聞きし時の親房の心は、いかにありしならむ。程なく天皇には隱岐にいでませり。このを聞きし時の親房の心は、いかにありしならむ。必ずやいふべからざる物思ひありしならむ。いかにもして天皇を都へかへしまつり、二たび世に出でゝ、かのほしきまゝなる武家をうちほろぼし、以て天位を萬世に全うせむと思ひしならむ。

元弘三年、天皇隱岐より還らせ給ふ。親房果して出て仕へぬ。從一位にのぼり、大準臣にせら

れぬ。これよりさき、高時誅せられ、北條氏亡びたり。されど、東の方、いまだ全く治れりといふにもあらざりしかば、この冬ばかり、親房の子顯家陸奥守となり、義良親王をいたゞき奉りて、陸奥出羽を鎭むべきに定まりぬ。そもく〳〵源賴朝、府を鎌倉に開きしより、北條氏そのあとをうけ、かくて數多の年を經たり。その間、いつもく〳〵朝廷の命に背くものゝみれほく、かの承久の亂のごとき、又この御代のはじめのごとき、その武家の無禮、實に憎むべきものあり。たび中興の御代となれりしかば、過去の歷史に徵して、まづ東國の方の鎭撫を、重なるものとせざるべからず。これ顯家の陸奥守となりしゆゑよしがへし、以て逆賊をこらさゞるべからず。これ、顯家の義良親王をいたゞき奉りしゆゑよしならむ。こは皆天皇の御心に出でし事をはいへ、その守を撰び、その親王を撰び奉りしは、必ずや、その間にありて、天皇の御心を助け奉りしもののあらむ。その人はたそ、蓋親房その人ならむ。まことと奥羽は、心せねばならぬところなり。わか子顯家、勅をうけたまはりて、義良親王をいたゞきまつりかしこに赴きたり。これにてまた、思ひ憂ふることもなからむ。されど、親房の君を思ふことのあつき、國を去のぶることのあつき、猶都にとゞまることを能はず、みづからもかしこへ行きて、親王をまもり、顯家をたすけぬ。その心を用ゐる、またこれに過ぎたることはなからむ。その後、親房都にかへりぬ。

足利尊氏の北條時行をうつや、人のその謀反の志あることを告げ奉るものあり。天皇うたがひ給ひて、こを罪せむとしたまふ。親房諫めまつりて申すやう。尊氏功いみじく、その罪あらはれず。さるを俄に罪し給はむはいかゞあらむ。おぼしそのあるかたちを搜り給ひて、さて後にともかくもなし給へとまをす。天皇そのことばに從ひ給ふ。親房は、才かしこき人なり。尊氏の謀反の志あるを知らざるか、いかでか知らぬことあらむ。さるをかく諫め奉りしはいかに。後醍醐天皇位に即かせ給ひ、辛うじて中興の御業をなしこし給へり。この時にあたり、いまだその罪のあらはれざるに、誅せらるゝことあらむか。尊氏そのものは、それにて終らむ。されど一度さることあらむには、他の諸將の心はいかゞあらむ。かの新田義貞のごとき、楠正成のごとき、名和長年のごとき、その他南朝に忠勤せし諸將の如きは、もとよりさる心はあらざめれど、おほくの中には、必ずやあやぶみ思ふものあらむ。尊氏の如き功あるにもかゝはらず、忽ち誅せられたり。我々もこの後いかゞあらむと、必ずやあやぶみ思ふものあらむ。かゝりにもさる心をおこさむか、この世は、いよ〳〵みだれに亂るゝならむ。これ親房の諫め奉れるゆゑよしならむ。尊氏つひにそむきぬ。

延元元年、足利尊氏、都に攻めのぼりぬ。天皇、延曆寺にいでます。親房供奉せり。義貞、正成、長年など、力のかぎり、敵にむかひ、所々にうち戰ふ。顯家奥州にありしが、あまたの兵を率ゐて馳

せのぼり、官軍に力をそへしに、尊氏都にとゞまりかねて、遂に筑紫の方へ落ちゆきたり。顯家再び奥州へ向ひぬ。その後足利尊氏、あまたの兵を率ゐて、海より陸より攻めきぬ。官軍利あらず、天皇再び延曆寺にいでます。尊氏、光嚴院の御弟、豐仁親王を帝位につけまつりぬ。尊氏、密に使を延曆寺につかはし、告文を奉りぬ。その告文に、議口のために勳勞を蒙りしに、義貞、事を逆鱗によせて、かねての怨をはらさむとしたり。こゝにやむことをえず、亂におよべり。陛下、もし尊氏の寃をあはれみ、還幸したまはむには、公卿、および將士の官職、本領を復し、天下の政を公卿にまかせ奉らむとあり。天皇もまことゝはおぼさゞりしかど、さりとてすべきやうもおはせざりしかば、その心に從ひ給ひて、やがて還幸させ給ふ。尊氏、天皇を花山院におしこめまつり、公卿の官職をうばひ、供奉の將士をとらふ。この時、新田義貞は、藤原實世等を越路に、尊澄親王は遠江に、式部卿懐良親王は吉野に、藤原師基、藤原光儀、源定平は河内に走りぬ。かくて親房も伊勢にゆき、ひたすら再興をはかりぬ。天皇、花山院におはすること、半年ばかりなりしが、ある日、警固の隙をうかゞひ給ひて、吉野へいでましぬ。これより吉野を南朝と稱へ、都を北朝と稱ふ。おもへば、實にあさましき御世にもあるかな。

奥州の國司、鎭守府將軍顯家、その弟なる副將軍春日少將顯信、十萬餘騎をひきゐて、上洛の途にのぼれり。賊兵所々にてうちさまたげしかど、皆追ひちらして、すゝみにすゝみぬ。路に

て附き從ひし兵どもも、いとおほく、美濃國に入りしころは、はや六十萬騎とぞきこえし。かくあまたの兵にて、上洛せられしは、足利尊氏をうちて、叡慮を慰めまつらむとなり。父に親房あり。子に顯家、顯信あり。この父子の忠節、また何にかたとへむ。かゝるほどに、關東の後攻の勢、八萬餘騎にて、顯家のあとを追ひ來れり。この國にて、はげしき戰あり。かの名にしおふ青野が原も、皆赤にそまりたりとぞ。この事都に聞えしに、尊氏、俄に高師泰、師冬などをして、一萬餘騎をひきゐ、近江の方よりすゝましむ。顯家、道を伊勢路にとり、南都の方へ向ひぬ。顯家の部下に、白河の結城宗廣といふものあり。極めて忠義の人なりけるか、顯家にうち向ひ、今度路次におきて、度々の戰にうち勝ち、所々の強敵をおひちらし、上洛の道を開きたりといへども、青野が原の戰に、いさゝか利を失ひたり。このまゝ吉野の行宮へ參らむは、いかゞはべらむ。たゞこの勢にて、都へ攻めのぼり、朝敵を一時に追ひ落さむとは、ゐ給はずやといひけるに、顯家實にもとおもひて、その議に從へり。かくて都へ攻めのぼらむとせしに、はやくもそれと知りたらむ、尊氏、桃井直信、直常の兄弟に命じて、そを遮り留めしむ。又烈しき戰ありしが、ふたゝび利あらず。顯信敗軍をあつめ、和泉の境にうちて出て、やがて八幡山に陣をとりぬ。顯家は攝津に出て、天王寺に陣をとりぬ。高師直、あまたの兵を率ねて出できたり、兵を二にわかち、一を八幡山の方へつかはし、おのれは天王寺の方へむかふ。顯家、力のかぎり

うち戰ひしかど、疲れはてたる小勢なり、いかでか支ふるてをえむ。時の間におひたてられ、防がむとすれども、防ぐにすべなく、大かたは皆討れにたり。顯家一方の血路をひらき、吉野の方へ落ちのびむと、僅に甘餘騎にて、大敵にあたりしに、そのかひもなく、延元三年五月廿二日、五月雨さむきその夕、遂に安倍野の露と消えにけり。八千八聲の郭公、いかに血になくも、このうらみははるゝ時なからむ。あはれ。

顯家は安倍野にてうち破られ、諸卒皆力を失ふと聞かせ給ふ、天皇の御心はいかゞあらむ。新田義貞は越路より攻め上ると聞えしに、そも足羽にてうたれぬと聞かせ給ひし、天皇の御心はいかゞあらむ。神も見すて給へるにこそ、ひとり物思ひてゐはせしに、結城宗廣參內して、國司顯家卿、三年のうちに、二度まで大軍をものして、上洛せられしは、出羽奥州の兩國、皆國司に從ひて、凶徒その隙を得ざる故なり。國人の心いまだ變らざるさきに、宮を一人下しまゐらせて、忠臣のともがらには、直に賞を行はれ、不忠の族をば、うちこらされむには、なでかまつろひ奉らぬものあるべき。奥州五十四郡は、恰も日本の半國に及べり。もし兵數をつくして、一方に屬せば、四五十萬騎もはべらむ。宗廣、たゞかは待れど、宮を挾み奉りて、老年の首に冑をいたゞくほどならば、重ねて都に攻めのぼり、一年を出でずして、會稽の耻をすゝき待らむ。大御心はいかにとまをしけるに、天皇をはじめ

たてまつり、左右の老臣、皆おかるべしといはれたり。宮には義良親王、その輔弼には顯信、その衛尉には宗廣と定めさせ給ひて、奥州へ下させられたり。陸地は敵のおろれあらむとて、伊勢の大湊より出でたゝせ給ふ。この時親房伊勢にありしが、こもまた御供仕まつりぬ。兵船五百餘艘、宮の御座船を中にたてゝ、遠江の天龍灘を過ぎける時に、風俄に吹きあれて、さかまく浪、忽ち天をまきかへす。或は檣を吹きをられ、或は楫をかきをり、左に右に吹きはなたれたり。宮の御船は、伊勢國神風濱に吹きよせられ、結城宗廣の船は、七日七夜海上にたゞよひて、こもまた伊勢國安濃津に吹き寄せられたり。宮の御船には、顯信も乗りたり。宮の御身のつゝがなかりしは、實にことよなきよろこびなれど、父親房の乗りたる船のゆくへはいづこ、その生死もわかざれば、心のうちには、たゞそれのみ思ひ煩ひたりとなむ。

伊豆の大島、女良の湊、かめ河、三浦、由居の濱、その他所々に吹きよせたる、その中に、親房の船は、常陸國なる東條浦に漂ひつきたり。親房、やがて阿波崎、神宮寺の二城によりたるに、敵兵聞き知りて、俄に攻めきたりぬ。親房、ふせぎに防ぎたれど、遂に防ぎあへで、忽ち攻めおとされたり。親房、そこを遁れ出でゝ、小田城なる小田治久のもとにたよりぬ。かくて宮内大輔伊達行朝をして、伊佐城によらしめ、近衛少將藤原實寛をして、下總なる駒城を守らしむ。かくて吉野の宮のあるかたちを捜り奉りしに、天皇には、はやかくれましませりとの事なり。こ

の時の親房の心は、いかゞありけむ。身再び奥州にくだり、ならはぬ弓矢を手にとりて、賊と戰ひしも、御在位のほどに、賊を平らげ、大御心を慰め奉らむとなり。さるを、叡山に、笠置に、あるは隱岐の小島にさまよひ給ひて、一日もやすき御事とてはおはせず、遂に吉野の山中にてかくれましたるなど、いかに悲しき御事ならむ。必ずや、御劍をにぎり給ひ、御齒をくひしばり給ひ、くやしとの給ひて、かくりましゝならむ。あなあさましやといひつゝ、遂に西の空をうちながめて、鎧の袖に涙の玉をちらしゝならむ。

かくて、御位をつがせ給ひしは、いづれの親王にかと、捜り奉りしに、義良親王（後村上天皇）とぞの御事なり。親王はをさなくましませば、みづから大御政事をとらせ給ふことかなはず。親房、かの地にあらば、とゞもかくも輔け奉るべきものを、數千里外の地にしあれば、おもひまつるも、ものびまつるも、何のかひかあらむ。この上は、その人を撰びて、輔け奉らしめむの外なしとて、急に書をおたゝめ、權大納言藤原實世、權中納言藤原隆資の二人は、忠義ふかき人なり。何事も、この二人に問はせ給へと申し上げぬ。この一事、また以て親房の國家に對する、その志のかりろめならぬを見るに足らむ。親房は、實に國家の元老なるかな。親房は、實に國家の柱石なるかな。

かゝるほどに、高師冬、あまたの兵を率ゐて、駒城を圍みぬ。またその兵を別ちて、小田城を攻

めぬ。興國元年の夏、師冬、駒城を攻めおとし、藤原實寛をとりでにすゑばしありて、官軍また起り、駒城をとりかへしたるのみならず、いやすゝみに進みて、更に敵の數城をぬきぬ。師冬かなはずと思ひければ、我營に火をうちはなちて、逃げ去りぬ。この年顯信、陸奥の鎭所にいたりぬ。あくる年、親房、陸奥親王を小田城に迎へまつりぬ。親王は、護良親王の御子にて、親房の妹の生み奉りしなり。その夏、師冬再びあまたの兵を率ゐて、小田城を攻む。親房うちてこれを敗る。されど敵の勢いよ〳〵はげし。親房、後の事をも必にかゝりしかば、陸奥なる結城親朝がり書をものして、その援を乞ふ。親朝は宗廣の子なり。父の伊勢にて病死せしより、密に尊氏に心をよせてありければ、親房の書を得るも、とかくいひのがれて、更に援はむの心なかりけり。嗚、親朝、汝は父の忠義をわすれたるか。嗚、親朝、汝は父の志をつぐをわすれたるか。汝が父宗廣が、いまはのきはにのぞみて、いひ殘したることばに、

我已に齡七旬におよびて、榮花身にあまりぬれば、今生においては、一事も思ひ殘すことなし。候はず。只、今度まかり上りて、遂に朝敵をほろぼしえずして、空しく黃泉の旅に赴きぬることと、多生廣劫までの恨念となりぬとおぼえ候ふ。されば愚息にて候ふ大藏權少輔(親朝)にも、我後世を吊はむと思はゞ、供佛施僧の作善もいたすべからず、更に稱名讀經の追貢をもなすべからず。只、朝敵の首をとりて、我墓の前にかけならべて見すべし。

とあるにあらずや。この遺言を何とかおもへる。汝不孝の親朝。汝不忠の親朝。汝死後、父にむかひて、いかなることばかある。

親朝のかへりでといかにと待ちつるに、更にその音づれなかりしかば、親房もたのみすくなく思ひて、月日をかさぬるに、小田治久も師冬に降りたり。親房も今はすべきかたなく、その間に屯したり。親房顯時、心をあはせて、これをうち敗りぬ。敵をも、たやすく攻め落すこと難からむと思ひたらむ、更にかこみをかたくし、年月ながくうち守り、以て我兵を苦ましめむとはかれり。親房、又書をおくりて、親朝に援をもとめけるに、うけひかず。城中のくるしみ、實にいふべからざるものあり。あくる年の春、親房また書をおくりぬ。その書、

いにし夏ばかり、賊と小田城に相持し、これを防ぎ守らむとて、いたく苦みぬ。この時にあたら、我兵のたのむところは、只君の兵あるのみ。さてはおきりに使をはせて、援を乞ひ奉れりしなりけり。先にかへり事を賜ひたり。その文によれば、兵を出して援ひ給はむとなり。そのをり親房のよろこび、いかばかりなりしならむ。まち〳〵て冬にいたりしに、治久俄に背きて、賊に降りぬ。さらぬだにたのみすくなく思ひしに、治久さへ降りにたれば、小田城にも留るおとかなはず、そこをうちすてゝ、この城にはたてこもりしなり。こゝにうつ

りて、はや三月になりぬ。つくづくと數ふれば、前後九月をへたり。その間、一人の援をだにおこせ給はぬはいかに。親房の今日のくるしさ、露も思ひやらせ給はぬにやあらむ。今や坂東の官軍の保つ所は、下妻、眞壁、中郡、西明寺、伊佐、關の六城のみ。この關城は、民部少輔關宗祐、力をつくして防ぎ守るが故に、その守備もやゝかたし。されど賊兵久しくうち圍み居れば、驛路ふさがれて、往來の道もたえはて。兵つかれ、糧ともしく、今は馬を賣り、甲をひさぎ、辛くも日をおくるなり。かゝるさまにしあれば、かの骨を炊き、子を易へし、そのためしも近きにあることならむ。下妻は、主將いとけなく、その臣ども、互に權を爭ひてそまざまなるよし、幸に、顯時の陸奥親王をいたゞくありて、これを和ぐるれもむきなれど、猶彼此いひ爭ひてやまずとか。かくては外の敵をまたず。必ずや內より飢るゝことあらむ。眞壁は、法超の忠義なるあれども、うからやからはなれ〳〵にて、その中には、竊に賊に心をよするものもありとか、こもまた深く頼むべからざらむ。中郡は、顯時の兵を分ちやりて、守らしむるも、その勢いとよわく、まかのみならず、糧なども少きよしなれば、こもまた長く頼むべからざらむ。西明寺は、その地いと遠く、委しくは知るべからずといへども、こもまた久しく頼むべからざらむ。以上の五城は、その危きこと、幕に燕の巢くひたるが如しとやいはむ。たゞ伊佐城は、宮內大輔伊達行朝の忠義のためまざるあれば、まれのみはやゝ

頼むべからむかさはいへ、本城下妻、その守を失はむには、こもまた支ふること能はざらむ。若先に兵のすくなきを以て、援ふことかなはずとの給へり。さては、次の書に、君自らいでゝ援ふこと能はずば、兵を國境までいだして、せめては、その援くるさまばかりもみせし給へ、といひやりしにあらずや。さるを猶聞きいれ給はぬはいかにぞや。それ戰は危きことなり。機時の間にあり。さてはこを援くるも、その機を失はむか、百萬の多き兵といへども、何のかひかあらむ。聞きたまへ、親房、年まねく賊にうちかこまれ、今は力つき、糧乏しくなりぬ。かくて日をおくらむか、遠からざるに、城兵皆肆中の枯魚とならむ。この時にあたり、蒼海原の水をもてきて、そをそゝぎかくるも、又何のかひかあらむ。さきに顯家在鎭の日、賊のおこると聞き、鋏をはらひて起ち、疾く馳せのぼりて難に赴き、いみじき功を立てたり。その後、再びたちて難に赴きしに、人々うちあやぶみしのみならず、道にて妨ぐるものさへありしかば、國府に敗れ、靈山に危く、遂に幾內にいりて、阿倍野の露ときえぬ。こは皆天のおからしめし所にて、戰の罪にあらず。忠孝の道素より期すところ、又何をかうらみむ。これによりてこれを見れば、兵をおこすと起さゞるとは、志のいたると至らざるとにあり。君もしふるひれこりて、兵を起さむには、伊達より西のかた、いづれの國か又應せざるものあらむ。今や事せまれり。親房の願ふ

ところは、この間にありて、この城を失はざらむとするにあるのみ。餘命を以て先帝に報い奉らむとするにあるのみ。死して後にやまむとするにあるのみ。鳥の死なむとする、その鳴くやかなし。人の死なむとする、そのいふことやよし。君あはれとは聞かずや。親房、再び音づれまゐらせむことをかたし。こゝに思ふ所をつくさむ。そも〳〵我國は、天つ御祖の神のひらき給ひし國なり。日の大御神のすべ給ひし國なり。その日の御子のうけつぎまして、はや九十五代とはなりにけり。來し方かくのごとし。この御行末もまた、天地のむたきはみなからむ。かゝる大御國にしあれば、たま〳〵亂臣賊子あるも、蹤をめぐらさずしてうち亡びたり。尊氏はいかなるものぞ、その罪天地に入るべからず。さるを中原により て、はや七年の年月を經たり。そも何の幸ぞや。昔逆臣平將門は、六年にしてほろび、安倍貞任は、十二年にして平ぎぬ。さては尊氏の亡ぶるも、また遠くはあらざらむ。いにしへより亂臣賊子の首領を、歳月の間に保つことをえしは、その智勇、大に人に過ぎしものなればなり。尊氏は、さる智勇あるものにあらず、いかでか久しく保つことを得む。かつ師直のほしいまゝに、その家をみだし居るも、知らぬにあらずや。いかでか久しく保つことをえむ。足利はもと王臣なり。保元平治このかた、源平の家につき去たがひ、承久の後、又陪臣北條氏に從ひたり。尊氏にして、その家譜を見むか、おのづから心に耻づるところあらむ。今や

聖運の再興にあひ、その領地のもとの如くなりしのみならず、官さへ位さへたまはりたるにあらずや。かゝる大御惠をうけながら、なほ利をむさぼり、死ををしみ、逆にくみし、節を失ふ。實に文武の道、地を掃ふといふべし。かれまた何の顏ありて、祖先を地下に見むとすらむ。思へば悲むべきことにこそ。君は秀鄕朝臣の後にはおはせずや、朝臣は朝廷のために大なる功を立てられ、後世子孫いづれも名流たり。平清盛、源賴朝といへども、その門閥を論ずれば、その右に出づることは難からむ。その當時にありては、勢のあるあり、その指麾をうけたるも、また止むを得ざることならむ。されど決して樂みおもふ所にはあらざりしならむ。さては宗廣朝臣、その家を起さむと、夙に忠節をはげみ、その志のあるところ、人をして今猶感るゝこと能はざらしむ。又親光朝臣も、相續ぎて節にたふれたり。さるを君にして、その志をつぐことなからむか、祖先の御靈、これを何とのたまふらむ。君にして賊に與することあらむか、必ずや怒りて罪し給ふらむ。近頃小人のいふところを聞くに、或はいはく、堅く城壁を守り、鋒を斂め、力を養ひ、天下の形勢をはかり、尊氏の勝つ時にいたり、それに附き從はむには、門戸保つべからむと。或はいはく、假に關東の諸城守を失ふとするも、奥州の嶮によらば、以て歳月をのぶるに足らむ。かくて賊の利を失ふをうかゞひ、徐に起ちて、その後をはからむには、大功必ずやなるべからむと。或はいはく、興廢は命

のあるあり、よく得失を考へ、時を待ちて動くぞよき。かの顯家の如き、忠節大なりといへども、勳業終に遂げざりしにあらずや。覆轍ちかきにあり、大に鑒みざるべからざるものならむと。君は、かゝるみだりなる說に惑ふ人にはあらざらむ。されど、親房の親しきものにて、猶かゝる事をいひて危むものありまいて疏き人々にありては、されもふ人々も極めておほからむ。かゝる小言、もとより必留むべきにあらず。さはいへ、天義にいみじき害あり。辨せざるを得ざるなり。我家は皇族より出て、世々昇平にあひ、習ひしところは朝儀典章のみ、兵事の如きもとより知るところにあらず。令、そのよろしきをえず、命、その人を服する能はざるも、またやむを得ざることならむ。親房みづから顧れば、我身は前朝の遺老なり。今上を間關に奉じ、顧命を彌留にうけ、今やこの孤城によりて八州をひかへ居ぬ。一たび命をうしなはむには、四方の人心いかならむ。必ずやみだれに亂るゝならむ。さあらむには、賊ども時をえて、遠く奥州を侵すにいたらむ。さあらむには、今の忠義の人々も、また皆背くにいたらむ。顯信出鎭することこゝに三年、いまだ功をなすこと能はず。酋にうまれつきいとつたなく、こを助くるものとてもあらざれば、衆情何となくおだやかならず。そのさま、薪を負ひて火上に寢るが如しとかや。この親房うせたらむ後、事を共にせむはたぞ。君をおきて、他にその人なからむ。その君に

して異圖あらむには、それにてやみなむ。あはれ、忠義を全くせむとするにあたり、何事をか顧るにいとまあらむ。天つ神はみそなはすらむ。國つ神は知らせ給ふらむ。たゞ國家のためにいふのみ。あへて餘命を惜むにはあらざるなり

親朝にして、物のあはれといふことを知らむか。いかに利にまよふものなりとも、いかに慾に迷ふものなりとも、この書を讀まむには、必ずや出で來りて援ひしならむ。親朝は、人のあはれといふことは知らざりしならむ。あはれ、一字一涙のこの書、以て一人の逆賊親朝を泣かしむる能はず、天下後世の人をして、空しく袖をおぼらしむかなしきかな。

親房、かくまであはれなる書を送りしかど、猶援をおこすけしきも見えざりければ、顯信をして來り援はしめたり。四年夏、敵將結城直朝、そのともがらをひきゐて攻め來りぬ。親房、兵をいだして、いたく戰ひ、直朝を捕へて斬りしに、その兵皆逃げ去りぬ。師冬、更に進みきたりしに、城兵いたく挑み戰ひ、かれの柵なども皆ひきぬきしに、いかにおぢおそれたりけむ、近づかず。とかくするほどに、親朝遂にそむきぬ。親房も今はこれまでなりと思ひしかば、兵をすてゝ吉野にかへりぬ。正平五年、足利直義、楠正儀によりて、書を朝廷にたてまつり、歸順をこふ。廷議決せず。親房、權宜を以てこを納れ、ほどなくその功を收め給へどもまをす。天皇、そのこ

そばに從ひ給ふ。あくる年、直義必かはりて、朝制に從はざりしかば、天皇、いたく怒らせたまふ。やがて親房をして、書を作らしめ、その約に背くを詰りたまふ。直義、書を奉りて、その御答す。その書は、天皇の都へ還らせ給ふことを促しまつり、又國政をもて、武家にゆだねられよといふことなり。楠正儀、その請をゆるさせ給はゞいかにと申しゝかど、親房かたくとりて聞かざりければ、その議、遂に成らずなりぬ。この年、親房を三宮に准せられ、かつ輦のまゝにて宮に入ることをゆるさせ給ふ。七年、天皇男山にいでます。かくて兵をつかはして、足利義詮をうたしめ、こをはしらす。やがて、親房、および子顯能をして、まづ都に入り、諸事をすべつかさどらしむ。九年、賀名生にてうせぬ。その著すところの書、神皇正統記をはじめ、職原鈔、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等あり。時の人、その博學なるをもて、藤原宣房、源定房と、ならび稱して三房といへり。その子顯家、顯信、顯能、顯雄、皆忠義の人ならざるはなし。一女あり、後村上の宮にいりて、女御となりたりとなむ。

明治二十五年七月

落合直文識

校註神皇正統記目次

序論……一頁
神世七代……一四
天照大神……二一
瓊々杵尊……二八
萱不合尊……三八
綏靖天皇……四五
懿德天皇……四六
孝安天皇……四六
孝元天皇……四八
崇神天皇……四九
景行天皇……五一
仲哀天皇……五五
應神天皇……五九
忍穗耳尊……二七
火々出見尊……三五
神武天皇……四一
安寧天皇……四五
孝昭天皇……四六
孝靈天皇……四六
開化天皇……四九
垂仁天皇……五〇
成務天皇……五五
神功皇后……五七
仁德天皇……六六

履中天皇……六八
反正天皇……六八
允恭天皇……六八
安康天皇……六九
雄略天皇……七〇
清寧天皇……七二
顯宗天皇……七二
仁賢天皇……七三
武烈天皇……七三
繼體天皇……七五
安閑天皇……七七
宣化天皇……七七
欽明天皇……七八
敏達天皇……七九
用明天皇……八十
崇峻天皇……八一
推古天皇……八一
舒明天皇……八四
皇極天皇……八四
孝德天皇……八七
齊明天皇……八七
天智天皇……八九
天武天皇……八九
持統天皇……九一
文武天皇……九二
元明天皇……九四
元正天皇……九四
聖武天皇……九五

孝謙天皇……九六
淳仁天皇……九七
稱德天皇……九七
光仁天皇……一〇一
桓武天皇……一〇二
平城天皇……一〇四
嵯峨天皇……一〇五
淳和天皇……一一八
仁明天皇……一一九
文德天皇……一一九
清和天皇……一二〇
陽成天皇……一二五
光孝天皇……一二六
宇多天皇……一三〇
醍醐天皇……一三四
朱雀天皇……一三六
村上天皇……一四六
冷泉天皇……一四六
圓融天皇……一四六
花山天皇……一四七
一條天皇……一四七
三條天皇……一四九
後一條天皇……一五〇
後朱雀天皇……一五一
後冷泉天皇……一五二
後三條天皇……一五二
白河天皇……一五四
堀河天皇……一五七

鳥羽天皇……一五七
近衛天皇……一五九
二條天皇……一六三
高倉天皇……一六七
後鳥羽天皇……一七〇
順德天皇……一七七
後堀河天皇……一八〇
後嵯峨天皇……一八二
龜山天皇……一八七
伏見天皇……一九三
後二條天皇……一九四
後醍醐天皇……一九五
崇德天皇……一五八
後白河天皇……一五九
六條天皇……一六七
安德天皇……一六九
土御門天皇……一七六
仲恭天皇……一七七
四條天皇……一八一
後草深天皇……一八七
後宇多天皇……一八八
後伏見天皇……一九四
花園天皇……一九五
後村上天皇……二三〇

校註神皇正統記

北畠親房卿著　内藤耻叟撿閲　大宮宗司校註

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神長く統を傳へたまふ。我國のみこの事あり、異朝にはその類なし。この故に神國といふなり。神代には豐葦原千五百秋瑞穗國といふ。天地開闢のはじめよりこの名あり。天祖國常立尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞にたり。天照大神、天孫尊に讓りましましにも、この名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。これは陽神陰神、この國を生みたまひしが、八の島なりしによりて、名づけられにけり。又は耶麻土といふ。これは大八洲の中國の名なり。第八にあたるたび、天御虛空豐秋津根別といふ神を生み

○神國　日本紀に新羅王曰東有神國謂日本と見え、又三代實錄貞觀十一年十二月十四日伊勢太神宮奉幣の告文に我日本朝波所謂神明之國奈利と見えたり

○豐葦原千五百秋瑞穗國　日本紀曰、天神謂伊非諾伊非册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往脩之、廼賜天瓊戈と見えたり

○陽神陰神　伊非諾伊非册の二神をいふ　さてこゝには國常立尊よりこの二神に授け給ふと記されたれども實は然らずこは天御中主神高皇産靈神、神皇産靈神の三神を指し奉るべきなり

八（いや）

○耶麻止　舊日本紀曰、問本國之號何獨取大和國爲國號耶、說曰、磐余彦天皇定天下、至大和國王業始成、仍以成王業之地爲國號、譬猶周成王於成周定王業、仍國號周

又本朝號耶麻止事、弘仁私記序曰、天地剖判泥濕未乾、是以梔山往來、因多縱跡、故曰山跡、又古語謂居住爲止、言止住於山也、延喜開題記曰師說大倭國草昧之始、未有居舍人民唯據山而居、仍曰山戸、是留於山之意也と見えたるを參照すべし

○大日靈ハ天照大御神の御一名なり

○日の出づる所　隨書に日出所天子致書日沒所天子無恙と見ねたり

たまひし、これを大日本豐秋津洲と名づく。今は四十八箇國にわかてり。中洲たりしうへに、神武天皇東征より代々の皇都なり。仍りてその名をとりて、餘の七州をも、すべて耶麻土といふなるべし。唐土にも、周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢の地よりおこりたれば、海内を漢と名づけしが如し。耶麻土といへることばハ、山迹といふなり。昔天地わかれて、泥のうるほひいまだかわかず、山をのみ往來して、その跡多かりければ、山迹といふ。或は古語に居住を止といひ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり。大日本とも、大倭とも書くことは、この國に漢字傳りてのち、國の名を書くに、字をば大日本とさだめて、しかも耶麻土とよませたるなり。大日靈の御國なれば、その義をもとれるか。はた日の出づる所にちかければ、しかいへるか。義はかはれど、字のまゝに日の本とはよまず、耶麻土と訓ぜり。我國の

○日の本　萬葉集詠不盡山歌に、日の本の山跡の國のしつめともと見ねたり

○大日本姫　垂仁天皇の皇女に大字を加ふるは非なり

○虛空見日本の國　日本紀曰、及至饒速日命、乘天磐船而翔行太虛也、睨是鄕而降之、故因目之曰虛空見日本國矣と見ねたり

漢字を訓ずること、多くかくの如し。おのづから日の本などいへるは、文字によれるなり。國の名とせるにあらず。又いにしへより大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり。州の名を大日本豐秋津といふ。懿德、孝靈、孝元等の御謚、皆大日本の字あり。垂仁天皇の御女、大日本姫といふ。これみな大の字あり。天神饒速日尊、天の磐船に乘り、大虛をかけりて、虛空見日本の國とのりたまふ。神武の御名を、神日本磐余彦と號し奉り、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を、日本武尊と名づけ奉る。これは大を加へざるなり。彼是同じくやまとゝよませたれど、大日靈の義をとらば、おほやまとゝよみてもかなふべきか。その後漢土より字書を傳へけるとき、倭と書きて、この國の名に用ゐたるを、卽ち領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに、大を加へても、又除きても、おなじ訓に通用しけり

漢土より倭と名づけたることは、昔この國の人、はじめてかの土にいたれりしに、汝が國の名をばいかゞいふと問ひけるを、我國はといふを聞きて、即ち倭と名づけたりと見ゆ。漢書に、樂浪の彼土の東北に樂浪郡あり、海中に倭人あり、百餘國を分てりといへり。若、前漢の時既に通じけるか、一書には、秦の代より既に通ふとも見ゆ、下に記せり、後漢書に、大倭王は耶摩堆に居すと見えたり。耶摩堆はやまとなり、これはもし、既にこの國の使人、本國の例により、大倭と稱するによりて、かく注せるか。神功皇后の新羅、百濟、高麗をまたがへ給ひしは、後漢の末ざまにあたれり、漢地にも通せられたりと見えたれば、文字も定めて傳はれるか、一說には、秦の時より書籍を傳ふるともいふ、大倭といふ事は、異國にも領納して、書傳に載せたれば、この國にのみほめて稱するにあらず。異朝に大漢、大唐などいふは、大なりと稱するこゝろなり、唐書に、高宗咸亨年中に、倭國の使、はじめて改めて日本と號す、その國東にあり、日の出づる所に近きをいふと載せたり。この事、我國の古記には確ならず。推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて、書を送れり

○漢書に云々　前漢書地理志曰、樂浪中有倭人分百餘國と見えたり

○後漢書に云々　後漢書曰、倭在鞠東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國、國皆稱王、世々傳統、其大倭王有邪馬臺國と見えたり

○唐書に云々　新唐書曰、日本古倭奴國也云々、咸亨元年遣使賀平高麗、後稍習夏音、惡倭名更號日本、使者自言、國近日所出、以爲名と見ゆ、但唐咸亨元年は我天智天皇の九年に當れり

しに、倭皇と書く。聖德太子みつから筆を執りて、返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇帝とありき。かの國よりは、倭と書きたれど、返牒には、日本とも倭とも載せられず。これより上代には、牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨の頃は、天智の御代に當りたれば、誠に件の頃より日本と書きて送られけるにや。又この國をば秋津洲といふ。神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の臀呫の如くあるかな、とのたまひしより、この名ありきとぞ。されど神代に、豐秋津根といふ名あれば、神武にはじめざるにや。この外もあまた名あり。細戈千足國とも、磯輪上秀眞國とも、玉垣內國ともいへり。又扶桑國といふ名もあるか、東海の中に扶桑の木あり、日の出づる所なりと見えたり。日本も東にあれば、よそべていへるか。この國にかの木ありといふ事聞えねば、確なる名にはあらざるべし。凡內典の說に、須彌といふ山あり。この山を

○推古天皇の御時云々　日本紀曰、推古天皇十六年夏四月、大唐使人裴世清下客十二人、從妹子臣至於筑紫、又遣難波吉士雄成引導新漢人等、至于京、其書曰、皇帝問倭皇云々、爰天皇聽唐帝、其詞曰、東天皇敬白西皇帝云々と見えたり

○秋津洲　日本紀曰、神武天皇三十有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸因登腋上嗛間丘、而廻望國狀曰、妍哉國之獲矣、雖內木綿之眞迮國、猶蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲號也と見えたるが如し

○細戈千足國、磯輪上秀眞國、玉垣內國、日本紀曰、昔伊弉諾尊目此國曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、復大己貴大神目之曰玉牆內國と、さて細戈千足は軍器の備足するをいひ、磯輪上秀眞は他國に秀出するをいふなり、玉垣內國は神國の義をいふなり

○扶桑國　南史曰、扶桑在大漢國之東二萬餘里北、在中國之東、其土多扶桑木、故以爲名と見えたり

廻りて七の金山あり、その中間は皆香水海なり。金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり。洲ごとにまた二の中洲あり。南洲をば贍部といふ。又閻浮提といふ、同じことばの轉なり、これは樹の名なり。南洲の中心に阿耨達（あのくたつ）といふ山あり。山の頂に池あり。阿耨達、こゝには無熱といふ、外書に崑崙といへるは、即ちこの山なり、池の傍にこの樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。一由旬とは、四十里なり、六尺を一歩とす、三百六十歩を一里とす、この里をもつて由旬をはかるべし、この樹、州の中心にありて尤も高し。依りて州の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北にあたりては波斯國なり。この贍部州は、縦横七千由旬、里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり。依りて贍部の中國とす。地のめぐりまた九萬里、震旦廣しといへども、五天竺にならぶれば一邊の小國なり。日本はかの土を離れて

○内典は外典に對する名にして佛家にて已が奉ずる佛書を指していふなり

○七由旬　一本七百由旬に作る、或説に我一里十七町二十間なりといへり

○震旦は則ち漢土にして葱河以東を指していふなり

海中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は、中州なりとぞさされたり。まからば南州と東州との中なる、遮摩羅（しゃまら）といふ州なるべきにや。華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の大倭の金剛山のことなりとぞ。さればこの國は、天竺よりも震旦よりも、東北の大海の中にあり。別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり。おなじ世界の中なれば、天地開闢のはじめは、いづくもかはるべきならねど、三國の説各異なり。天竺の説には、世のはじまりを刼初といふ。刼に、成住壞空の四あり、各二十の増減あり、一増一減を一小刼といひ、二十の増減を一中刼といひ、四中刼を合せて一大刼とす、光帝といふ天稼、空中に金色の雲をおこし、梵天に遍布す。即ち大雨を降らす。風輪の上に積りて水輪となる、増長して天上にいたれり。又大風ありて、沫を吹き立てゝ、空中に擲げおく、即ち大梵天の宮殿となる。その水次第に退下して、欲界の諸宮殿にいたり、須彌山、四大州、鐵圍山を

○南都は大和國の奈良をいふ
○護命僧正は元興寺の住僧にして
○北嶺天皇の頃の人なり
○北嶺は山城國の比叡山をいふ
○傳教大師は延暦寺の開基にして護命と同時代の人なり

○世界の中　一本世界の事に作る

○刼は梵語にて年月を經過する時期の稱なり

○光帝　一本光音に作る

○須彌山　妙高山と譯す佛説に山の極めて高大なるものをいふ、即

ち四州の中心にして大海の中にあり、高さ八萬四千由旬、日月横に廻りて地に出入せずといふ
○四大州　東は弗菩提、西は瞿耶尼、南は贍部州、北は倶盧州なり

○かじくは憔悴することなり
○粳稻　異本稅稻或ハ秔稻ゐ作る

成す。かくて萬億の世界同時になる、これを成刧といふ。この萬億の世界を、三千大世界といふ、光帝の天衆、下生して次第に住す、これを住刧といふ。この住刧の間に、二十の増減あるべしとぞ。そのはじめには、人の身光明遠く照して飛行自在なり。歡喜を以て食とす。男女の相なし。後に地より甘泉涌き出で、味酥蜜のごとし。或は地味ともいふ、これを嘗めて味着を生す。仍りて神通をうしなひ、光明も消えて、世界大にくらくなりぬ。衆生の報ゑからしゅければ、黑風海を吹きて、日月二輪を漂出す。須彌の半腹におきて、四天下を照さしむ。これより始めて、晝夜晦朔春秋あり。地味にふけりしより、顏色かじけ衰へき。地味また失せて、林藤といふものあり、或は地皮ともいふ、衆生また食とす。林藤また失せて、自然の粳稻あり、諸の美味をそなへたり。朝に刈れば夕に熟す。この稻米を食せしにより、身に殘穢出で來ぬ。この故に始めて二道あり。男女の相各別

○二道　尿道と便道とをいふ
○地田に種を施し　一本田種を施しに作る
○十善　不殺生、不偷盜、不邪婬、不妄語、不飲酒、不食肉、不貪嗔、不邪見、不毀謗、不欺誑これなり
○輪轉王ハ各一國王たるものをさしていふ

にして、終に婬欲のわざをなす。夫婦となづけ、舍宅をかまへて共にすみき。光帝の諸天、後に下生するもの、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる。その後粳稻生ぜず。衆生愁へ歎きて、各境をわかち、地田に種をほどこし植ゑて食とす。他人の田種をさへ奪ひ盜むもの出で來て、互にうちあらうふ。これを決する人なかりしかば、衆共にはからひて、一人の平等王を立て、名づけて刹帝利といふ。田主といふこゝろなり、そのはじめの王を、民主王と號しき。十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民これを敬愛す。閻浮提の天下豐樂安穩にして、病患および大寒熱あることなし。壽命も極めて久しく、無量歳なりき。民主の子孫相續きて、久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて八萬四千歳にいたる。身の長八丈なり。その間に王ありて、轉輪の果報を具足せり。先天より金輪寶飛び降りて、王の前に現在す。王出で給

ふことあれば、この輪轉じて行く。諸の小王皆迎へて拜す。あへて違ふものなし。卽ち四大州に主たり。又象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり。この七寶成就するを、金輪王と名づく。次に銀、銅、鐵の轉輪王あり。福力の不同によりて、果報も次第に劣れるなり。壽量も百年に一年を減じ、身の長もまたなじく一尺を減じてけり。百二十歳に當れりしとき、釋迦佛出でたまふ。或は百歳の時ともいふ、これより先に三佛出て給ひき、十歳に至らむころほひに、三災といふ事あるべし。人種ほとほとに盡きて、唯一萬人をあます。その人善を行ひて、また壽命もまし、果報も進みて、二萬歳に至らむとき、鐵輪王出でゝ、南一州を領すべし。四萬歳のとき、銅輪王出でゝ、東南二州を領す。六萬歳のとき、銀輪王出でゝ、東西南三州を領し、八萬四千歳のとき、金輪王出でゝ、四天下を統領す。その報上にいへるが如し。かの時又減に向ひて、彌勒佛出でたまふべし。八萬歳の時ともいふ、この

○釋迦佛　幼名を悉陀と呼べり、父を淨飯王といひ母を摩耶といひき、今を距ること凡二千五百年前ぁ迦毘羅城の王宮ぁ生れぬ
○三災　火災、水災、風災これなり
○ほと〳〵に　一本に字なし

後十八箇の減增あるべし。かくて大火災といふこと起りて、色界の初禪梵天まで燒けぬ。三千大千世界同時に滅盡する、これを壞劫といふ。かくの如くして世界虛空、黑穴のごとくなるを空劫といふ。かくの如くすること七箇の大劫を經て、大水災あり。この度は第二禪まで壞す。七々の火災、七々の水災を經て、大風災あり。て、第三禪まで壞す。これを大三災といふなり。第四禪以上には、內外の過患あることなし。この四禪の中に五天あり。四は凡夫の住所、一は淨居天とて、證果の聖者の住所なり。この淨居を過ぎて、摩醯首羅天王の宮殿あり。大自在天ともいふ、色界の最頂に居して、大千世界を統領す。その天のひろさ、かの世界にわたれり。下天も廣狹に不同あり、初禪の梵宮は、この上に無色界の天あり。又四地をわかて一四天下のひろさなり、この天は、小大の災に逢はずといへども、業力によりといへり。これらの天は、際限ありて、報盡きなば退沒すべしと見えたり。震旦は殊に書契

○滅壞する　一本滅ずるに作る
○黑穴　一本黑雲に作る
○證果の聖者　俗ふさとりを開きたる人といふおなじ
○一四天下　天下の四分の一の義なり
○四地　東西南北をいふ
○業力　因緣力といふにおなじ

を事とする國なれど、世界建立をいへること確ならず。儒書には、伏犧氏といふ王よりあなたをばいはず。但異書の說に、渾沌未分のかたち、天地人のはじめをいへるは、神代のおこりに相似たり。或は又盤古といふ王あり。目は日月となり、髮は草木となるといへる事もあり。それより下つかた、天皇、地皇、人皇、五龍等のもろもろの氏うち續きて、多くの王あり。その間數萬歲を經たりといふ。我朝のはじめは、天神の種を受けて、世界を建立するすがたは、天竺の說に似たる方もあるにや。されどもこれは、天祖より以來繼體違はずして、唯一種ましますこと、天竺にもそのたぐひなし。かの國のはじめの民主王も、衆のために撰び立てられしより相續せり。又世くだりては、その種姓も多く亡されて、勢力あれば、下劣の種も國主となり、あまさへ五天竺を統領する族もありき。震旦またことさら亂りがはしき國なり。昔世すなほに、道正

○異書の說　こは三五曆紀に見えたるをいふにや、同書曰、天地混沌如雞子、盤古生其中、萬八千歲、天地開闢、精陽爲天、濁陰爲地、盤古在其中、一日九變、神於天聖於地、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如此高八千歲、天數極高、地數極深、盤古極長、後乃有三皇と見えたり

○五天竺　東西南北の四天竺ふ中天竺を加へていふなり

しかりしときも、賢を選びて授くることありしにより、一種を定むることなし。亂世になるまゝに、力を以て國をあらそふ。かゝれば、民間より出でゝ位に居たるもあり。戒狄より起りて國を奪へるもあり。或は累世の臣として、その君をしのぎ、終に讓を得たるもあり。伏犧氏の後、天子の氏姓を替へたること、既に三十六。亂の甚しさいふに足らざるものをや。唯我國のみ天地開けしはじめより、今の世の今日にいたるまで、日嗣(ひつぎ)を受け給ふ事邪ならず。一種姓の中におきても、おのづから傍より傳へ給ひしすら、猶正にかへる道ありてぞたもちましましける。これしかしながら、神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。そもそも神道の事は、たやすく顯さずといふ事あれど、根元を知らざれば、亂りがはしき端ともなりぬべし。その弊を救はむために、いさゝか勤(しる)し侍り。神代より正理にて受け傳へつるいはれを宣

○授くること　一本授くるあとに作る

○神明の御誓　日本紀曰、天照大神敕皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣　又關城書曰、我國者天祖經始之地、日神統領之州也、聖々相承受不惑、且依禪讓且歸正理、所經九十余代一百七十余萬歲也、縱雖及末世不可有違越、日神誓約、可暨無究故也と是等を見て知るべし

べむことをおもるして、常に聞ゆることは載せず。おかれば神皇正統記とや名づけ侍るべき。

夫、天地いまだ分れざりし時、渾沌として圓れる事雞子のごとく、くゞもりて牙を含めりき。これ陰陽の元初未分の一氣なり。その氣はじめて分れて、清く明なるはたなびきて天となり、重く濁れるは續きて地となるとし。即ち化して神となりぬ。國常立尊と申す。又は天御中主神とも號し奉る。この神に、水火木金土の五行の德ましまします。先水德の神に顯れ給ふを國狹槌尊といひ、次に火德の神を豐斟渟尊といふ。天の道ひとりなす、故に純男にてましまします。純男といへども、その相ありとも定めがたし、次に木德の神を泥土煮尊、沙土煮尊といひ、次に金德の神を大戸之道尊、大苫邊尊といふ。次に土德の神を面足尊、惶根尊といふ。天地の道相交りて、各陰陽のかたちあり。されど

○くゝもるは渾沌の字をしか訓ぜり、物の中に含みありて分明ならざるをいふ

○その中より一物出でたり　一本その中に一物成れり出でたるに作る

○國常立尊　この神と天御中主神とを同神さし五行の德ましますなどいへるは正說にあらざるなり、古事記に天地初發之時、於高天原成神、名天御中主神、次高御産巣日神、次神産巣日神、此三柱神者、並獨神成坐而隱身と見えたるを參照すべし

そのふるまひたゞしといへり。この諸神、實には國常立の一神にましますなるべし。五行の德、各神と顯れたまふ。これを六代ともに數ふるなり。二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや。次に化生したまへる神を、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申す。これは正しく陰陽の二に分れて、造化の元となりたまふ。上の五行はなほひとつ〳〵の德なり。この五德を合せて、萬物を生ずるはじめとす。

こゝに天祖國常立尊、伊弉諾伊弉冊の二神に勅してのりたまはく、豐葦原の千五百秋の瑞穗の地あり、汝往きてしらすべしとて、即ち天瓊矛を授けたまふ。この矛、又は天の逆戈をも、天の魔返支をもいへり、二神この矛をさづかりて、天浮橋の上にたゝずみて、矛をさし下してかき探り給ひしかば、滄海のみあり。その矛の鋒より滴り落つる潮、凝りて一の島となる、これを磤馭盧島といふ。この名につきて秘說あり。神代梵語に通へるか。その所もあきらかに知る人なし。

○磤馭盧島　日本紀私記曰、是自凝之島也、猶如言自凝也、今見在淡路島西南角小島是也と見えたり

大日本の國寶山なりといふ。口傳あり二神この島に降り居て、即ち國の中の柱をたて、八尋の殿を化作て共に住みたまふ。さて陰陽和合して、夫婦の道あり。この矛は傳へて、天孫從へて天降り給へりともいふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御教のまゝに國々をめぐり、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命といふ神參りあひて、五十鈴の河上に、寶物を守りわける處を示し申しゝに、かの天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫命よろこびて、その所を定めて神宮を建てらる。寶物は、五十鈴の宮の酒殿に納められきともいふ。又瀧祭の神と申すは龍神なり。その神あつかりて地中に納めたりともいふ。一には、大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます。この神のあつかり給へるにより、天柱國柱といふ御名ありともいふ。昔磯馭盧島に持ち下り給ひし事はあきらかなり。世に傳ふといふ事はおぼつかなし。天孫

○八尋の殿　八尋は稱尊の義にて幾尋もとなく廣大なる殿をいふ

○垂仁天皇の御宇に云々　垂仁紀曰、時天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故祕大神敎、其祠立於伊勢國、興齋宮于五十鈴川上、是謂機宮と見えたり

○神宮を建てられしは垂仁天皇の二十五年なり

○龍田神は風神なり、延喜式曰、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座と見えたり

の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へたまふべし。さしはなれて、五十鈴の河上にありけむもおぼつかなし。但天孫も、玉矛はれのうかゞひ給ふ、といふ事見えたり。古語拾遺の說なり

されど、矛も大汝神（おほなむちのかみ）の奉らるゝ、國を平けし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし。寶山に留りて、不動のまもるしとなりけむ事や正說なるべからむ。龍田も寶山近き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも、深秘のてゝろあるべきにや。凡神書にさまざまの異說あり。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらむことは、末學の輩、偏に信用しがたかるべし。かの書の中、猶一決せざることおほし、いはむや異書におきては正とすべからざるをや。かくてこの二神相計ひて、八の島をうみ給ふ。先淡路の洲を生みます、淡道之穗之狹別（あはぢのほのさわけ）といふ。次に伊豫の二名（ふたな）の洲を生みます。一身に四面あり。一を愛比賣（えひめ）といふ、これは伊豫なり。二を飯依比賣（いひよりひめ）といふ、

○古語拾遺曰、天照大神、高皇產靈尊、乃相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫可王之地云々、卽以八咫鏡、及草薙劍、二種神寶、授賜皇孫、永爲天璽、矛玉自從と見えたり

○寶山　一本龍山に作る

○飯依比賣　一本飯依比古に作る

これは讃岐なり。三を大宜都比賣といふ、これは阿波なり。四を速依別といふ、これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。又一身に四面あり。一を白日別といふ、これは筑紫なり。後に筑前、筑後といふ。二を豐日別といふ、これは豐國なり。後に豐前、豐後といふ。三を速日別といふ、これは肥の國なり。後に肥前、肥後といふ。四を豐久士比泥別といふ、これは日向なり。後に日向、大隅、薩摩といふ。筑紫、豐國、肥國、日向などいへるも、二神の御代のはじめの名にはあらざるか。次に壹岐の洲を生みます、天比登都柱といふ。次に對馬の洲を生みます、天狹手依比賣といふ。次に佐渡の洲を生みます、天忍許呂別といふ。次に大日本豐秋津洲を生みます、建日別といふ。次に天御虛空豐秋津根別といふ。すべてこれを大八洲といふなり。この外あまたの島を生みたまふ。後に海山の神、木のおや、草のおやまで、悉く生みましてけり。いづれも神にませば、生み給へる神の、洲をも山をもつくり給へるか。はた洲山をうみ給ふに、神のあらはれましけるか。神世のわざなれば、誠にはかりがたし。二神又はからひてのたまはく、われすでに大八洲國、および山川草木を生めり、いかで天の下の君たるものをうまざらむやとて、先日神をうみます。この御子光りうるはしくして、國の内にてりとほる。二神よろこびて、天にのぼりあげて、天上の事を授けたまふ。この時天地相去る事遠からず。天の御柱を以てあげたまふ。又は天照大神とも申す。女神にてましますなり。次に月神をうみます。その光日についげり。天にのぼせて夜の政を授けたまふ。次に蛭子を生みます。三とせになるまであしたゝず。天磐櫲樟船にのせて、風のまにまに放ちをつ。次に素盞嗚尊を生みます。勇みたけく不忍にして、父母の御心にかなはず、根の國にいねと

○速依別　古事記に建依別に作る從ふべし

○速日別　諸本皆日別に作るは非なり

○あまたの島　吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒島等の島々をいふ

○後に海山の神云々　古事記曰、既生國竟、更生神云々、次生海神名大綿津見神云々、次生木神名久々能智神、次生山神名大山津見神、次生野神名鹿屋野比賣神、亦名謂野椎神と見えたり

○神退ハ崩御といふおなじ

○檝取の神　建喜式に下總國香取郡香取神宮と見ゆ
○鹿島の神　延喜式に常陸國鹿島郡鹿島神宮と見えたり

のたまふ。この三柱は、男神にましますによりて、一女三男と申すなり。すべてあらゆる神、皆二神の所生にましませど、國の主たるべしとて生み給ひしかば、ことさらにこの四神を申し傳へけるにこそ。その後火神、軻倶突智を生みましゝとき、陰神やかれて神退給ひにき。陽神うらみ怒りて、火神を三段にきる。その三段れのおの神となる。血のしたゞりそゝいで神となれり。經津主神、齋主の神とも申す、今の檝取の神、健甕槌神、武雷の神とも申す、今の鹿島の神、の祖なり。陽神猶したひて、黄泉までおはしまして、さまざまのちかひありき。陰神うらみて、この國の人を、一日に千頭殺すべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生むべしとのたまひけり。仍りて百姓をば、天益人ともいふ。死するものよりも、生るゝものれゝほきなり。陽神かへりたまひて、日向の小戸の橘檍原といふ所にて、御祓したまふ。この時あまたの神化生したまへり。日月神も、こゝにて生れ給ふといふ説あり、伊弉諾

○或説に云々　この説非なり、其は伊弉諾伊弉冊は二神相互に誘ひ給ひてこの國土を作り給へるによれる御名にして梵語にはあらざるなり

○地神　天照大神を地神と申せるは誤謬なり、大神は天神にましまして地神にはあらず、猶天神地祇の差別は古事記傳に委しく見えたれば一あたり參照すべし

尊、神功既に終へにければ、天上にのぼり、天祖に報命申して、即ち天にとゞまり給ひけりとぞ。或説に、伊弉諾伊弉冊は梵語なり、伊舍那天伊舍那后なりともいふ。

地神第一代、大日靈尊、これを天照大神と申す。又日神とも皇祖とも申すなり。この神の生れ給ふこと三の説あり。一には、伊弉諾伊弉冊尊あひはからひて、天下のあるじを生まざらむやとて、先日神をうみ、次に月神、次に蛭子、次に素盞嗚尊を生み給ふといへり。又は伊弉諾尊、左の御手に白銅の鏡をとりて、大日靈尊を化生し、右の御手にとりて月弓尊を生し、御首をめぐらして顧み給ひし間に、素盞嗚尊を生むともいへり。又は伊弉諾尊、日向の小戸の川にてみそぎしたまひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生し、右の御眼を洗ひて月讀尊を生し、御鼻を洗ひて素盞嗚尊を生したまふともいふ。日月神の御名も三あり、化生の所も三

あれば、凡慮はかりがたし。又おはします所も、一には高天原（たかまのはら）といひ、二には日少宮（ひのわかみや）といひ、三には我日本國これなり。八咫（やた）の御鏡をとらせましまして、我を見るが如くにせよと、勅し給ひけること、和光の御誓もあらはれて、ことさらに深き道あるべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。こゝに素盞嗚尊、父母二神にやらはれて、根の國に降り給ふべかりしが、天上にまうでゝ、姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなむと申し給ひければ、ゆるしつとのたまふ。仍りて天上にのぼります。大海とゞろき、山岳なり响えき。この神の性猛きがまからしむるになむ。天照大神驚きましまして、兵の備をして待ちたまふ。かの尊、黒き心なきよしを答へ給ふ。さらば誓約（うけひ）をなして、清きか黒きかを知るべし、誓約の御中に、女を生ませば黒き心なるべし、男を生ませば清き心ならむとて、素盞嗚尊、日神に奉られける八坂瓊の玉をとり給ひしかば、その玉に感じて、男神化生したまふ。素盞嗚尊悦びて、まさやあれかちぬとの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊（まさかあかつかちはやひあめのおしほゝのみこと）と申す。これは古語拾遺の説、又の説には、素盞嗚尊、天照大神の御頸に懸け給へる、御統瓊玉（みすまるのたま）をこひとりて、天の眞名井（まなゐ）にふりすゝぎ、これをかみ給ひしかば、先吾勝尊（あかつのみこと）うまれます。その後猶四柱の男神生れたまふ。物ざねは我物なれば我子なりとて、天照大神の御子になし給ふといへり。これは日本紀の一説なり、この吾勝尊をば、大神めぐしとおぼして、常に御脇もとにする給ひしかば、腋子といふ。今の世に、幼き子をわか子といふは僻事なり。かくて素盞嗚尊、猶天上にましけるが、さまざまの科を犯し給ひき。天照大神怒りて、天石窟（あめのいはや）に籠りたまふ。國の中とこやみになりて、晝夜の辨なかりき。もろもろの神たち愁へ歎きたまふ。その時諸神の上首にて、高皇産靈尊（たかみむすびのみこと）といふ神ましましき。昔天御中主尊（あめのみなかぬしのみこと）、三柱の御子

○和光　老子經に和光同塵と見ゆ智慧の光を深くかくして顯さゝるをいふ
○やらはるは追放せらるゝをいふ
○ひたぶるあゝ一向ふの義なり
○いなむ　一本まかりなむに作る

○四柱の男神　天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫲命これあり

○めぐし　いとしき愛の義なり

○さまざまの科　毀畔、埋溝、放樋、重播、剝串、生剝、逆剝、河入、火燒、屎戸などの罪科をいふ

○日前の神　延喜式に紀伊國名草郡日前神社と見えたり

○次に鑄給へる鏡は三種の神器の一なる八咫鏡なり

○根こじハ根ながらといふおおなじく根をつけながらなり

おはします。長を高皇産靈と申す。次をば神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり。陰陽二神こそ始めて諸神を生し給ひしに、直に天御中主の御子といふ事おぼつかなし。この三柱を、天御中主の御子といふことは、日本紀には見えず、古語拾遺の説なり、この神天のやすかはの邊にして、八百萬の神を集へて相議りたまふ。その御子に思兼といふ神のたばかりにより、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。そのはじめ鑄たりし鏡、諸神の心にあはず。これは紀伊國日前の神にます、次に鑄給へる鏡、うるはしうましましければ、諸神悦び崇めたまふ。初は皇居にましましき、今は伊勢の五十鈴の宮にいつかれ給ふこれなり、又天明玉神をして、八坂瓊の玉をつくらしめ、天日鷲神をして、青幣白幣をつくらしめ、手置帆負、彦狹知の二神をして、大峽小峽の材を切りて、瑞殿をつくらしむ。この外くさぐさあれどしるさず、その物既に備りしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉をとりかけ、中枝には八咫の鏡をとりか

○ゑらくハ喚樂の義なり

○しりくめなはハ今世のいはゆる志米繩をいふ

○あはれは感嘆詞なり、天の明なる義にあらず

け、下枝には青和幣白和幣をとりかけ、天太玉命高皇産靈神の子なり、をして捧げ持たしむ。天兒屋命津速産靈の子、或は孫ともいふ、興台産靈神の子なり、をして祈禱らしむ。天鈿目命眞辟の葛をかつらにし、蘿葛を手襁にし、竹の葉飫憩、木の葉を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優をして、相共にうたひまふ。又庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて、互に長鳴せしむ。これは皆神樂のおこりなり、天照大神聞しめして、我はこの頃石窟に隱れ居り、葦原の中津國はとこやみならむ、いかにぞ天鈿目命かくゑらぐやとおぼして、御手を以て細目にあけて見給ふ。時に天手力雄命といふ神、思兼の神の子。磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて、新殿に移し奉る。中臣の神、天兒屋命なり忌部の神、天太玉命なりしりくめなはを日本紀には、端出之繩と書けり、註には、左繩端出也といふ、古語拾遺には、日の御繩とかき、是日影之象也といふ、引きめぐらして、なかへりましろと申し上ぐるに、天始めて晴れて、もろもろ共に相見、面皆明にしろし。手をのべて歌ひ舞ひて、あは

れ、天の明なるなり、あなおもしろ、古語に、甚切なるをみなあなといふ、おもしろは、もろもろのおもてあきらかにしろきなり、あなたのし、あなさやけ、竹の葉のこゑ、おけ、木の名なり、その葉をふるこゑなり、天鈿目の持ちたまへる手草なり、かくて罪を素盞嗚尊によせて、おほするに千座の置戸を以て、首の髮手足の爪を拔きて贖はしめ、その罪をはらひて、神逐にやらはれき。かの尊天より降りて、出雲の簸の川上といふ所に至りたまふ。その所に獨の翁と姥とあり、一の少女をすゑて、かきなでつつ泣きけり。素盞嗚尊たそと問ひたまふ。われはこれ國神なり、脚摩乳、手摩乳といふ。この少女はわが子なり、奇稻田姫といふ。さきに八箇の少女あり、年ごとに八岐の大蛇のためにのまれき。今この少女、又のまれなむとすと申しければ、尊、我にくれむやとのたまふ。勅のまゝに奉ると申しければ、この少女を湯津のつま櫛にとりなし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽にもりて待ち給ふに、果してかの大蛇來れり。頭各一槽に入れてのみ、醉ひて眠

○さやけは分明なる意なり、竹の葉の聲といふは非なり
○千座の置戸は罪科を祓はむ料に出すものを載する臺なり、千とは數の多きをいふ
○簸の川上　和名抄に大原郡斐伊とあるこれなり
○奉るは奉らむといふべきところなり
○湯津のつま櫛は齒の至極密なる櫛をいふ
○八醞の酒は幾度も釀返して純酒となしたるものをいふ

りけるを、尊はかせる十握劍を拔きて、寸々にきりつ。尾に至りて劍の刄すこしかけぬ。割きて見給へば、一の劍あり。その上に雲氣ありければ、天蘂雲劍と名づく。日本武尊にいたりて、改めて草薙の劍といふ、それより熱田の社にます、これ奇しき劍なり、我何ぞあへて私におけらむやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。その後出雲の清の地にいたり、宮をたてゝ、稻田姫と住みたまふ。大己貴神大汝ともいふをうましめて、素盞嗚尊は、竟に根の國にいでましぬ。大汝神この國に留りて、今の出雲の大神にます、天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。仍りてこれを大國主神とも、大物主とも申す。その幸魂奇魂は、大倭の三輪の神にます。第二代、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千々姫命にあひて、饒速日尊、瓊々杵尊をうましめ給ふ。吾勝尊、葦原の中洲に下りますべかりしを、御子うまれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります。饒速日尊を下し給ひしとき、

○はかせるは帶ひ給へるといふ、おなし
○熱田の社　延喜式に尾張國愛智郡熱田神社と見えたり
○清の地　出雲風土記曰大原郡須賀山云々と同郡に須賀社あり
○出雲の大神　延喜式に出雲國出雲郡杵築大社と見えたるこれなり古は天日隅宮といへり
○三輪の神　延喜式に大和國城上郡大神大物主神社と見えたり

外祖高産靈尊、十種の瑞寶を授けたまふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一これなり。この尊、はやく神さり給ひにけり。凡國の主とては、下し給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は、天照大神、三種の神器を傳へたまふ。後に又瓊々杵尊にも授けましゝに、饒速日尊はこれを得給はず。しかれば日嗣の神にはましまさぬなるべし。この事舊事本紀の説なり、日本紀には見えず、天照大神、吾勝尊は、天上にとどまり給へど、地神の第一二にかぞへ奉る、そのはじめ天下の主たるべしとて、うまれ給ひしゆゑにや。

第三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照大神、高皇産靈尊、いつきめぐみましまして、葦原の中洲の主となして、天降し給はむとす。こゝにその國の邪神あれて、たやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦といふ神を下して見せ給ひしに、大

○三種の神器　八咫鏡、天叢雲劍、八坂瓊之曲玉これなり

○いつくは寵愛するをいふ

汝神の女、下照姫にとつぎて、かへりごと申さず、三歳になりぬ。仍りて無名雉をつかはして見せられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて、大神の御前にあり。血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗して、臥せりける胸に當りて死にぬ。世にかへし矢を忌むは、このゆゑなり。更に又下さるべき神をえらばれし時、經津主命機取の神にます、武甕槌神鹿島の神にます、勅を受けて下りましけり。出雲國にいたり、はかせる劍を拔きて地につきたて、その上に居て、大汝神に大神の勅を告げしらしむ。その子都波八重事代主神今の葛木の鴨にます、相共に隨ひ申しぬ。次の子健御名方刀美神今の諏訪の神にます、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又したがひぬ。かくてもろもろの惡神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にのぼりて、かへりごと申し給ふ。大物主神大汝神は、この國を去り、やがて隱れ給ふとみゆ、この大物主は、さきにいふ所の三輪の神にますなるべし、事代主神、相共

○とつくは嫁繼の字を訓ぜり、夫婦隱處に就く義なり

○新嘗ハ新穀を食する儀式なり

○葛木の鴨　延喜式に大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座と見ゆ

○諏訪の神　延喜式に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座と見ゆたり

○まつろふハ服從することなり

に八十萬の神を率ゐて、天にまうづ。大神ことにほめたまひき。よろしく八十萬の神を領して、皇孫を守りまつれとて、まづかへし下し給ひけり。その後天照大神、高產靈尊、相計りて皇孫を下し給ふ。八百萬の神勅を承りて、御供に仕う奉る。諸神の上首三十二神あり、その中に五部（いつとも）の神といふは、天兒屋命（中臣の祖）、天太玉命（忌部の祖）天鈿女命（猿女の祖）、石凝姥命（鏡作の祖）、玉屋命（玉作の祖）なり。この中にも、中臣、忌部の二神は、むねとの神勅をうけて、皇孫を扶け守り給ふ。又三種の神寶を授けまします。まづあらかじめ皇孫に勅して宜く、葦原の千五百秋の瑞穗國は、是吾子孫可レ王之地也、宜二爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與二天壤一無窮者矣。又大神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫に授けてほぎて、吾兒視二此寶鏡一當猶レ視レ吾、可二與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一とのたまふ。八坂瓊の曲玉、天蘰雲の劍を加へて三種とす。又この鏡の如くに分明なるを以て、天下に照臨

○ほぎて　祝ひてといふ意なり

したまへ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙（たくみなるわざ）を以て天下をおろしめせ、神劍を提げてまつろはざるものを平げ給へと、勅ましましけるとぞ。この國の神靈として、皇統一種正しくましますこと、誠に是等の勅に見えたり。三種の神器世に傳ふること、日月星の天にあるにれなじ。鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、深きならひあるべきにや。そもそもかの寶鏡は、先にまし侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡（八咫にも口傳あり）、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命（天明玉をもいふ）、作り給へるなり。（八坂にも口傳あり）、劍は素盞嗚尊の得給ひて、大神に奉られし蘇雲劍なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國をたもちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象をてらすに、是非善惡の姿現れずといふことなし。その姿に從ひて感應するを德とす、これ正直の本源なり。玉は柔和善順を德とす、これ正直の本源なり。劍は剛利

○ひろがれる　まかれるか、ひかれるかの誤謬なるべし

○八咫の數尺といはむが如し、裏書曰咫說文云中婦人手長八寸謂之咫周尺也但今八咫鏡事別口傳あり

決斷を德とす、智惠の本源なり。この三德を兼ね受けずしては、天下の治らむこと誠に難かるべし。神勅明にして、詞つゝまやかにむねひろし。あまさへ神器にあらはし給へり。いとかたじけなきことにや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明をかたちとせり。心性あきらかなれば、慈悲決斷はその中ひあり。又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給にけむかし。天にあるもの日月より明なるはなし。仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり。我神大日の靈にましませば、明德を以て照臨したまふ事、陰陽におきてはかりがたし。冥顯につきてたのみあり。君も臣も神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけし神達の苗裔なり。誰かこれを仰ぎ奉らざるべき。この理をさとり、その道に違はずば、內外典の學問も、こゝに極まるべきにこそ。されどこの道の弘まるべき事は、內外典流布の力なりといひつべし。魚をうることは、網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得ること難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にあらはし、これ皆權化の神聖にましませば、天照大神の御心をうけて、我國の道を弘め、深くしたまふなるべし。かくてこの瓊々杵尊天降りましに、猿田彦といふ神參りあひき。これちまたの神なり、照り耀きて、目をあはする神なかりしに、天鈿女神行きあひぬ。皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穗の槵觸の峯にましますべし、われは伊勢の五十鈴の河上にいたるべしと申す。かの神の申のまゝに、槵觸の峯に天降りて、鎭り給ふべき所をもとめられしに、事勝國勝といふ神これも伊弉諾尊の御子、又は鹽土の翁といふ、參りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なむ、よろしかるべきと申しければ、その所にすませ給ひけり。こゝに山の神大山祇の二の女あり、姉

○宗廟は伊勢大神宮をさせるなり

○內外典　內典は佛書をいふよし上にいへり、是に對して儒書その他の書を外典とはいふなり

○權化は佛が化身して權にこの世にあらはれいつることなり

○高千穗の槵觸の峰は今の大隅國噌唹郡なる霧島山ならむといひ、又一說には日向國臼杵郡知鋪鄕なりともいふ

○吾田の長狹の御崎　古事記には笠沙の御崎に作る、今の薩摩國阿多郡加世田の御崎ならむといふ

を磐長姫（いはながひめ）といひ、これは磐石の神なり、妹を木花開耶姫（このはなさくやひめ）といふ、これは花木の神なり、二人をめし見給ふ。姉はかたちみにくかりければかへしつ。妹を留めたまひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、世の人は命長くて磐石の如くあらまし、只妹をめしたれば、生めらむ子は、木の花の如くに散り落ちなむと、とこひけるによりて、人の命みじかくなれりとぞ。木花開耶姫めされて、一夜にはらみぬ。天孫あやめ給ひければ、腹立ちて無戸室（うつむろ）をつくり、籠り居て、みづから火をはなちしに、三人の御子生れたまふ。熖（ほのほ）の起りける時生れますを、火闌降命（ほすせりのみこと）といひ、火の熾なりしに生れますを、火明命（ほあかりのみこと）といふ。後に生れますを、火々出見尊（ほほでみのみこと）と申す。この三人の子をば、火もやかず、母の神もそこなはれ給はず。父の神よろこびましましけり。この尊、天下を治め給ふこと、三十萬八千五百三十三年といへり。これよりさき、天上（あめ）に留ります神達の御事は、年序はかりがたきにや。天地分れしより以来の事、幾年を經たりといふ事見えたる文なし。そもそも天竺の説に、人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減じて、百二十歳の時、或は百歳ともいふ、釋迦佛出で給ふといへる、この佛の出世は、鷓鴣草葺不合尊（うかやふきあへずのみこと）の末ざまの事なれば、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にあたる、これより上へかぞふべきなり、百年に一年をまして、これをはかるに、この瓊々杵尊のはじめつかたは、迦葉（かせう）といふ佛の出で給ひける時にやあたり侍らむ。人壽二萬歳のとき、この佛は出で給ひけりとぞ。

第四代、彦火々出見尊（ひこほほでみのみこと）と申す。御兄火闌降命（ほすせりのみこと）海の幸ます。この尊は山の幸ましけり。試に相換へ給ひしに、れのおのその幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の釣鉤をかへ給へりしを、弓箭をばかへつ。弟の尊、鉤を魚にくはれて、失ひ給ひけるを、あながちに責め給ひしに、せむすべなくて、海邊にさまよひ給ひき。鹽土翁（しほつちのをぢ）この神のこと先に

○あやめは怪めの意なり

○無戸室　古事記に無戸八尋殿に作る、無戸とは出入すきべ口を土にて塗り塞きたるをいふ

○海の幸山の幸は漁獵して獲物あることをいふなり

見ゆ、參りあひて、憐み申して、謀をめぐらして、海神綿積命（わたつみのみこと）小童とも書けり、の所におくりつ。その女を豐玉姬（とよたまひめ）といふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ。遂にその女にあひすみ給ふ。三とせばかりありて、故郷をねぼす御氣色ありければ、その女、父にいひあはせてかへし奉る。大小のうろくづを集へて、問ひける に、口女（くちめ）といふ魚病ありとて見えず。ねひて召しいづれば、その口腫れたり。これをさぐりしに、失せにし鉤をさぐりいづ。一には赤女といふ、又この魚は、なよしといふと見えたり、海神いましめて、口女今より鉤食ふな、又天孫の饌にまゐるな、となむいひ含めける。又海神干珠滿珠（しほひるたましほみつたま）を奉りて、兄をたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり。さて故郷に歸りましつ。滿珠をいだしてねぎ給へば、潮滿ち來て兄をばかへしつ。なやまされて、俳優（わざをぎ）の民とならむと誓ひ給ひしかば、干珠を以て潮をふりぞけ給ひき。これより天日嗣を傳へま

○うろくづは魚の事をいふなり

○口女　日本紀に赤女につくり、古事記には赤海鰻魚につくる

○鉤食ふなは鉤の餌を食ふなかれの意なり

○俳優の民　日本紀一書曰、於是兄着犢鼻、以褚塗掌塗面、告其弟曰吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足踏行、學其溺苦之狀云々、自爾及今曾無廢絕と見ねたり

しましけり。海中にて豐玉姬姙み給ひしが、產期（うむづき）にいたらば、海邊に產屋を作りて待ち給へと申しき。はたしてその妹玉依姬を率ゐて、海邊に行きあひぬ。屋を作りて鸕鷀の羽にてふかれしが、ふきもあへず、御子うまれ給ふによりて、鸕鷀草葺不合尊（うがやふきあへずのみこと）とまをす。又產屋をうぶやといふことも、鸕鷀の羽をふきける故なりとなむ。さても產のとき、見給ふなと契り申しゝを、のぞきて見ましければ、龍になりぬ。恥ぢうらみて、我に恥見せ給はずば、海陸を隔つる事なからましとて、御子を捨てゝきて、海中へかへりぬ。後に御子のきらきらしくましますことを聞きて、あはれみあがめて、妹の玉依姬を奉りて、養ひまつらせけるとぞ。この尊、天下を治め給ふこと六十三萬七千八百九十二年といへり。震旦の世のはじめをいへるに、萬物混然として相離れず、これを混沌といふ。その後輕く淸きものは天となり、重く濁れるものは地

○產屋　子を生まむ料に造る屋なれば產屋とは呼べるなり、鵜の羽を以て葺ける故の名といはれつるはいかゞあらむ

○龍も產婦の狀を形容していへる詞にて眞の龍眞の鰐になり給へるにはあらざるなり　古事記に鰐に作る、いづれ

○九十二年　一本九十三年に作る

となり、中和の氣は人となる。これを三才といふ。これまでは、我國のはじまりをいへるにかはらざるなり、そのはじめの君盤古氏、天下を治むること一萬八千年、天皇、地皇、人皇などいふ王相續きて、九十一代、一百八萬二千七百六十年、さきにあはすれば、一百十萬七百六十年、これ一說なり、實にはあきらかならず、廣雅といふ書には、開闢より獲麟にいたるまで、二百七十六萬歲ともいふ。獲麟とは、孔子の在世、魯哀公の時なり。日本の懿德にあたる。まからば盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方にあたるべきにや。

○懿德にあたる　懿德天皇三十二年に當れるなり

第五代、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す。御母豐玉姬と名づけ申しける御名なり。御姨玉依姬に嫁ぎて、四柱の御子をうましめ給ふ。彦五瀨命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊と申す。磐余彦尊を太子にたてゝ、天日嗣をなむ繼がしめましましける。この神の御代七十七萬餘年のほどにや、唐の三皇のはじめ、伏犧といふ

○七十七萬　一本七十萬に作る

王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年。一說には、一萬六千八百二十七年、志からばこの尊の八十萬餘の年に當るなり、親經中納言、新古今集の序を書くに、伏犧皇德の基して、四十萬年といへり、いづれの說によれるにか、覺束なき事なり、その後に少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、虞氏舜なり有虞氏といふ五帝あり。合せて四百一年。その次に、夏、殷、周の三代あり。夏には十七主、四百三十二年、殷には三十主、六百二十九年、周の世となりて、第四代の主を昭王といひき。その二十六年甲寅の年までは、周れこりて一百二十年。この年は、葺不合尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり。今年、天竺に釋迦佛出生しまします。同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛、御年八十にて入滅志給ひけり。唐には、昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。その後二百八十九年ありて、庚申にあたる年、この神かくれさせましましつ。すべて天下を治め給ふ事、八十三萬六千四十三年といへり。これより上つ方を、地神五代とは申すなり。二代は天上に留りたま

○四百一年　異本四百三十一年、或は四百三十二年に作る

○この神は葺不合尊を指し奉れるなり

ひ、三代は西洲の宮にて、多くの年をれくりましまします。神代の事なれば、その行迹確ならず。葺不合尊、八十三萬餘年ましましゝに、その御子磐余彦尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりにけること、疑ふ人もあるべきにや。されば神道の事推して量りがたし。誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかはり、やがて人の代となりぬるにや。天竺の說の如く、次第ありて減じたりとは見えず。又百王ましますべしと申しぬる、十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官、百姓などいふにてもるべきなり。昔皇祖天照大神天孫尊にみことのりせしに、寶祚之隆當與天壤無窮とあり。天地も昔にかはらず。日月も光をあらためず。いはむや三種の神器、世に現在志給へり。窮あるべからざるは、我國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になむれはします。

○申しぬる　諸本申しめりふ作る

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す。後に神武と名づけ奉れり。地神鸕鷀草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまとことばなり。神武は中古となりて、唐の詞により定め奉れる御名なり。又この御代より、代ごとに宮所をうつされしかば、その所を名づけて御名とも す。この天皇をば、橿原の宮とも申すこれなり。又神代より、至りて貴きを尊といひ、その次を命といふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などゝいふ號出で來にけり。神武の御時よりはじまれることなり。上古には、尊とも命とも、かねて稱しけりと見えたり。世下りては、天皇を尊と申すことも見えず、臣を命といふこともなし。古語の耳なれざるなれる故にや。この天皇、御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神に代り

○後に神武と名づけ奉る　日本紀私記に神武等諡名者淡海御船奉勅撰也と見えたり

◎神武天皇御名事

○橿原の宮　橿原は大和國高市郡の地名なり

◎尊與命差別事

◎朝臣宿禰首號事

○朝臣、宿禰、臣、共に臣下の尊稱なり

○耳なれず　一本聞なれずに作る

○宮崎宮は日向國宮崎郡にあり

◎神武天皇東征事

○道のついでの國々　豐國、安藝、吉備等の國々をいふ

て、皇位に卽かしめたまふ。今年辛酉の歲なり。筑紫日向の宮崎宮におはしましけるが、兄の神達、および皇子、群臣に勅して、東征の事あり。この大八洲は皆これ王地なり、神代幽昧なりしにより て、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟檝を とゝのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひたまふ。道のついでの國 國を平げ、大和に入りまさむとせしに、その國に、天の神饒速日尊 の御末、宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といふ。天神 の御子兩種あらむやとて、軍を起して防ぎ奉る。その軍こはくし て、皇軍まばしば利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士卒皆病 み臥せり。こゝに天照大神、健甕槌神を召して、葦原の中津洲さわ ぐ音す、汝行きて平げよとみことのりしたまふ。健甕槌神申し給 ひけるは、昔國を平げし時の劒あり、かれを下さば、われのづから平 ぎなむと申して、紀伊國名草の村に、高倉下命といふ神に示して、

◎八咫烏事

○大烏となりて云々　日本紀曰、時夜夢、天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲嚮導者、果有頭八咫烏、自空翔降云々と見えたり

◎金色鵄降事

○金色の鵄下りて云々　日本紀曰、時忽然天霽而雨氷、乃有金色靈鵄飛來、止于皇弓弭、其鵄光曄煜狀如流電云々と見えたり

◎鹿島神事

○石上　延喜式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社と見えたり

○鎭魂祭　毎年十一月中寅の日に行はるゝ神事なり

この劒を奉りければ、天皇よろこび給ひて、士卒のやみふせりけるも、皆起きぬ。又神魂命の孫武津之身命、大烏となりて軍の御前につかうまつる。天皇ほめて、八咫烏と號したまふ。又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり。その光照りかゞやけり。これにて、たばかりて殺しつ。その軍をひきゐて隨ひ申しにけり。天皇、はなはだほめましまして、天より下れる神劒をさづけて、その大勳にてたふ、とぞのたまはせける。この劒をば豐布都の神と號す。初は大和の石上にまします。後には常陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見命、又饒速日尊天降りしとき、外祖高皇産靈尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇にたてまつる。天皇、鎭魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき。その寶をも、卽ち宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す。

◎布留神事

○わきためは分別の義なり

○靈時は祭の庭なり

○鳥見山ハ大和國宇陀郡ゆあり

◎老子誕生事

又布留とも號す。この瑞寶を一づゝ呼びて、咒文をしてふる事あるによれるなるべし。かくて天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて宮づくりす。その制度天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくしまします。皇宮、神宮一なりしかば、國々の御調物をも、齋藏に納めて、官物、神物のわきためなかりき。天兒屋根命の孫天種子命、天太玉命の孫天富命、專ら神事をつかさどる、神代の例にことならず。又靈時を鳥見山の中に建てゝ、天神地祇を祭らしめたまふ。この御代のはじめ、辛酉の年、唐の周の世第十七代にあたる君、惠王の十七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の君、定王の三年に當れり。今年老子誕生す。これは道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅ましまし給ひしより、元年辛酉までは、二百九十年になれるか。この天皇、天下を治め給ふこと七十六年、一百二十七歳おましましき。

○高岡宮ハ大和國葛上郡にあり

○三十一年　諸本二十一年に作る

○二十三代　一本二十四代に作る

◎孔子誕生事

○七十三年　一本年字なし

○立てたるなり　諸本立てらるゝなりに作る

第二代、綏靖天皇、これより、和語の尊號をばのせず、神武第二の御子、御母は鞴五十鈴姫、事代主神の女なり。父の天皇かくれまして、三年ありて即位ましたまふ。庚辰の年なり。大和の葛城高岡宮にまします。三十一年庚戌の歳、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子誕生す。これより七十三年までおはしけり。儒教を弘めらる。この道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏のはじめの禹、殷のはじめの湯、周のはじめの文王、武王、周公の、國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし身をなほくし、家を修め國を治めて、天下に及ぼすをむねとす。されば異なる道にはあらねども、末の世となりて、人の不正になれりしゆゑに、その道を治めて、儒のをしへを立てたるなり。天皇、天下を治め給ふこと三十三年、八十四歳おましましき。

第三代、安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主

神のれとむすめなり。癸丑の年即位、大和の片鹽浮穴宮にましま
す。天下を治め給ふこと三十八年、五十七歳れましましき。
第四代、懿徳天皇は、安寧第二の御子、御母は淳名底中姫、事代主
神の孫なり。辛卯の年即位、大和の輕曲峽宮にましします。天下を
治め給ふこと三十四年、七十七歳おましましき。
第五代、孝昭天皇は、懿徳第一の御子、御母は天豐津姫、息石耳命の
女なり。父の天皇かくれまして、一年ありて、丙寅の年即位、大和
の掖上池心宮にましします。天下を治め給ふこと八十三年、百十四
歳おましましき。
第六代、孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の
上祖瀛津世襲の女なり。己丑の年即位、大和の秋津島宮にましま
す。天下を治め給ふこと一百二年、百二十歳おましましき。
第七代、孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の

○片鹽浮穴宮ハ葛下郡にあり
○輕曲峽宮ハ高市郡にあり
○掖上池心宮ハ葛上郡にあり
○秋津島宮モ葛上郡にあり

女なり。辛未の年即位、大和の黒田廬戸宮にましします。三十六年
丙午にあたるとし、唐の周の國滅びて秦にうつりき。四十五年乙
卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に
求む。日本より五帝三王の遺書を、かの國にもとめしに、始皇悉く
これをおくる。その後三十五年ありて、かの國書を焼き、儒を埋み
にければ、孔子の全經、日本にとゞまるといへり。この事異朝の書
に載せたり。我國には、神功皇后、三韓を平げ給ひしより異國に
通じ、應神の御代より經史の學つたはれり、とぞ申しならはした
る。孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上
古の事はたしかにもまるしとゞめざるにや。應神の御代に渡れる
經史だにも、今は見えず。聖武の御時吉備大臣入唐して、傳へた
りける本こそ流布したれば、この御代より傳へけむことも、あな
がちに疑ふまじきにや。凡この國をば、君子不死の國ともいふな

○黒田廬戸宮ハ城下郡にあり
○乙卯　諸本己卯に作る、又秦の始皇の即位は當天皇の七十年にて四十五年にはあらざるなり
◎三皇五帝書送日本事
○異朝の書　歐陽全集日本刀の歌に徐福行時書未焚逸書百篇今尚存と見えたり
○吉備大臣は元正天皇靈龜二年入唐し後十九年を經て聖武天皇天平七年に歸朝せり
◎君子不死國爲我國事
○君子不死の國　後漢書東夷傳に東方有君子不死之國と見ゆ

り。孔子世の亂れたることを歎きて、九夷に居らむとのたまひける、日本は九夷のその一なるべし。異國には、この國を東夷とす。この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し。四海といふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば、蟲をもたがへ、西は羊をのみ牧ふなれば、羊をもたがへ、北は犬の種なれば、犬をもたがへたり。たゞ東は仁ありて壽長し。よりて大弓の字をもたがふといへり。孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけむこと、怪むに足らぬことにや。この天皇、天下を治め給ふこと七十六年、百十歳おましましき。

第八代、孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁亥の年卽位、大和の輕境原宮にましします。九年乙未の年、唐の秦滅びて漢にうつりき。この天皇、天下を治め給ふこと五十七年、百十七歳おましましき。

○經境原宮ハ高市郡にあり

◎日本九夷爲其一事四海事

第九代、開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄命の妹なり。甲申の年卽位、大和の春日率川宮にましします。天下を治め給ふこと六十年、百十五歳おましましき。

第十代、崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初は孝元の妃として、彦太忍信命をうむ、大綜麻杵命の女なり。甲申の年卽位、大和の磯城瑞籬宮にましします。この御時、神代を去ること、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ。漸く神威を恐れ給ひて、卽位六年己丑の年、神武元年辛酉より、この己丑までは六百二十九年、神代の鏡造石凝姥神の裔をめして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇神の裔をして、劍を作らしむ。大和の宇陀郡にして、この兩種をうつし改められき。これを護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの寶鏡、劍よび靈をば、皇女豐鋤入姫命につけて、大和の笠縫邑といふ所に、神籬を建てゝあがめ奉らる。これより神宮、皇居、各別になれりき。その後大神のをしへありて、豐鋤入姫

○鬱色雄命 一本鬱色謎に作る
○春日率川宮ハ添下郡にあり

○孝元の妃 こゝ誤傳なり孝元の妃さなり給ひしは內色許男の女伊迦賀色許賣命なり
○磯城瑞籬宮ハ城上郡にあり

○漸く神威を恐れ給ひて云々 日本紀曰、崇神天皇六年、先是天照大神、倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬云々と見えたり
○六年 異本六十六年に作る

◎寶鏡靈劍奉崇大和事

○神籬ハ神を齋ひ奉らむ料に榊を立て廻らしたる所なり

命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひけり。十年の秋、大彦命を北陸につかはし、武淳川別命を東海に、吉備津彦命を西海に、丹波の道主命を丹波につかはす。共に印綬を賜ひて將軍とす。將軍の名はじめて見ゆ、天皇の叔父武埴安彦命、朝廷を傾けむと計りければ、將軍等を留めて、先追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平げぬるよし復命す。六十五年秋、任那の國、使を差して御貢を奉る。筑紫を去ること二千餘里といふ、天皇、天下を治め給ふこと六十八年、百二十歳おましましき。

第十一代、垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大彦命孝元の御子、の女なり。壬辰の年卽位、大和の卷向珠城宮にまします。この御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に代りて、天照大神をいつき奉らる。神の敎により、猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢國度會郡五十鈴の川上に宮所をさめ、高天原に千木高知り、下

○任那ハ今の朝鮮の一地方なり、この時の使者は蘇那曷叱知なり

○卷向珠城宮は城上郡にあり

○この御時皇女大倭姫命云々
本紀曰、垂仁天皇二十五年三月丙申、離天照大神於豐耜入姫命、託于倭姫命、爰倭姫命、求鎭坐大神之處、而詣菟田篠幡、更還之入近江國、東廻美濃到伊勢國、時天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神敎、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神、始自天降之處也と見ねたり

◎大神宮始御事

◎將軍等遣四海事

○大彦命ハ孝元天皇の皇子なり
○武淳川別命は大彦命の子なり
○吉備津彦命は孝靈天皇の皇子なり
○西海　諸本西道に作る、卽ち西海道の事なり
○道主命は開化天皇の皇子彦坐王の子なり

津磐根に大宮柱太敷立てゝ、ましづまりましましぬ。この所は、昔天孫天降り給ひしとき、猿田彦神參りあひて、我は伊勢の狹長田の五十鈴の川上に至るべし、と申しける所なり。大倭姫命、宮所をたづね給ひしに、大田命といふ人（又は興玉ともいふ）參りあひて、この處を敎へ申しき。この命は、昔の猿田彦神の苗裔なりとぞ。かの川上に、五十の金鈴、天上の圖形などあり、天の逆戈も、この處にありきといふ一說あり、八萬歳の間、守り崇め奉りきとなむ申しける。かくて中臣の祖、大鹿島命を祭の主とす。又大幡主といふ人を、大神主になしたまふ。これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。この天皇、天下を治め給ふこと九十九年、百四十歳おましましき。

第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主王の女なり。辛未の年卽位、大和の纒向日代宮にまします。十二年秋、熊襲日向にあり、叛きて貢奉らず。八月に天皇筑紫に幸して、これを

◎天逆戈在所事

◎中臣祖爲祭主事

○纒向日代宮ハ城上郡にあり

◎熊襲叛朝威事

○高屋の宮は肥後國天草郡にあり

○奇謀　日本紀曰、景行天皇二十五年十二月、時熊襲有魁帥者、名取石鹿文、亦曰川上梟帥、悉集親族而欲宴、於是日本武尊、解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍釼佩裀裏、入於川上梟帥之宴室、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、擧杯令飲而戲弄、于時也、更深人闌、川上梟帥且被酒、於是日本武尊、抽裀中之劍、刺川上梟帥之胸云々と見えたり

◎小碓尊奉號日本武尊事

○十月に狂道して云々　日本紀曰景行天皇四十年冬十月戊午、枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姫命曰、今被天皇之命而東征、將誅諸叛者、故辭之、於是倭姫命、取草薙劍、授日本武尊曰、愼之莫怠也と見えたり

征したまふ。十三年夏悉く平げて、高屋の宮にまします。十九年秋、筑紫より還りたまふ。二十七年秋、熊襲又叛きて邊境を侵しけり。皇子小碓尊御年十六、幼より雄畧の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎をあげ給ひしかば、熊襲を討たしめたまふ。冬十月に、密にかの國にいたり、奇謀をもちて、その梟帥取石鹿文といふものを殺し給ふ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げて歸りたまふ。所々にしてあまたの惡神を殺しつ。二十八年春復命申し給ひけり。天皇その功をほめて、惠み給ふこと諸子にことなり。四十年夏東夷多く叛きて、邊境さわがしかりければ、又日本武皇子をつかはす。吉備の武彦、大伴の武日を左右の將軍として、相副へしめたまふ。十月に枉道して、伊勢の神宮に詣でゝ、大倭姫命にまかり申し給ふ。かの命、神劍を授けて、つゝしめ、なおこりたりそ、とぞをしへ給ひける。駿河にいた

○日高見の國　延喜式曰陸奥國桃生郡日高見神社と、又常陸風土記に信太郎此地本日高見國也と見ゆ故に異說ありと注されたるなり

○碓氷坂　日本紀に故登碓氷嶺、而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶、故因號山東諸國曰吾嬬國と見え、古事記には到足柄之坂本云々、故登立其坂云々と見えたり

○吾嬬者耶　吾嬬はわか妻の義にしてはやは感嘆辭なり

○越の國は今の北陸道をいふ

○五十葺山は近江國にあり

るに、賊徒、野に火をつけて害し奉らむことをはかりけり。火の勢免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劍自ら拔けて、傍の草をなぎはらふ。これより名をあらためて、草薙の劍といふ。又火うちをもて火をいだして、むかひ火をつけて、賊徒を燒き殺されにき。これより船に乘り給ひて、上總にいたり、轉じて陸奥國に入り、日高見の國（そのところ異說あり、）にいたり、悉く蝦夷を平げたまふ。かへりて常陸をへ、甲斐に越え、又武藏上野を經て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍びたまふ。（上總へわたり給ひし時、風波あらかりしに、尊の御命をあがなはむとて海に入りし人なり、）東南の方をのぞみて、吾嬬者耶とのたまひしより、山東の諸國を、あづまといふなりとぞ。これより道を分け、吉備の武彦をば越の國に遣して、不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ひしが、かの國に宮簀媛といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の妹なり。この女を召して、淹しく留り給ひし間、五十葺山に荒神ありと聞

けれぱ、劍をば宮簀媛の家にとゞめて、徒よりいでます。山神化して小蛇になりて、道によこたはれり。尊、またぎこえて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢に移りたまふ。能褒野といふ所にて、御病甚しくなりにけれぱ、武彦命をして、天皇に事のよしを奏して、終にかくれ給ひぬ。御年三十なり。天皇きこしめして、悲みたまふことかぎりなし。群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大和の國を指して飛び、彈琴原といふ所にとゞまれり。その所に、又陵を作らしめられけれぱ、又飛びて河内の古市にとゞる。その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ。依りて三の陵あり。かの草薙劍は、宮簀媛あがめ奉りて、尾張に留りたまふ。今の熱田の神にまします。五十一年秋八月、武内の宿禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まさ

○またぎこえて　諸本またこえてに作る

○能褒野は伊勢國鈴鹿郡にあり

○琴彈原は葛上郡ふあり

○古市は河内國古市郡にあり、今猶御陵ありて白鳥陵といへりとぞ

◎熱田神事

◎武内臣爲棟梁臣事

むとて、東國に幸したまふ。十二月あづまよりかへりて、伊勢の綺の宮にまします。五十四年秋、伊勢より大和にうつり、纒向の宮にかへりたまふ。天下を治め給ふこと六十年、百四歲おましまししき。

第十三代、成務天皇は、景行第三の子　御母は八坂入姫、八坂入彦皇子　崇神の御子、の女なり。日本武尊、日嗣を受け給ふべかりしに、世をはやくしましましゝかば、この帝立ちたまふ。辛未の年卽位、近江の志賀の高穴穗宮にまします。景行天皇の末つかた、この高穴穗にましましき。定れる皇都にはあらず、この時　始めて他國にうつり給ふ。三年の春、武内の宿禰を大臣とす。大臣の號是にはじまる。四十八年の春、姪の仲足彦尊　日本武尊の御子、を立てゝ皇太子とす。天下を治め給ふこと六十一年、百七歲おましましき。

第十四代、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫な

○綺の宮は或説ふ鈴鹿郡の高宮なりといへり

○志賀の高穴穗宮は滋賀郡にあり

◎武内宿禰爲大臣事

り。御母は兩道入姫（ふたぢいりひめ）、垂仁天皇の女なり。大祖神武より、第十二代景行までは、代のまゝに繼體したまふ。日本武尊、世をはやくまし給ひしにより、成務これを繼ぎたまふ。この天皇を太子として讓りましましゝよりて、代と世とかはれるはじめなり。是よりは世を本として書しるし奉るべきなり。代と世とは、常の義差別なし、然れども、それほどよその承運と、まことの繼體とを分別せむために書きわけたり、但字書にもそのいはれなきにあらず、代は更の義なり、世は周禮の註に、父死にて子立つを世といふとあり、この天皇、御かたちいときらきらしく、御長一丈ましましけり。壬申の年即位、この御時、熊襲叉反亂して朝貢せず。天皇軍を召して、自ら征伐のため、筑紫にむかひたまふ。皇后息長足姫尊（おきながたらしひめのみこと）は、越前國笥飯（けひ）の神に詣でゝ、それより北海を巡りて行きあひ給ひぬ。こゝに神ありて、皇后にかたり奉る。これより西に寶の國あり、伐ちて隨へたまへ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉冊の生み給へりし國なれば、伐たずとも終には隨ひ奉りなむとありしを、天皇うけがひ

◎代與世差別事

○承運　一本紹運に作る

○きらゝかしくの端麗の義なり

◎仲哀天皇爲征伐幸筑紫事

○笥飯の神　延喜式に越前敦賀郡氣比神社七座と見えたり

◎住吉神御事

○檀日の行宮は筑前國穗屋郡にあり

○穴戸の豐浦宮は長門國豐浦郡にあり

○七日ありては下文の神かゝりての上にかけて見るべし　日本紀曰、皇后爲天皇不從神教而早崩、以爲知欺、崇之神、欲求財寶國、是以命群臣百寮、以解非改過、更造齋宮於小山田邑、三月壬申朔、皇后潔吉日入齋宮、逮于七日七夜云々と見ゆ

○住吉にいつかれ給ふ神　延喜式に攝津國住吉郡住吉坐神社四座と見えたるこれなり

◎三韓事

◎神功皇后平三韓事

給はず。事成らずして、檀日の行宮にしてかくれ給ふ。長門にをさめ奉る。これを穴戸豐浦宮と申す。天下を治め給ふこと九年、五十二歳おましましき。

第十五代、神功皇后は、息長宿禰（おきながのすくね）の女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姫尊と申す。仲哀たてゝ皇后とす。仲哀、神の教によらず、世をはやくまたまひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿をつくり、齋み籠らせたまふ。この時、應神天皇はらまれさせましましけり。神かゝりて、種々の道を教へ給ふ。この神は、表筒男（うはつゝのをの）、中筒男（なかつゝのをの）、底筒男（そこつゝのをの）なりとなむ名のり給ひける。これは昔伊弉諾尊、日向の小戸の檍原（あはぎがはら）にてみそぎまたまひし時、化生しましける神なり。後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり。かくて新羅、百濟、高麗　この三ケ國を三韓といふ、正は新羅にかぎるべきか、辰韓、馬韓、辨韓を、すべて新羅をいふなり、まかれども、ふるくより、百濟、高麗を加へて三韓をいひならはせり、を伐ちまたがへ給ひき。海神かたちをあらはし、御

船をはさみて守り申しゝかば、思の如くかの國を平げたまふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威をあらはしたまひける、不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫にかへりて、皇子を誕生す。應神天皇にまします。神の申し給ひしにより、これを胎中の天皇とも申す。皇后攝政して、辛巳の年より天下をまらせたまふ。皇后いまだ筑紫にましましゝ時、皇子の異母の兄、忍熊王、謀叛をおこして、禦ぎ申さむとしければ、皇子をば武内大臣に抱かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波につき給ひて、程なくその亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば、皇太子とす。武内大臣、專ら朝政を輔佐し申しけり。大和の磐余稚櫻宮にまします。これより三韓の國、年ごとに御調をそなへ、この國よりも、かの國に鎭守のつかさをおかれしかば、西蕃相通じて國家富み盛なりき。又唐（もろこし）へも使を遣されける

○皇子を誕生す　こは仲哀天皇九年十二月の事なり、御誕生の地は筑前國糟屋郡宇瀰村なり、應神紀には生於筑紫之蔀田と見えたり

◎神功皇后如意珠事

◎忍熊王謀叛事

○三韓の國年ごとに御調をそなへ云々　日本紀曰、是以新羅王、常以八十船之調、貢于日本國、其是之緣也、於是高麗、百濟二國王、自來于營外、叩頭而歎曰、從今以後、永稱西蕃、不絕朝貢、故因以定內官家、是所謂之三韓也と見えたるが如し

◎三韓被置鎭守司事

○十四年　一本十八年に作る

◎漢朝三分天下事

○道々のたくみ云々　應神天皇の朝に縫工女を求められ、雄略天皇の朝に漢織吳織等を召されたるよし日本紀に見えたり

にや、倭國の女王遣使來朝すと、後漢書に見えたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當れり。漢の代はじまりて、十四代といひし時、王莽といふ臣位を奪ひて、十四年ありき。その後漢にかへりて、又十三代孝獻の時に、漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて、魏の文帝にゆづらる。是より天下三に分れて、魏、蜀、吳となり、吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より、道々のたくみなどまでも渡されき。又魏の國にも通ぜられけるかと見えたり。四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晉の代にうつりにき。（蜀の國は三十年癸未に、魏のために滅され、吳は魏より後までありしが、）

應神十七年辛丑、晉のためにほろぼさる、こと、おましましき。

第十六代、第十五世、應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は譽田の天皇とも名づけ奉る。庚寅の年

即位、大和の輕島豐明宮（かるしまのとよあきらのみや）にましまします。この時百濟より博士をめし、經史をつたへらる。太子以下、これを學びたまひき。この國に經史、および文字を用ゐることは、これよりはじまれりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯が後なりといふといへり、かへすがへすあたらぬ事なり。昔日本は、三韓と同種なりといふ事のありしが、かの書を、桓武の御代に燒き捨てられしなり。天地開けてのち、素戔嗚尊韓の地にいたり給ひき、などいふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならむこと、あながちくるしみなきにや。それすら昔より用ゐざることなり。天地神の御末なれば、なにしか代下れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國に歸化しき。秦の末漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄といふ書をも作られき。それも人民にとりての事な

○輕島豐明宮は高市郡あり
○博士は阿直岐なり
○學びたまひき　異本學ひならひきに作る
◎日本爲吳太伯後說辨事
○異朝の一書は晉書傳の事をいふなるべし
○昔日本は三韓と同種なりといふ事云々　日本後紀曰、大同四年二月辛亥、勅倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊標爲始祖、至如魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敦垢天宗、黎民迷執、輒謂實錄、宜諸司官人等、所藏皆進、若有狹情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科云々と見えたるを參照すべし　○素戔嗚尊韓の地にいたり　日本紀の一書に、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國居曾尸茂梨之處云々と見えたり
◎日本事自後漢書說之事

るべし。異朝にも、人の心まちまちなれば、異學の輩のいひ出せることか、後漢書よりぞ、この國の事をばあらあらしたる事もあり、又心得ぬ事もあるにや。唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで明に載せたり。さてもこの御時、武内大臣、筑紫を治めむために、かの國に遣されける頃、弟の讒によりて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子（やつこまねこ）といふ人あり。かほかたち大臣に似たりければ、相代りて誅せらる。大臣は忍びて都にまうでゝ、科なきよしをあきらめられにき。上古神靈のある時、猶かゝるあやまちましゝかば、末代いかでか愼ませ給はざるべき。天皇、天下を治め給ふこと四十一年、百十一歳おましましき。欽明天皇の御代に、始めて神とあらはれて、筑紫の肥後國菱形の池といふ所に現れ給ふ。我は人皇十六代譽田の八幡丸なり、とのたまひき。譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり。後

◎唐書載日本皇代記事
○弟は甘美內宿禰をいふ
◎武內大臣免弟讒言事
◎應神天皇始顯給事
○菱形の池は豐前にあり、肥後恐くは豐前のあやまりならむ

◎東大寺八幡緣座事
○豐前一本豐後に作る

◎清和天皇御代八幡遷座石清水事

○三千餘座　延喜式に天神地祇總三千一百三十二座と見えたり

◎八幡御託宣條々事

に豐前國宇佐の宮に鎭り給ひしが、聖武天皇東大寺を建立の後、巡禮を給ふべきよし託宣ありき。仍りて、威儀をとゝのへて迎へ申さる。又神託ありて、御出家の儀ありき。やがてかの寺に勸請し奉らる。されど猶勅使などは宇佐に參りき。清和の御時、大安寺の僧行敎、宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします。爾來、行幸も奉弊も石清水にあり。一代に一度、宇佐へも勅使をたてまつらる。昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主神隨へて天へ上れりしも、八十萬の神といへり。今までも幣帛を奉らるゝ神、三千餘座なり。志かるに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申さるゝこと、いとたふとき御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、示八正道垂權迹、皆得解脫菩衆生、故號八幡大菩薩とあり。八正とは、內典に、正見、正聞、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定

○三業　身、口、意なり

○密敎は眞言宗をいふ

○この神託の事倭姫世記に見ゆ

惠、これを八正道といふ。大凡心正なれば、身口いれのづから清まる。三業に邪なくして、內外眞正なるを、諸佛出生の本懷とす。神明の垂迹も、又これがためなるべし。又八方に八色の幡をたつる事あり。密敎のならひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり。そのゆゑにや、行敎和尙には、彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明袈裟の上に移らせましましけるを項戴して、男山には安置し申しけるとぞ。神明の本地をいふことは、確ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明なる證據おはしますにや、或は又昔於靈鷲山說妙法花經とも。或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣したまふ。中にも八正の幡をたてゝ、八方の衆生を濟度したまふ本誓、よくよく思ひ入りてつかうまつるべきにや。天照大神も、唯正直をのみぞ御心とし給へる。神鏡を傳へましましゝ事のおこりは、さきにもまうし侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十

一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭の夜ふけて、かたへの人々まかり出でゝ後、神主物忌等ばかり留りたりしに、皇大神豐受の大神、倭姫命にかゝりて、託宣ふ給ひしに、人は則ち天下の神物なり、心神を破ることなかれ、神は垂るゝに祈禱を以て先とし、冥は加ふるに正直を以て本とすとあり。同二十三年二月に、重ねて託宣ふ給ひしに、日月は四州をめぐり、六合を照すといへども正直の頂をてらすべしとあり。されば二所宗廟の御心をふらむと思はゞ、唯正直を先とすべきなり。大かた天地の間、ありとある人、陰陽の氣を受けたり。不正にしては立つべからず。ことさらにこの國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじきいはれなり。倭姫命、人に教へ給ひけるは、黒心なくして、丹心をもちて、清く潔く齋み愼め。左のものを右にうつさず、右のものを左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐることも、萬

◎大神宮御託宣事
この御神託の事倭世記にも見えたり

○二十三年の御託宣これも世記に出でたり

◎可先正直事

○倭姫の命云々　これもまた世記に見えたり

事違ふことなくして、大神につかうまつれ。元を元とし、本を本とする故なりとなむ。誠に君につかへ神につかへ、國を治め人を教へむことも、かゝるべしとぞ覺え侍る。少しの事も心にゆるす所あれば、大にあやまる本となる。周易に霜を履みて堅氷いたるといふことを、孔子釋してのたまはく、積善の家に餘慶あり、積不善の家には餘殃あり、君を殺し父を殺すことも、一朝一夕の故にあらずといへり。毫釐も君をゆるかせにする心を萌すものは、必ず亂臣となる。芥蔕も親をおろそかにするかたちあるものは、果して賊子となる。この故に、古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと說けり。但、その末を學びて源をあきらめざれば、事に望みて覺えざるあやまりあり。その源といふは、心に一物をたくはへざるをいふ。ふかも虛無の中にとゞまるべからず。天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し。己が欲をすて、

○積善の家云々　こは易の文言傳に見えたり

○この故に古の聖人云々　こは中庸に見えたり

○君親　異本君臣に作る

人を利するを先として、境々に對すること、鏡の物をてらすがごとく明々として迷はざらむを、誠の正道といふべきにや。代下れりとて、みづから賤むべからず。天地のはじめは、今日を始とする理あり。おもかのみならず、君も臣も、神を去ること遠からず。常に冥の知見をかへりみ、神の本誓をさとりて、正に居せむことをこゝろざし、邪なからむことを思ふべし。

第十七代、仁徳天皇は、應神第一の子、御母は仲姫命、五百城入彦皇子御子の女なり。大鷦鷯尊と申す。應神の御時、菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてましましゝを、うつくしみ給ひて、太子に立てむと思し召しけり。兄の御子達、うけがひ給はざりしを、この天皇、ひとりうけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になむ定め給ひける。應神かくれましましかば、御兄達、太子を失はむとせられしを、この

○菟道稚郎子　諸本菟道稚の皇子に作る

○御兄達太子を云々　こは皇兄大山守命皇太子を殺し奉りて天下を得むとはかられし事をいふなり

◎菟道稚郎子自失事

○こなた　舊本かなたに作る

○難波高津宮は東成郡にあり

◎仁徳天皇撫民事

○高き屋に云々　この歌は仁徳天皇の御製にあらず恐くは新古今集の誤謬を因襲せられたるみや且日本紀古事記等ふも見えず

尊さとりて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき。こゝに太子、天位を尊に譲りたまひ、尊かたくいなみたまふ。三年になるまで、互に譲りて位をむなしくす。太子は山城の宇治にます、尊は攝津の難波にましけり。國々の御貢物も、あなたこなたにうけとらずして、民の愁となりしかば、太子みづからうせ給ひぬ。尊驚き歎き給ふことかぎりなし。されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津宮にまします。日嗣を受け給ひしより、國をおさめ民をあはれみ給ふこと、ためしも稀なりし御事にや。民間の貧しき事をおぼして、三年の御調をとゞめられぬ。高殿にのぼりて見たまへば、にぎはゝしく見えけるによりて。

高屋にのぼりて見れば煙たつ民のかまどはにぎはひにけり。

とぞよませましましける。さて猶三年を免されければ、宮の中破れて、雨露もたまらず、宮人の衣やつれて、そのよそほひも全から

○國々の民云々　日本紀曰、十年冬十月甫科課役、以構造宮室云々、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝也

○磐之姫　諸本磐余姫に作る

○丹比柴籬宮は丹北郡にあり

○遠明日香宮は高市郡にあり

ず。帝はこれを樂となむおぼしめしける。かくて六年といふに、國々の民各參り集りて、大宮づくりし、いろいろの御調を備へけるとぞ、ありがたかりし御政なるべし。天下を治め給ふこと八十七年、百十歳れまししき。

第十八代、履中天皇は、仁德の太子、御母は磐之姫命、葛城襲津彦の女なり。庚子の年卽位、又大和の磐余稚櫻宮にまします。後の稚櫻宮とまをす。天下を治めたまふこと六年、六十七歳おましまししき。

第十九代、反正天皇は、仁德第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年卽位、河内の丹比柴籬宮にまします。天下を治め給ふこと六年、六十歳おましまししき。

第二十代、允恭天皇は、仁德第四の子、履中反正同母の弟なり。壬子の年卽位、大和の遠明日香宮にまします。この御時までは、三

◎三韓御調懈怠事

◎唐南北朝事

○はならひて　一本はからひてゝつくる

○穴穂宮は山邊郡田村にあり

○その妻は中帶姫なり

◎安康天皇爲眉輪王被害給事

韓の御調年々にかはらざりしに、これより後には、常におこたりけりとなむ。八年己未に當れりし年、もろこしの晉滅びて、南北朝となる。宋、齊、梁、陳、相次ぎておこる。これを南朝といひ、後魏、北齊、後周、つぎつぎに起れりしを、北朝といふ。百七十餘年はならひて立ちたりき。この天皇、天下を治め給ふこと四十二年、八十歳おましましき。

第二十一代、安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子　應神の御子、の女なり。甲午の年卽位、大和の穴穂宮にまします。大草香の皇子　仁德の御子、をころして、その妻をとりて皇后とす。かの皇子の子眉輪の王、をさなくて母に隨ひて、宮中に出入しけり。天皇高樓の上に醉ひ臥し給ひけるをうかゞひて、さしころして、大臣葛城圓が家に逃げこもりぬ。この天皇、天下を治め給ふこと三年、五十六歳おましまししき。

第二十二代、雄畧天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬尊（おほはつせのみこと）と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王、および圓の大臣を誅せらる。あまさへその事に與せられざりし、市邊押羽（いちのべのおしは）の皇子をさへに殺して、位に卽きたまふ。今年丁酉の年なり。大和の泊瀬朝倉宮にまします。この天皇、性猛くましましけれども、神に通じ給へりとぞ。二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命にをしへて、丹波國與謝の眞名井原（まなゐのはら）よりして、豐受の大神をむかへ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしによりて、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る。九月に度會の郡山田原の新宮にまづまりたまふ。

○泊瀬朝倉宮は城上郡にあり

◎豐受大神宮遷座事

○垂仁天皇の御代云々　此れ二十五年の事なり

垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に遷らしめ給ひしより、四百八十四年になむなりにける。神武のはじめより、既に千百餘年になりぬるにや。又これまで、大倭姫命（垂神の御女なり）、存生したまひしかば、內外宮のつくりも、日の少宮（わかみや）の圖形（づぐうもむげう）文形によりて、なさせ給ひけりとぞ。そもそもこの神の御事、異說まします。外宮には天祖御中主神と申し傳へたり。されば皇大神の託宣にて、この宮の祭を先にせらる。神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにす。天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますによりて、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり。これより二所大神宮と申す。丹波より遷らせ給ひけることは、昔豐鋤入姫命（崇神の御女、齋宮のはじめなり）、天照大神を頂戴して、丹波の吉佐宮に遷り給ひける頃、この神天降りて一所にをはします。四年ありて、天照大神はまた大和に歸らせ給ふ。それよりこの神は丹波に留らせ給ひしを、道主命といふ人いつきまつり申しけり。いにしへは、この宮にて御饌（みけ）をとゝのへて、內宮へも毎日におくり奉りしを、神龜年中より、外宮に御饌殿（みけどの）を建てゝ、內宮のをも一所にて奉らるとなむ。かやうの事によりて、御饌の神と申す說あれども、御食と御氣との兩義あり。

◎內外兩宮神事依皇大神託宣以外宮爲先事

◎豐受大神宮遷座事

○この神天降りて云々　垂仁天皇の御代に天降り給ひしにはあらず既に神代に降りましてこゝに鎭座ましゝなり

○神龜は聖武天皇の年號なり

○磐余甕栗宮は十市郡にあり

◎白髮天皇御事

○皇女一人は飯豐青皇女なり、この皇女も共に隱れましゝやうなれどもしからず角刺宮にましましゝなり

○皇子二人は億計王と弘計王となり又王等初丹波國に隱れましつれどこの時は播磨明石郡にましましなり

陰陽元初の御氣なれば、天狹霧國狹霧と申す御名もあれば、猶先の說を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿にましませば、御饌の神といふ說は用ゐがたきことにや。この天皇、天下を治め給ふこと二十三年、八十歲にましましき。

第二十三代、淸寧天皇は、雄畧第三の子、御母は韓姬、葛城の圓大臣の女なり。庚申の年卽位、大和の磐余甕栗宮にまします。誕生のはじめより白髮におはしければ、しらがの天皇とぞ申しける。御子なかりしかば、皇胤の絕えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して、皇胤をもとめらる。市邊押羽皇子、雄略に殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人ましけるが、丹波の國に隱れ給ひけるを、もとめ出でゝ、御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふこと五年、三十九歲にましましき。

第二十四代、顯宗天皇は、市邊押羽皇子第三の子、履中天皇の御孫

○近明日香八釣宮は高市郡にあり

○雄畧の我父の皇子云々　日本紀曰、顯宗天皇二年八月己未朔、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王無罪、而大泊瀨天皇射殺、棄骨郊野云々、願壞其陵骨投散、今以此報不亦孝乎、皇太子億計云々、乃諫曰、不可云々と見えたり

○石上廣高宮は山邊郡にあり

なり。御母荑媛、蟻臣の女なり。白髮の天皇養ひて子としたまふ。御兄仁賢、まづ位につき給ふべかりしを、相共に讓りましましゝかば、同母の御姉飯豐尊、暫く位に居させ給ひき。されどやがて顯宗定りましましゝによりて、飯豐天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬなり。乙丑の年卽位、大和の近明日香八釣宮にまします。天下を治め給ふこと三年、四十八歲おましましき。

第二十五代、仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄畧の我父の皇子を殺し給ひしことを怨みて、御陵をほりて御屍をはづかしめむと宣ひしを、顯宗諫めましましゝによりて、德の及ばさることを恥ぢて、顯宗をさきだて給ひけり。戊辰の年卽位、大和の石上廣高宮にまします。天下を治め給ふこと十一年、五十歲おましましき。

第二十六代、武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄畧の御

女なり。己卯の年卽位、大和の泊瀬列城宮(はつせのなみきのみや)にまします。性さがなくまして、惡としてなさずといふことなし。依りて天祚も久しからず。仁德さしも聖德ましましゝかど、この皇胤こゝにたえにき。聖德は必ず百代にまつらる春秋に見ゆ、とこそ見えたれども、不德の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚だおほし。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛に溺れず、器にあらざれば傳ふることなし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜に授け、舜の子商均また不肖にして、夏の禹に讓られしが如し。堯舜よりこなたには、猶天下を私にするを故にや、必ず子孫に傳ふることになりにしが、禹の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖德ありしかども、紂が時無道にして永く滅びにき。天竺にも、佛滅度百年の後、阿育といふ王あり、姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛びくだる。轉輪の威德を得て、閻浮提を統領す。あまさへ諸の鬼神をまたがへたり。正法を以て

○泊瀬列城宮は城上郡にあり

○惡としてなさずといふことなしこれは百濟の末多王の事蹟なりこゝにかゝる天皇の御事の如く記されたるは甚しき誤傳なりいと口惜しき事といふべし

◎聖德御跡不德事

○傳ふの下諸本る字なし脫したること明なれば今補ひつ

◎阿育王事

天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ。八萬四千の塔を建てゝ、舍利を安置し、九十六億千の金を捨てゝ、功德に施せる人なりき。その三世の孫佛沙密多羅王の時、惡臣のすゝめによりて、祖王の建てたりし塔婆を破壞せむといふ惡念をおこし、もろもろの寺を破り、比丘を殺害す。阿育王の崇めし、雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王れよび四兵の衆をれし殺す。これより孔雀の種永く絶えにき。かゝれば先祖大なる德ありとも、不德の子孫、宗廟の祭をたゝむこと疑ひなし。この天皇、天下を治め給ふこと八年、十八歲おましましき。

第二十七代、第二十世、繼體天皇は、應神五世の御孫なり。應神第八の御子、隼總別の皇子、その子大迹の王、その子私斐の王、その子彦主人の王、その子男大迹の王と申すは、この天皇にましまします。御母は振媛、垂仁七世の御孫なり。越前國にましましけり。武烈か

○三寶は佛法僧をいふ

○舍利は佛骨の事なり

◎阿育王惡行事

○十八歲　異本五十八歲に作る

○應神第八の御子隼總別の皇子こは誤傳なり、其は大迹王は應神天皇の皇子若野毛二俣王の御子にして隼總別皇子の御子にはあらざるなり

◎繼體天皇即位事

○磐余玉穗宮は十市郡にあり

○兄弟戯れて云々　この事は仁德天皇紀四十年三月の條に見ゑたり參照すべし

くれ給ひて、皇胤絶えにしかば、群臣愁へ歎きて、國々にめぐり、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇王者の大度まして、潛龍のいきほひ世に聞え給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る。三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即きたまふ。今年己丑の年なり。武烈かくれ給ひて後、二年位をむなしくす、大和の磐余玉穗宮にまします。仁賢の御女、手白香（たしらか）の皇女を皇后とす。即位したまひしより、誠に賢王にましまし き。應神御子多く聞えたまひしに、仁德賢王にて傳へましゝかど、御末たえにき。隼總別の御末かく世をたもたせ給ふこと、いかなるゆゑにかおぼつかなし。仁德をば大鷦鷯尊と申す。第八の皇子をば隼總別と申す。仁德の御代に、兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと爭ひ給ふことありき。隼の名に勝ちて、末の世をうけつぎ給ひけるにや。もろこしにもかゝるためしあり。左傳に見ゆ、名をつくることも、愼み重くすべきことにや。それもれの

○えらび　一本はがらひ作るも

○諸王　諸本儲王ふ作る

○給はむにとりては　一本給はむときはに作る

○ものか　一本ものをやに作る

○目子姫　一本日子姫ふ作る

○勾金宮　異本勾倉宮につくる、恐くは勾倉の下に橋の字を脱したるにや、この宮蹟は高市郡曲川村にあり

づから天命なりといはゞ、凡慮の及ぶべきにあらず。この天皇の立ち給ひしことぞ、思の外なる御運と見え侍る。但、皇胤絶えぬべかりし時、群臣えらびもとめ奉りて、賢名によりて天位を傳へたまへり。天照大神の御本意にこそと見ゑたれ。皇統にその人ましまさむ時は、賢き諸王おはすとも、いかでか望をなし給ふべき。皇胤たえ給はむにとりては、賢にて天日嗣にそなはり給はむこと、則ち又天のゆるす所なり。この天皇をば、我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきものか。天下を治め給ふこと二十五年、八十二歳おましまし き。

第二十八代、安閑天皇は、繼體の太子、御母は目子姫、尾張の草香の連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金宮にまします。天下を治め給ふこと二年、七十歳おましまし き。

第二十九代、宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり。丙辰

○檜隈廬入野宮は高市郡にあり

○磯城島金刺宮は城上郡にあり

◎自百濟國佛法渡始事

◎漢家佛陀始事

の年卽位、大和の檜隈廬入野宮にましまします、天下を治め給ふこと四年、七十三歳おましましき。

第三十代、第二十一世、欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄ましましゝかど、この天皇の御末世をたもち給ふ。御母方も仁德の御流にましませば、なほもその遺德つきずして、かく定り給ひけるにや。庚申の年卽位、大和の磯城島金刺宮にましまします。十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり。この國に傳來のはじめなり。釋迦如來滅後一千十六年にあたる。今年唐の後漢の明帝永平十年に、佛法始めてかの國に傳はる。それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝卽位三年、南朝の梁の簡文帝にも卽位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。この御代の初つかたは、武帝同時なり。この法始めて傳來せし時、他國の

○群臣は物部大連尾輿中臣連鎌子等をいふ

○私に崇め仕へ奉るとは人は蘇我稻目等を指せるなり

◎善光寺如來事

○難波の堀江は大和の豐浦寺の邊ふあり、攝津國なるとは異なり

◎八幡大菩薩垂跡事

○磐余譯語田宮は十市郡になり

神を崇め給はむことと、我國の神慮に違ふべきよし、群臣固く諫め申しけるによりて棄てられにき。されどこの國に、三寶の名を聞くことは、この時にはじまる。又私に崇め仕へ奉る人もありき。天皇聖德ましまして、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫によりて、その法を立てられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者、鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて、渡し奉りける、難波の堀江に捨てられたりしを、善光といふものとり奉りて、信濃の國に安置し申しき。今の善光寺これなり。この御時、八幡大菩薩始めて垂迹しましますと。天皇、天下を治め給ふこと三十二年、八十一歳おましましき。

第三十一代、第二十二世、敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石姬皇女、宣化天皇の御女なり。壬辰の年卽位、大和の磐余譯語田宮にましします。二年癸巳の年、天皇の御弟豐日皇子の妃御子を誕生す、

◎厩戸皇子誕生事

◎南無佛舍利事

○池邊列槻宮は十市郡に在り

◎破崇佛法事

◎守屋の大連傾け申す　日本紀曰、用明天皇二年四月、天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等議之云々、物部守屋大連、與中臣勝海連違詔議曰、何背國神敬他神也云々と見えたり

厩戸の皇子にましま
たゞ人にはましまさず。生れ給ひしより、さまざまの奇瑞あり、
むきて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき。佛法流布
のために、權化し給へる事疑ひなし。この佛舍利は、今に大和の
法隆寺に崇め奉る。天皇、天下を治めたまふこと十四年、六十一歳
れましましき。

第三十二代、用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽姫、蘇我稻目の
大臣の女なり。豐日尊と申す。厩戸皇子の父におはします。丙午
の年卽位、大和の池邊列槻宮にまします。佛法をあがめて、我國
に流布せむとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申し、終に叛
逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。
則ち佛法を弘められにけり。天皇、天下を治め給ふこと二年、四十
一歳おましましき。

○倉橋宮は十市郡倉橋村にあり

◎天皇爲馬子大臣被殺害事

○かの大臣のために弑され給ひき云々　日本紀曰、崇峻天皇五年冬十月丙子、有獻山猪、天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人云々、壬午蘇我馬子宿禰、聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚黨者、謀弑天皇、十一月乙巳馬子宿禰云々、乃使東漢直駒殺于天皇云々、あはれ佛法崇尊の弊終にこゝにいたる實に憤慨に堪へざるなり

○小墾田宮は高市郡にあり

第三十三代、崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姉君嬢、これも
稻目の大臣の女なり。戊申の年卽位、大和の倉橋宮にまします。
天皇橫死の相見えたまふ。愼みますべきよしを、厩戸皇子奏した
まひけりとぞ。天下を治め給ふこと五年、七十二歳おましましき。

◎厩戸皇子攝政事

○監國　左傳曰、閔公二年、晉侯使太子申生伐東山皐落氏、里克諫

ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣の
ために弑され給ひきともいへり。

第三十四代、推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食
炊屋姫尊と申す。敏達天皇皇后としたまふ。仁德も異母の妹を妃とせ給ふことありき、崇
峻かくれ給ひしかば、癸丑の年卽位、大和の小墾田宮にまします。
昔神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天
皇とは號し奉らざるにや。この御門は、正位に卽き給ひけるにて
そ。卽ち厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せたまふ。攝政
と申しき。太子の監國といふ事もあれど、それはしばらくの事な

り。これは偏に天下を治め給ひけり。太子聖德ましまし〳〵かば、天下の人附くこと日の如く、仰ぐこと雲のごとし。太子いまだ皇子にてましまし〳〵時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき。まして政をまらせ給へば、三寶を敬ひ、正法をひろめ給ふ事、佛世にもことならず。又神通自在にましましき。御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣、貴みあがめ奉る事佛の如し。伽藍を建てらる事四十餘箇所に及べり。又この國は、昔より人すなほにして、法令なども定らず。十二年甲子に、始めて冠位といふことを定め、冠のあなによりて、上下を定むるに十二階あり、十七年己巳に、憲法十七箇條を作りて、奏たしまふ。内外典の深き道をさぐりて、旨をつゞまやかにして作り給へるなり。天皇喜びて、天下に施行せしめ給ひき。このころほひは、唐には隋の世なり。南北兩朝相分れしが、南は正統をうけ、北

○佛世は釋迦の時代をいふ

◎始被定冠位事

○十二階　大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智これなり

◎十七箇條憲法事

曰、太子奉冢祀社稷之粢盛、以朝夕視君膳者也、故曰冢子、君行則守、有守從、從曰撫軍、守曰監國、古之制也云々と見えたり

は戎狄より起りしかども、中國をば北朝にてぞ治める。隋は北朝の後周といひしが、讓をうけたりき。後に南朝の陣をうち平げて、一統の世となれり。十三年乙丑は、煬帝の卽位元年にあたれり。かの國より始めて使を遣り、好を通じけり。隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とありしを、これは唐の天子、諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申しけるを、太子のたまひけるは、皇の字はたやすく用ゐざることばなればとて、返報をもかゝせたまひ、さまざま饗祿をたまひて、使を返しつかはさる。これよりこの國よりも、常に使をつかはさる。その使をば、遣隋大使となむ名づけられしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世にうつりぬ。二十九年辛巳の年、太子かくれ給ふ、御年四十九。天皇をはじめ奉りて、天下の人悲み惜み申すこと、父母に喪するが如し。皇位をも繼ぎましますべか

◎聖德太子薨去事

◎牒狀書礼事

○御諡　諸本御諡に作る

○己丑　一本癸丑に作る

○岡本宮は高市郡岡村にあり

りしかども、權化の御事なれば、定めてゆるありけむかし。御諡を聖德と名づけ奉る。この天皇、天下を治め給ふこと三十六年、七十歳おはしましき。

第三十五代、第二十四世、舒明天皇は、忍坂大兄皇子の御子、敏達の御孫なり。御母は糠手姫（あらてひめ）の皇女、これも敏達の御女なり。推古天皇は、聖德太子の御子に傳へ給はむと思し召しけるにや、されどまさしき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまします。又太子御病に臥し給ひし時、天皇、この皇子を御使としてとふらひましゝに、天下の事を太子の申しつけ給へりけるとぞ。己丑の年即位、大和の高市の郡岡本宮にまします。この即位の年は、もろこしの唐の太宗のはじめ、貞觀三年にあたれり。天下を治め給ふこと十三年、四十九歳おはしましき。

第三十六代、皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の

○明日香河原宮は高市郡岡村と飛鳥村との間にあり

◎蝦夷入鹿等大臣亂事

○御子達は山背大兄王等を指せるなり

○入鹿を殺しゝは四年六月三韓貢進の時なり

○蝦夷も家に火をつけてうせぬ　日本紀曰、四年六月己酉、蘇我臣蝦夷等誅、悉燔天皇記國記珍寶、船史恵尺、即疾取所燒國記、而奉中大兄と見えたり

曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。欽明天皇皇后とまたまふ。天智天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子をさなくおはしましゝかば、壬寅の年即位、大和の明日香河原宮にまします。この時に蘇我蝦夷の大臣、馬子大臣の子、幷にその子入鹿、朝權を專らにして、皇家をないがしろにする心あり。その家を宮門といひ、諸子を王子となむいひける。上古よりの國記重寶、皆私の家に運びれきてけり。中にも入鹿悖逆の心はなはだし。聖德太子の御子達の、科なくましましゝをも亡し奉る。茲に皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり。中臣の鎌足連といふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も、家に火をつけてうせぬ。又國記重寶は皆燒けにけり。蘇我の一門久しく權をとれりしかども、積惡のゆゑにや、皆滅びぬ。山田石川麿といふ人ぞ、皇子と心を通し申しければ滅びざりける。この鎌足の大臣は、天兒屋

○祭事　一本政字あつくる

根命二十一世の孫なり。昔天孫天くだり給ひしとき、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にましまします。中臣といふことも、二神の御中にて、神の御心を和げ申し給ひけるゆゑとぞ。その孫天種子命、天武の御代に祭事をつかさどる。上古は、神と皇と一にましましかば、祭をつかさどるは、則ち政をとれるなり、政の字の訓にても知るべし、その後天照大神、始めて伊勢の國にましづまりましゝ時、種子命のすゑ大鹿島命祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子までも、その官にて仕へたり。鎌足にいたりて、大勳をたて、世に寵せられしによりて、祖業をおこし、先烈をさかやかされける、無止事なり。且は御代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。正一位の名なり、又中臣をあらためて、藤原の姓をたまへり。内臣に任ぜらるゝ事は、この御代にはあらず、事の序にしるしのす、この天皇天下を治め給ふこと三年ありて、同母の御

○長柄豐崎宮は西成郡にあり

◎左右大臣被始置事

◎被定八省百官事
○八省　中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、宮内これなり

◎和漢重祚例事

弟、輕の王に譲りたまふ。御名を皇祖母尊とぞ申しける。

第三十七代、孝徳天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年即位、攝津國長柄豐崎宮にましまします。この御時はじめて、大臣を左右にわかたる。大臣は成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず。仲哀の御代に、又大連の官をもれかる。大臣、大連、並びて政をまつりごとす。この御時、大連をやめて、左右の大臣とす。又八省百官を定められる。中臣鎌足を内臣になしたまふ。天下を治め給ふこと十年、五十九歳おましましき。

第三十八代、齊明天皇は、皇極の重祚なり。重祚といふことは、本朝にはこゝにはじまれり。異朝には、殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をとれりき。されど帝位をすつるまではなきにや。太甲あやまちを悔いて、徳ををさめしかば、本の如く天子とす。晉の世に、桓玄といひしもの、安帝の位を奪ひて、

○八十日ありて　一本十日あまりに作る

八十日ありて、義兵のために殺されしかば、安帝位にかへりたまふ。唐の世となりて、則天皇后世をみだられし時、我所生の子なりしかども、中宗を捨てゝ、盧陵王とす。れなし御子豫王を立てられしをも又捨てゝ、自ら位に居たまふ。後に中宗位にかへりて、唐の祚絶えず、豫王もまた祚重あり。これを睿宗といふ。これぞ正しき重祚なれど、二代にはたてず、中宗睿宗とぞつらねたる。我朝に、皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱德と號す。異朝にかはれり。これ天日嗣を重くするゆゑか。先賢の議定めてよしあるにや。乙卯の年即位、この度は大和の岡本にまします、後の岡本宮と申す。この御世は、もろこしの唐の高宗の時にあたれり。高麗をせめしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇弁皇太子、筑紫まで向はせたまふ。されど三韓終に唐に屬きにしかば、軍をかへされぬ。その後も三韓、好を忘るゝまではなかりけり。皇太子

○大津宮は滋賀郡にあり

◎鎌足任内大臣賜藤原姓事

と申すは、中大兄皇子の御事なり。孝德の御代より太子に立ちたまふ。この御時は、攝政まで給ふと見えたり。天皇、天下を治め給ふこと七年、六十八歳おましまし。

第三十九代、第廿五世、天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり。壬戌の年即位、近江國大津宮にまします。即位四年八月に、内臣鎌足を内大臣大織冠とす。又藤原朝臣の姓をたまふ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝奬ならびなし。前後封をたまふこと一萬五千戸なり。病の間にも、御幸してとぶらひ給ひけるとぞ。この天皇、中興の祖にまします。光仁の御祖なり。國忌は時に隨ひてあらたまれども、これは永くかはらぬ事になりにき。天下を治め給ふこと十年、五十八歳おましまし。

第四十代、天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて、大和にましまし。天智は近江にまします。御病ありしに、太子を呼

○近江の朝廷の臣の中に云々　日本紀曰、蘇賀安麿素東宮所好、密顧東宮曰、有意而言矣、東宮於茲疑有隱謀、而愼之云々と見えたり

○芳野宮は大和國吉野郡にあり

◎大友皇子亂事

○不破の關は美濃國不破郡にあり

○勢田は近江國滋賀郡にあり

○皇子は山前にて自縊したまひぬ　明治三年七月弘文天皇と諡し奉る

○大臣以下云々　左大臣赤兄は流刑に、右大臣金は死罪に、外數名流罪に處せらる

○飛鳥淨御原宮は高市郡にあり

○漆ぬりの頭巾は漆沙冠の事なり

び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣の中に、告げ知らせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけむ、太子の位を自ら退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の宮に入りたまふ。天智かくれ給ひて後、大友の皇子なほあやぶまれけるにや、軍を徵して、芳野を襲はむとぞ謀り給ひける。天皇密に芳野をいで、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて大神宮を遙拜し、美濃へかかりて東國の軍を徵す。皇子參り給ひしを大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申しゝかば、不破の關の軍にうちかち、即ち勢田に臨みて合戰あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、しなじなに依りて、その賞を行はる。壬申の年即位、大和の飛鳥淨御原宮にまします。朝廷の法度多く定められにけり。上下漆ぬりの頭巾をきることも、

○藤原宮は高市郡小原村にあり

◎追號始事

○長岡天皇　淳仁天皇天平寶字二年八月に岡宮御宇天皇と追號を奉りし事ありこゝにそれをいふにや

◎尊號和漢例事

この御時よりはじまる。天下を治め給ふこと十五年、七十三歳おましましき。

第四十一代、持統天皇は、天智の御女なり。御母は越智娘（をちのいちつめ）、蘇我の山田石川麿の大臣の女あり。天武天皇太子にましましゝより、妃としたまふ。後に皇后とす。皇子草壁若くましましゝかば、皇后朝にのぞみ給ふ。戊子の年なり。庚寅の春正月一日即位、大和の藤原宮にまします。草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世をはやくしき給ふによりて、その御子輕王を皇太子とす、文武にまします。前の太子は、後に追號ありて、長岡の天皇と申す。この天皇、天下を治め給ふこと十年、位を太子に讓りて太上天皇と申しき。太上天皇といふことは、異朝に、漢の高祖の父を太公といふ。尊號ありて太上皇と號す。その後後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等なり。本朝にては、むかしはその例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、

◎被移唐國禮事
◎被定文武官衣服事
◎年號始事
△大寶元年
◎奉號皇子親王事
◎不比等大臣被撰律令等事
○律令　大寶元年八月律六巻令十一巻を撰定すこれを大寶の律令といふ
◎藤氏四門事

皇祖母尊と申しき。この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける。五十八歳おましましき。

第四十二代、文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。後に元明天皇と申す。丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします。この御時唐國の禮をうつして、宮室のつくり、文武官の衣服の色までも定められき。又即位五年辛酉より始めて年號あり、大寶といふ。これよりさきに、孝徳の御代に大化、白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥などいふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶えぬ事にはなりぬる。依りて大寶を年號のはじめとするなり。又皇子を親王といふこと、この御時にはじまる。又藤原の内大臣鎌足の子、不比等の大臣執政の臣にて、律令などをも撰び定められき。藤原氏、この大臣よりいよいよ盛になれり。四人の子ぞはしき。これを四門といふ。一門は武智麿

◎興福寺始事
◎支肪法相宗事
○玄昉は靈龜二年に入唐し天平七年に歸朝せり
◎春日大明神御事

の大臣の流、南家といふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家といふ。今の攝政大臣、これよびさるべき藤原の人々は、皆この末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家といふ。四門は左京大夫麻呂の流、京家といひしが、はやく絶えにけり。南家、式家も儒胤にて、今に相續すといへども、只北家のみ繁昌す。房前の大將、人に異なる陰德ことおはしけめ。又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。この寺は、大織冠の建立にて、山背の山科にありしを、この大臣平城にうつさる。仍りて山科寺とも申すなり。後に玄肪といふ僧唐へ渡りて、法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も、殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は、天兒屋根神を本とす、本社は河内の平岡にます、春日にうつり給ふ事は、神護景雲年中の事なりとぞ、さからば、この大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿は、常陸の鹿島の神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す、さかれば、藤原の氏神は、三の御殿にましますなり、この天皇、天下を治め給ふこと十一年、二十五歳おましましき。

○丁未の年は慶雲四年
△改元和銅
○平城の宮ふ都を定めらる　和銅三年三月辛酉都を平城に遷す即ち今の添上郡奈良町なり
○文武の下諸本はじめての四字あり
○七代　元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱德、光仁これなり
○乙卯は和銅八年なり
△改元靈龜
◎持笏始事

第四十三代、元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田石川麿の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にまします。丁未の年即位、戊申に改元、三年庚戌はじめて、大和の平城の宮に都を定めらる。古には代ごとに都をあらため、則ちその御門の御名によび奉りき。持統天皇藤原の宮にましましゝを、文武あらため給はず。この元明天皇、平城に遷りましましましゝより、又七代の都になれりき。天下を治め給ふこと七年、禪位ありて太上天皇と申しゝが、六十一歳おましましき。

第四十四代、元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位、十一月に改元、平城の宮にまします。この御時百官に笏をもたしむ。五位以上は牙の笏、六位は木笏、天下を治め給ふこと九年、禪位の後二十年、六十五歳おましましき。

△改元神龜
◎崇佛法僧事
◎東大寺建立事
◎波羅門僧正鑑眞和尚等事
◎善無畏來朝事
◎四聖伴生事
◎藤原廣繼謀叛事後爲松浦明神事

第四十五代、聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等大臣の女なり。豐櫻彥尊（とよさくらひこのみこと）と申す。幼くましましによりて、元明、元正、まづ位に居給ひき。甲子の年即位、改元、平城の宮にまします。この御代大に佛法を崇め給ふこと、先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立てゝ、國土安穩のために、法華、最勝、兩部の經を講ぜらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の波羅門僧正、菩提といふ、林邑の佛哲、唐の鑑眞和尚等これなり。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機いまだ熟せずとて、歸り給ひにけりともいへり。この國にも行基菩薩、朗辨僧正など權化の人なり。天皇、波羅門、行基朗辨をば、四聖とぞ申し傳へたる。この御時、太宰少貳藤原廣繼といふ人、式部卿宇合の子なり、謀叛の聞えありて、追討せらる。玄肪僧正の讒によれりともいへり、依りて靈となる、今の松浦の明神なりといへり、祈禱のため、

伊勢大神宮に行幸ありき。又左大臣長屋王太政大臣高市王の子、天武の御孫なり、罪ありて誅せらる。又陸奥の國より始めて黄金を奉る。この朝に金あるはじめなり。國の司の王賞ありて三位に叙す。佛法繁昌の感應なりとぞ。天下を治め給ふこと二十五年、天位を御女高野姫の皇女に讓りて、太上天皇と申す。後に出家せさせたまふ。天皇出家のはじめなり。昔天武東宮の位を遁れて、御ぐしおろし給へりしかども、それはしばらくの事なりき。皇后光明子も、ねなじく出家させたまふ。この天皇、五十六歳おましましき。

第四十六代、孝謙天皇は、聖武の御女、御母は光明子、淡海公不比等の大臣の女なり。聖武の皇子安積の親王、世をはやくして、後男子ましまさず。仍りてこの皇女立ちたまひき。已丑の年即位、改元、平城宮にましますこと十年、大炊王を養子として皇太子とす。位を讓りて太上天皇とまをす。出家せさ

○左大臣長屋王被誅事
◎砂進陸奥國黄金事
黄金を奉りしは天平二十一年二月なり
○國の司の王は百濟王敬福なり、初從五位上なりしをこの賞として從三位に叙せられしなり
◎天皇御出家始事
○光明子の上諡本皇后の二字あり
○己丑は天平勝寶元年なり
△改元天平勝寶

せ給ひて、平城の西宮になむましましける。

第四十七代、淡路廢帝は、一品舍人親王の子、天武の御孫なり。御母は上總介當麻老が女なり。舍人親王は、皇子の中に御身の才もましけるにや、知太政官事といふ職を授けられ、朝務を輔佐したまひけり。日本紀も、この親王勅を承りて撰び給ひき。後に追號ありて、盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子ましまさず、また御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして讓りたまふ。但、年號などもあらためられず。女帝の御まゝなりしにや。戊戌の年即位、天下を治め給ふこと六年、事ありて淡路國にうつされ給ひき。三十三歳おましましき。

第四十八代、稱德天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日、更に即位、同七日改元、太上天皇、密に藤原の武智麿の大臣の第二の子、押勝を幸し給ひき。大師その時太政大臣を改めて大師といふ、正一位になる。見給

◎淡路廢帝事
○知太政官事　この職を授けられしは文武天皇の養老四年八月なり
○日本紀は養老四年五月に撰進す
○戊戌は天平寶字三年なり
○事ありては押勝の亂をいふなり
○庚戌は己巳の誤なるべし、その庚戌は寶龜元年にして即ち光仁天皇即位の年にあたり己巳は天平神護元年にして稱德天皇即位の年なれはなり

◎道鏡法師事

○すゝめの下諸本申字あり

◎則天皇后事

へばゑましきとて、藤原に二字をそへて、惠美の姓をたまひき。天下の政まかしながら委任せられにけり。後に道鏡といふ法師弓削の氏人なり、又寵幸ありしに、押勝いかりをなし、廢帝をすゝめて、上皇の宮を傾けむとせしに、事あらはれて誅に伏しぬ。帝も淡路にうつされたまふ。かくて上皇重祚あり。さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極なりけむかし。唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人といふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて、尼になりて、感業といふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす。諫め申す人多かりしかども、用ゐられず。高宗崩じて、中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立てられしをもまた退けて、自ら帝位につき、國を大周とあらたむ。唐の名を失はむと思ひ給ひけるにや。中宗睿宗も、わが生み給ひしかども、捨てゝ諸王とし、自らのやから、武氏のともがらをもて、國を傳へしめむとさへ給ひき。その時にそ、法師も宦者も數多寵せられて、世に譏らるゝためし多く侍りしか。この道鏡、初は大臣に准して、日本准大臣のはじめにや、大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ。それによりて、次々納言參議にも、法師をまじへなされにき。道鏡、世を心のまゝにしければ、爭ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき。されども力及ばざりけるにこそ。法師の官に任ずることは、唐より始めて、僧正僧統などいふ事のありしなり。それすら出家の本意にはあらざるべし。況や俗官に任ずること、あるべからぬ事にこそ。されどもろこしにも、南朝の宋の世に、惠林といひし人政にまじらひしを、黒衣の宰相といひき。但これは官に任ずとは見えず、梁の世に惠超といひし僧、學士の官になりき。北朝の魏明元帝の代に、法果といふ僧安城公の爵をたまはる。唐の世となりてはあまた聞えき。肅宗の朝に、道平

○時にそは時こその誤謬なるべし

◎道鏡准大臣事

○次々納言參議にも云々は閏與を法臣に任じ、基眞を法參議大律師に任ぜられしが類をいふなり

○眞備　異本眞吉備に作る

◎法師任俗官事

◎宋悪林爲黒衣宰相事

◎梁惠超任學士官事

◎肅宗朝道平神金吾將軍事

◎代宗朝天竺不空三藏爲開府儀同三司事

◎道鏡逆流事

◎道鏡簒皇位事

といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げしゆゑに、金吾將軍になされにけり。代宗の時、天竺の不空三藏を尊び給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官をおくらる。司空は大臣の官なり、則天の朝より、この女帝の御代まで、六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ。天下を治め給ふこと五年、五十七歳おましましき、天武、聖武、國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに、皇胤ましまさず。この女帝にて絶え給ひぬ。女帝かくれ給ひしかば、道鏡を下野の講師になして、流し下されにき。そもそもこの道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶飽かずして、皇位につかむといふ志ありけり。女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清麿といふ人を、勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されけり。大菩薩さまざま託宣ありて、更にゆるされず。清麿、歸參してありのまゝに奏聞す。道鏡いかりをなし、清麿がよぼろすぢを斷ちて、土佐の國に流しつかはす。清麿悲へかなしみて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出できて、その疵をいやしてけり。光仁位に卽き給ひしかば、則ち召しかへさる。神威をたふとび申して河内國に寺を立て、神願寺といひしを、後に高雄の山にうつしたつ、今の神護寺これなり。件の頃までは、神威もかくいちじるきことなり。かくて、道鏡終に望をとげず。女帝もまた程なくかくれ給ふ。宗廟社稷をやすくすること、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉ることは、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。皇子は第三の御子なり、追號ありて、田原の天皇とまをす、御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王とまをしき。天平年中に、御年廿九にて從四位下に叙し、次第に昇進させ給ひて、正三位勳二等大納

337144

○よぼろ　和名抄に腸和名與保呂曲脚中也と見ゆ

○土佐の國は大隅の國の誤謬なり　その土佐に流されしは姉の法均尼にして清麿にあらざればなり

◎神護寺事

○高雄の山は山城國葛野郡にあり

◎光仁天皇御昇進事

○逆臣は蘇我入鹿蝦夷等をいふ

○六十二　一本六十三ふ作る

△改元譬

○早良親王は他戸親王の誤謬なるべし、そは早良親王の母は高野の新笠にして井上の親王にあらざればなり

言にいたり給ひき。稱德かくれましましゝかば、大臣以下、皇胤の中を撰び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川といひし人、この天皇にこゝろざし奉りて、謀をめぐらして定め申してき。天武世をしり給ひしより、爭ひ申す人なかりき。しかれども天智御兄にて、先日嗣をうけたまひ、そのかみ逆臣を誅し、國家を安じたまへり。この君のかく繼體にそなはり給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ。先皇太子に立ち、則ち受禪、御年六十二、今年庚戌の年なり。十月に卽位、十一月に改元、平城宮にまします。天下を治め給ふこと十二年、七十三歲おましましき。

第五十代、第二十八世、桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠（にひかさ）、贈太政大臣乙繼の女なり。光仁卽位のはじめ、井上內親王聖武の御女、を以て皇后とす。かの所生の皇子早良親王、太子に立ちたまひき。しかるを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉ら

◎崇道天皇早良親王事

◎崇道天皇追號事

○辛酉は天應元年なり

△改元延曆

○長岡は乙訓郡にあり

◎改山背爲山城事

○山背の字　異本山背の國ふ作る

○蜂岡は山城國葛野郡ふあり

○四神　左は蒼龍、右は白虎、前は朱雀、後は玄武なり

◎傳敎弘法渡唐事

むと志して、又はかりごとをめぐらし、皇后および太子を捨てゝ、終に皇太子にすゑ奉りき。その時暫く不許なりければ、四十日まで、殿の前に立ちて申しけりとぞ、類なき忠烈の臣なりけるにや、皇后前太子責められて失せ給ひにき。死靈を安められむためにや、太子は後に追號ありて、崇道天皇と申す。辛酉の年卽位、壬戌に改元、はじめは平城にまします。山背の長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる。山背の字をも改めて山城といふ、永代に變るまじくなむはからはせ給ひける。昔聖德太子、蜂岡（太秦これなり）、にのぼり給ひて、今の城を見めぐらして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を遷されて變るまじき所なり、とのたまひけるとぞ申し傳へたる。その年紀もたがはす、又數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。この天皇、大に佛法をあがめ給ふ。延曆二十三年傳敎弘法勅を受けて、

唐へ渡りたまふ。その時則ち唐朝へ使をつかはさる。大使は參議左大辨兼越前守藤原葛野麿の朝臣なり。傳敎は天台の道邃和尙にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる。弘法はなほかの國に留りて、大同年中に歸りたまふ。この時東夷叛亂しければ、坂上田村麿を、征東大將軍になして遣されしに、惡く平げて歸りまうでけり。この田村麿は、武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけたり。文をも兼ねたればにや、納言の官にものぼりにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇、天下を治め給ふこと二十四年、七十歲おましましき。

第五十一代、平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり。丙戌の年卽位、改元。平安宮にましします。これより遷都なきによりて、御在所をあるすべからず、天下を治め給ふこと四年、太弟に

◎田村麿昇進事

○二十四年 異本二十五年に作る
○七十歲 異本七十七歲につくる

△改元大同

讓りて太上天皇と申す。平城の舊都に還りてすませ給ひけり。尙侍藤原の藥子を寵しまして、逆亂のことありき。田村麿を大將軍として、追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせたまふ。御子東宮高岳の親王も捨てられて、おなじく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すはこれなり。藥子仲成等は誅にふしぬ。上皇、五十一歲までましましき。

第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ち給へりしが、己丑の年卽位、庚寅に改元。この天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み諸藝を習ひたまふ。又謙讓の大度もましましけり。桓武の帝鍾愛無雙の御子になむおはしける。儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために顧命しましましけるにこそ。格式などの、この御時より撰び始められにき。又

○己丑は大同四年なり
△改元弘仁

◎格式始事
弘仁十一年藤原冬嗣等勅を奉じて弘仁格式を撰進す貞觀式および延喜式等を撰せり

○橘太后は橘清友の女嘉峨天皇の后なり

◎天台眞言宗倍事
弘仁三年七月傳敎大師叡山に法華堂を建て同七年弘法大師高野山に金剛峰寺をたつ

◎八舌鍮事

深く佛法を崇めたまふ。先世に美濃國神野といふ所に、貴き僧ありけり。橘太后の先世に、ねむごろに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも、自然にかなへり。傳敎御名、最澄　弘法御名、空海　兩大師、唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代よりこそ弘まり侍りけれ。この兩師たぐなる人におはせず、傳敎入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鍮をもとめ出て、唐までもたれにけり。天台山にのぼりて、智者大師天台の宗おこりて、四代の祖なり、天台大師ともいふ、六代の正統道邃和尚に謁して、その宗をならはれしに、かの山に智者大師歸寂よりこのかた、鍮を失ひて開かざる一の藏ありき。試にこの鍮にてあけらるるに、とぐこほらず、一山こぞりて渇仰しけり。仍りて一宗の奥義、殘る所なく傳へられたりとぞ。その後慈覺智證兩大師又入唐して、天台眞言を究めならひて、叡山に弘め

◎義寂再興天台宗事

◎弘法大師事

◎同大師爲不空後身事

られしかば、かの門風いよいよ盛になりて、天下に流布せり。唐國亂れしより、經敎多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂といふ人までは、唯觀心を傳へて、宗義を明むること絶えにけるにや。吳越の忠懿王、姓は錢、名は俶、唐の末つかたより、東南の吳越を領して、偏霸の主たり、この宗の衰へぬるとを歎きて、使者十人を差して、我朝にわたくり、敎典をもとめしむ。悉く寫し畢りてかへりぬ。義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す。もろこしにいへ、五代の中後唐の末ざまなりければ、我朝にいへ、朱雀天皇の御代にや當りけむ。日本より返し渡したる宗なれば、この國の天台宗は、却りて本となれるなり。凡、傳敎かの宗の秘密を傳へられたることも、唐の台州刺史陸淳が印記の文にあり、悉く一宗の論疏をうつし、國に歸れることも、釋志磐が佛祖統記にのせたり、異朝の書に見えたり。弘法は母懷胎のはじめ、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生、この日唐の大曆九年六月十

○五筆の藝　古事談に弘法大師は筆を口にくはへ左右の手に持ち左右の足にはさみて一同に眞草の字をかゝれけりさて五筆和尚と申すなるとかや不思議なることなりと見えたり

◎惠果六人附法事

○第六　一本第七に作る隨ふべきか、眞言相承は龍猛、龍智、金剛智、一行、善無畏、不空、惠果なり

○青龍　一本青明ゐ作る

◎眞言正續弘法事

○瀉瓶は水を瓶より移すに一滴の餘れるなきいへるにて宗師の法を遺す所なく受け傳ふるをいふなり

◎本朝流布宗七宗事

五日に當れり。不空三藏入滅す。依りてかの後身と申すなり。且は惠果和尚の告にも、我と汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めむとあるも、このゆゑにや。渡唐の時も、或は五筆の藝をほどこし、さまざまの神異ありしかば、唐の主順宗皇帝、殊に仰ぎ信じたまひき。かの惠果は、眞言第六の祖師なり、（不空の弟子、）和尚六人の附法あり。劍南の惟上、河北の義圓、（金剛一界を傳ふ、）新羅の惠日、訶陵の辨弘、（胎藏一界を傳ふ、）青龍の義明、日本の空海、（兩部を傳ふ、）義明は唐朝におきて、灌頂の師たるべかりしが、世をはやくす。弘法は六人の中に瀉瓶たり。（惠果の俗弟子、呉般か纂の詞あり、）しかれば眞言宗には、正統なりといふべきにや、これ又異朝の書に見えたり。傳教も不空の弟子、順曉に逢ひて眞言を傳へられしかど、在唐いくばくもなかりしかば、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとぶらはれけり。又今はこの流絶えにたり。慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞ゆしが弟子、

○七宗、天台、眞言、華嚴、法相、三論、禪、律これなり

◎比叡山事

◎根本中堂事

◎東寺眞言宗事

◎眞言宗號神道乘事

◎眞言院事　眞言院の建立は仁明天皇の承和元年正月なり

法全に逢ひて傳へらる。大凡本朝流布の宗、今は七宗なり。この中にも、眞言、天台の二宗は、祖師の意巧、專ら鎭護國家のためとこころざゝれけるにや、比叡山には（比叡といふ事は、桓武傳教と心を一にして、興隆せられし故に名づくと、かの山の輩種々これを稱す、しかれども舊事本紀に、比叡の神の御事なりと見えたり、）顯密並びて紹隆す。殊に天子本命の道場を立てゝ、御願をいのる地なり。（これは密につくべし、）又根本中堂を止觀院といふ。法華の經文につき、天台の宗義により、かたがた鎭護の深義ありとぞ。東寺は桓武遷都のはじめ、皇城の鎭護のためにこれを建てられ、弘仁の御時弘法に賜ひて、永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さゞる地なり。この宗を神通乘といふ。如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり。就中我國は、神代よりの緣起、この宗の所說に符合せり。このゆゑにや、唐朝に流布せしは、しばらくの事にて、即ち日本にとゞまりぬ。相應の宗なりといふもことわりにや。大唐の內道場に准じて、宮中に眞言

◎御修法事

◎觀音供事

○三流　延暦寺、園城寺、東寺これなり

◎東寺一阿闍梨爲正務事

○網所は僧綱の役所なり

○山門は延暦寺、寺門は園城寺なり

◎本朝四箇所戒壇事

○四箇所の戒壇は奈良の東大寺、下野の藥師寺、筑前の觀世音寺、近江の延暦寺これなり

◎護嚴三論宗事

院を建つ（もとは勘解由使の廳なり）大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり。國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり。又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗にとりて深意あるべし。三流の眞言いづれといふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とすることも、むねと東寺によれり。延喜の御宇に、網所の印鑰を、東寺の一の阿闍梨に預けらる。仍りて法務の事を知行して、諸宗の一座たり。山門寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をもて天台座主といふめり。この天皇、諸宗をならべて興ぜさせ給ひける、中にも傳教弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべきよし、奏せられしを、南京の諸宗表をあげて爭ひ申しゝかど、終に戒壇の建立をゆるされ、本朝四箇所の戒壇となる。弘法は寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をもて天台座主といふめり。この天皇、諸宗をならべて興ぜさせ給ひけることさら師資の御約ありければ、重く志給ひけるとぞ。この兩宗の外、花嚴三論は、東大寺にこれを弘めらる。かの花嚴は、唐の杜順

○孝德の御世に云々　孝德は推古のあやまりにや、推古紀三十一年正月の條に高麗王貢僧慧灌と見ゆ。扶桑畧記に天下早魃、慧灌着青衣講論三旬、甘雨已降、仍當任僧正住元興寺、流布三論法門、建井上寺と見ねたり

◎法相宗事

◎四家大乘事

○三宗は華嚴、三論、法相をいふ

和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す。この寺は則ちこの宗を開きて世に傳へたり。孝德の御世に、寺といふ名あり。三論は東晉の同時に、後秦といふ國に、羅什三藏といふ師來りて、この宗に依りて建立せられけるにや。大花嚴高麗の僧惠觀來朝して、傳へはじめける。志からば最前流布のをしへよや。その後道慈律師請來して、大安寺に弘めき。今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘められる。日本の定惠和尚（大職冠の子なり）かの國にわたり、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世をはやくす。今の法相は、玄肪僧正といふ人入唐して、泗州の智周大師、（玄奘二世の弟子、）にあひて、これを傳へて流布しけるとぞ。春日の神も、ことさらこの宗を擁護志給ふなるべし。この三宗に天台を加へて、四家の大乘といふ。俱舍成實などいふは小乘なり。道慈律師同じく傳へて、流布せら

れけれども、依學の宗にて、別にこの宗を立つることなし。我國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり。又律宗は大小に通ずるなり。鑒眞和尚來朝して弘められしより、東大寺、れよび下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇をたて、この戒を受けぬものは、僧籍に列らぬことになりにき。中古よりこのかた、その名ばかりにて、戒體を守ることと絶にけるを、南都の思圓上人等、章疏を見あきらめて戒師となる。北京には我禪上人入宋して、かの宗に入るの律法を傳へてこれをひろむ。南北の律再興して、かの宗に入るともがらは、威儀を具することふるきがごとし。禪宗は佛心宗ともいふ。佛の教外別傳の宗なりとぞ。梁の代に、天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機にかなはず、江を渡りて北朝にいたる。嵩山といふ所にとどまり、面壁して年をおくられけり。後に惠可これをつぐ。惠可より下四世に、弘忍禪師を聞にし嗣法、南北

○思圓　一本思圓に作る、又一本南都の上與正菩薩の四字あり
○北京い南都奈良に對して平安城をちかいふなり

◎律宗事

◎南北律再興事

◎禪宗事

にあひわかる。北宗の流をば、傳教慈覺傳へて歸朝せられき。安然和尚（慈覺の孫弟子）教時諍論といふ書に、教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台とつらねたり。されどうけ傳ふる人なくて絶えにき。近代となりて、南宗の流多くつたはる。異朝には、南宗の下に五家あり、その中、臨濟宗の下より又二流となる、これを五家七宗といふ。本朝には、榮西僧正黃龍の流を汲みて、傳來の後に、聖一上人、石霜の下つかた、虎丘の流を無準にうく。かの宗の弘まることは、この兩師よりのことなり。うちつゞき異朝の僧もあまた來朝し、この國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。いづれも直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり。弘仁の御宇より、眞言天台の盛になれることを、いさゝかまゐるし侍るにつきて、大方の宗々傳來の趣を載せたり。極めてあやまり多く侍らむ。

○異朝　一本我朝に作る

◎五家七宗事

○この兩師　一本かの兩大師につゝく

但、君としては、いづれの宗をも大概志ろしめして、捨てられざらむことぞ、國家攘災の御計なるべき。菩薩大士もつかさどる宗あり、我朝の神明も、とりわき擁護志給ふをしへもあり、一宗に志ある人、餘宗を謗りいやしむ、大なるあやまりなり。人の根機志なじなければ、教法も無盡なり。況や我信ずる宗をだもあきらめずして、いまだ知らざる教を謗らむや、極めたる罪業なり。我はこの宗に歸すれども、人はかの宗にこゝろざす。共に隨分の益あるべし。これ皆今生一世の値偶にあらず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教をすてず機をもらさずして、得益の廣からむことを思ひ給ふべきなり。且は佛法にかぎらず、儒道の二教のいたり、諸の道賤しき藝までもおこし用ゐるを、聖代といふべきならしめ、女子は紡績を事として、みづからも衣、人をもあたゝか

○根機い心根の機關の意なり

○罪業なり　諸本罪業ふやふ作る

○佛法　諸本佛教に作る
○儒道の二教い孔子と老子との教をいふ

ならしむ。賤しきに似たれども、人倫の大本なり。天の時に志たがひ、地の利によれり。この外商沽の利を通ずるものあり、工巧の業を好むもあり、仕官に志すもあり、これを四民といふ。仕官するにとりて、文武の二道あり。座して以て道を論ずるは文士の道なり、この道に明ならば相とするに堪へたり。征きて以て功を立つるい武人のわざなり、このわざに譽あらば將とするに足れり。されば文武の二は、暫くも捨て給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし文を左にす、國治れる時は、文を右にし武を左にすともいへり。古に右を上にす、よりて志かいふなり、かくの如くさまざまなる道を用ゐて、民の愁をやすめ、各あらそひなからしめむことを本とすべし。民の賦斂を厚くして、自らの心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり。我國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、曆數も久しからず、繼躰も違ふためし、所々に志るし侍りぬ。

○古に右を上にす　この注いと心得がたし我國にい太古より左を上とせし例いあれど右を以て上としたることといまだ聞かざる事なり

◎詩書禮樂四術等

◎四道儒事

○四道には各博士あり、令義解、延喜式、職原鈔等に詳なり

◎醫陰兩道事

○五聲は宮、商、角、徵、羽をいふ、六律は黃鐘、大蔟、姑洗、蕤賓、夷則、無射をいひ、六呂とは大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘をいふ

○十二律は六律六呂をいふ、六律とは黃鐘、大蔟、姑洗、蕤賓、夷則、無射をいひ、六呂とは大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘をいふ

況や人の臣として、その職を守るべきにおきてをや。抑、民を導くにつきて、諸道諸藝皆要樞なり。古にハ、詩書禮樂を以て國を治むる四術とす。本朝には、四術の學を立てらるゝことと確ならざれども、紀傳明經明法の三道に、詩書禮を攝すべきにてそ。算道を加へて四道といふ。代々に用ゐられ、その職を置かるゝことなれば、委しくまねるすにあたはず。醫陰陽の兩道、又これ國の至要なり。金石絲竹の樂は、四學の一にて、專ら政をする本なり。今は藝能の如くに思へる、無念のことなり。風を移し俗をかふるには、樂よりよきはなしといへり。一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。又詩賦詠歌の風も、今の人のこのむ所、詩學の本には異なり。志かれども一心より起りて、よろづの言の葉となる。末の世なれども、人を感ぜしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐをしへなるべし。かゝれ

○輪扁が輪を斲りて云々　莊子天道篇曰、桓公讀書於堂上、輪扁斲輪於堂下、釋椎鑿而上、問桓公曰、敢問公之所讀爲何言邪、公曰、聖人之言也、曰、聖人在乎、公曰已死矣、曰然則君之所讀者、古人之糟魄已夫、桓公曰、寡人讀書、輪人安得議乎、有說則可、無說則死、輪扁曰、臣也以臣之事觀之、斲輪徐則甘而不固、疾則苦而不入、不徐不疾、得之於手、而應於心、口不能言、有數存焉於其間、臣不能以喻臣之子、臣之子亦不能受之於臣、是以行年七十而老斲輪、古之人與其可不傳也死矣、然則君之所讀者、古人之糟魄已夫と見ねたり

○弓工が弓を作りて云々　貞觀政要曰、貞觀初　太宗謂蕭瑀曰、朕少好弓矢自謂能　書其妙、近得良弓十數、以示弓工、乃曰皆非良材也、朕問其故、工曰、木心不正則脈理皆邪、雖調勁、而遣箭不直非良弓也、朕始悟焉、朕以此弓定四方用弓多矣、而不得其理、況朕有天下之日淺、得爲理之意未及於弓、弓猶矢之而況於理乎と見えたり

○五大は地水火風空をいひ、五行とは木火土金水をいふ

ば、いづれか心の源をあきらめ、正にかへる術なからむ。輪扁が輪を削りて齊の桓公をかしへ、弓工が弓を作りて唐の太宗を悟らしむる類もあり。乃至圍碁彈碁の戲までも、愚なる心をさめ、輕々しきわざを留めむがためなり。但、その源にもとづかずとも、一藝は學ぶべきことにや。孔子も飽食終日心を用ゐる所なからむよりは、博奕をだにせよと侍るめり。まして一道をうけ、一藝にもたづさはらむ人、本をあからめ理をさとる志あらば、これより理世の要ともなり、出離のはかりごとゝもなりなむ。一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生をおもり、自らもさとり、他にもさとらしめむこと、萬の道その理一なるべし。この御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學もあきらかに、文章もたくみに、書藝もすぐれたまへり。宮城の東面の額も、御自らかゝしめ給ひき。天下を治め給ふこと十四年、皇太弟に讓りて太

上天皇と申す。帝都の西嵯峨といふ所に、離宮をしめてぞましましける。一旦國をゆづり給ひしのみならず、行末までも授けましまさむの御志にや。新帝の御子、恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、世をそむき給ひけるこそありがたけれ。上皇深く謙讓しましましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔仁德兄弟相讓り給ひし後には、聞かざりしことなり。五十七歳おましましき。

第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯の年卽位、甲辰に改元、天下を治め給ふこと十年、太子に讓りて太上天皇と申す。この時兩上皇ましましければ、嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御おきてにや、東宮には又この帝の御子、恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれましまして、

○新帝は淳仁天皇なり
◎恒世親王辭太子事
○癸卯は弘仁十四年なり
△改元天長

後に故ありて捨てられ給ひき。五十七歳おましましき。

第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱は正良、これよりさき御諱たしかならず、多くは乳母の姓なを諱に用ゐられき、これより二字正しくましませば、載せ奉る。深草の帝とも申す。嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年卽位、甲寅に改元。この天皇は、西院の御門御猶子の義にておましましければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ。或時は兩皇同所にして、觀禮もありけりとぞ。我國のさかりなりしことは、このころほひにやありけむ、遣唐使も常にあり。歸朝の後、建禮門の前に、かの國の寶物の市を立てゝ、群臣にたまはする事もありき。律令は文武の御代より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける。天下を治め給ふこと十七年、四十一歳おましましき。

第五十五代、文德天皇、諱は道康、田村の帝とも申す。仁明第一の子、御母は太皇大后藤原の順子五條の后と申す左大臣冬嗣の女なり。庚

○故ありて云々　承和九年伴健岑橘逸勢等の謀反を起し、お皇太子もまたその罪に坐して廢られ給ひしをいふ
○癸丑は天長十年なり
△改元承和
◎被撰調律令事
○庚午は嘉祥三年なり

△改元仁壽

○戊寅ハ天安二年なり
△改元貞觀

◎攝政始事

◎漢家攝政事

○阿衡　書經太甲篇の註ゝ阿倚衡平也、商之官名也、言天下之所倚平と見えたり

午の年卽位、辛未に改元、天下を治め給ふこと八年、三十三歳おましましき。

第五十六代、淸和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文德第四の子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の后と申す、攝政太政大臣良房の女なり。我朝は、幼主位に居給ふこと稀なりき。この天皇九歳にて卽位、戊寅の年なり。己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣始めて攝政せらる。攝政といふこと、もろこしには唐堯の時、虞舜を登げ用ゐて、政を任せたまひき。これを攝政といふ。かくて三十年ありて、正位をうけられき。殷の代に伊尹といふ聖臣あり、湯および太甲を補佐す。これは保衡といふ。阿衡ともいふ、その意は攝政なり。周の世に周公旦、又大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父なり。武王の代には三公につらなりき。成王若くて位に卽き給ひしかば、周公自ら南面して攝政す。成王をれきて、南面せられたりとも見えたり、漢の昭帝

○襁褓は玉篇に負兒衣也と見ゆ、至りて幼稚なるをいふなり

○淡海公ハ藤原不比等なり

◎南圓堂建立事

又稚くして卽位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ、先蹤にも申すめる。本朝には、應神生れ給ひて、襁褓にましましゝかば、神功皇后天位に居たまふ。しかれども攝政と申し傳へたり。これは今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政したまふ。これぞ帝は位に備りて、天下の政しかしながら攝政の御まゝなりけり。齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政したまふ。元明の御代の末つかた、皇女淨足姫尊（きよたらしひめのみこと）元正天皇の御事なり、暫く攝政したまひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝政する事ははじまりにける。但、この藤原の一門、神代よりゆゑありて、國主を輔け奉ることは、先にも所々にしるし侍りき。淡海公の後、參議中衛の大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣內麻呂の三代は、上二代の如く榮えずやありけむ。內麻呂の子冬

嗣の大臣、閑院の左大臣といふ、後には贈太政大臣、藤氏の衰へぬることをなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立てゝ、いのり申されけり。この時明神役夫に変りて、

補陀落の南の岸に堂立てゝ、今ぞさかえむ北のふちなみ

と詠じ給ひけるとぞ。この時に、源氏の人數多失せにけりと申す人あれども、大なるひが事なり。皇子皇孫の源の姓をたまひ、高官高位にいたることは、この後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。されどかの一門の榮にしこと、誠に祈請にこたへたりとは見えたり。大かたこの大臣、遠きれもむはかりれいしけるにこそ。子孫親族の學問を勸めむために、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅江の兩家これをつかさどりて、人を敎ふる所なり。かの大學の南に、この院を立てられしかば、南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、旨とこの院を管領して、興福寺および氏の社の事を

◎藤氏　諸本藤原に作る

○興福寺は大和國奈良にあり、南圓堂は弘仁四年の建立なり

○補陀落山は觀音の淨土なるを今興福寺の南岸に南圓堂を建て觀音の像を安置せしかば卽ちそれに准へたるなや　北の藤波は冬嗣公は北家なればその意を以て詠めるなり

◎勸學院建立事　勸學院は三條の北壬生の西にあり弘仁十二年の建立なり

○氏の長者は氏の中にて官位諸第等第一の人をいふ、こゝは藤原氏の長者なり

執り行はる、良房の大臣攝政せられしより、かの一流に傳りて、絕えぬ事になりにけり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定れる職になりぬ。れのづから攝關といふ名を留められぬ、時も、內覽の臣をおかれたれば、執政の義變ることなし。天皇れとなび給ひければ、攝政まつりごとを返し奉りて、太政大臣にて、白河に閑居せられにけり。君は外孫にましませば、猶も權を專らにせらるとも、爭ふ人あるまじくや。されど謙退の心ふかく、閑適をこのみて、常に朝參などもせられざりけり。その頃大納言伴善男といふ人寵ありて、大臣を望む志なむありける。時に三公闕なかりき。太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相、信の左大臣を失ひて、その闕に望み任ぜむと相計りて、先應天門を燒かしむ。左大臣世を亂らむとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣このことを聞き、驚き

○白河は山城國愛宕郡にあり

○應天門を燒かしむ　こは貞觀八年のことゝみして善男中庸等の所爲なり、捷圖翔鷺の二樓も延燒せり

◎伴大納言流刑事

○烏帽子直衣は晝服なり

○三代實錄曰、貞觀八年九月十二日伴大納言善男卿配伊豆國、子右衞門佐伴宿禰中庸、配隱岐國、同謀者、紀豐城、伴秋實、同清繩等五人、當斬罪、而降一等遠流、殘三人、壹岐、佐渡、安房、是皆依去三月十日燒應天門罪也と見えたり

◎本位法號事

◎八幡鎭座男山事

○男山の鎭座は貞觀元年九月なり

◎清和天皇御灌頂事

遽られけるあまりに、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して、馳參して申しなだめられにけり。その後善男が陰謀あらはれて、流刑に處せらる。この大臣の忠節、誠に無止事になむ。天皇佛法に歸し給ひて、常に脫屣の御志ありき。慈覺大師に受戒したまふ。法號を授け奉らる、素眞と申す。在位の帝法號をつぎ給ふこと、世のつねならぬにや。昔隋の煬帝の晉王といひし時、天台の智者に受戒して、總持といふ名をつがれたりし、よからぬ君の例なれど、智者の昔のあとなれば、なぞらへて用おられけるにや。又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山の石清水に遷りたまふ。天皇きこしめして、勅使をつかはし、その所を點し、諸の工に仰せて、新宮をつくりて宗廟に擬せらる。鎭坐の次第は上に見えたり。天皇、天下を治め給ふこと十八年、太子に讓りて退かせたまふ。中三年ばかりありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせたまふ。丹波の水尾といふ

○丁酉は貞觀十九年なり

△改元元慶

○忠仁公は良房なり

○攝政被定廢立事

所に遷らせ給ひて、練行しましましゝが、ほどなくかくれたまふ。御年三十一歲おましましき。

第五十七代、陽成天皇、諱は貞明、清和の第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條の后と申す、贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年卽位、改元、右大臣基經攝政して、太政大臣に任ず。この大臣は、良房の養子なり、實は中納言長良の男、この天皇の外舅なり、忠仁公の故事のごとし。この天皇、性惡しくして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定られにけり。昔漢の霍光、昭帝を輔けて攝政せしに、昭帝世をはやく去給ひしかば、昌邑王を立てゝ天子とす。昌邑不德にして器に堪へず、卽ち廢立を行ひて、宣帝を立てまつりき。霍光が大功とこそ志るし傳へ侍るめれ。この大臣まさしき外戚の臣にて、政を專らにせられしに、天下のためめでたし。されば一家にも、人こそ多く聞にしかど、攝政關白は、この大

臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりにける。つぎつぎ大臣大將にのぼる、藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇、天下を治め給ふこと八年にて退けられ、八十一歲おましましき。

第五十八代、第三十一世、光孝天皇、諱は時康、小松の帝とも申す。仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公、諸の皇子を相し申されけり。この天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞にしが、御年たかくて小松の宮にましましけるに、俄に詣でゝ見給ひければ、人主の器量、餘の皇子達に勝れましましけるによりて、卽ち儀衛をとゝのへて迎へ申されけり。本位の服を着しながら、鸞輿に駕して大內に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり。乙巳に改元、踐祚のはじめ、攝政を改めて關白とす。これ我朝の關白のはじめなり。漢の

○昭宣公は基經なり

○甲辰は元慶八年なり

△改元仁和

◎關白給事

霍光攝政たりしが、宣帝の時政をかへして退きけるを、萬機の政、猶光に關り白さしめよとありしが、その名をとりて授けられにけり。この天皇、昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。その子を殿上に召して元服せしめ、御自ら位記をあそばして、正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶にける芹川の御幸などありて、ふるき跡を興さるゝことも聞えき。天下を治め給ふこと三年、五十七歲おましましき。大かた天皇の世つぎをまうるせる文、昔より今にいたるまで、家々にあまたあり。かくまうるし侍るも、更に珍しからぬことなれど、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さむがためなり。我國は神國なれば、天照大神の御はからひに任せられたるにや。されどその中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路にかへれども一旦もまづませ給ふためしもあり、これは皆自らなさせ給ふ御科なり。冥助の

○その子は長子の時平をいふ

○芹川の行幸　類聚國史に延曆十五年正月甲辰遊豫子芹川野と見ゆ。仁明天皇承和の頃までは屢行幸ありしかどその後凡五十年ばかり絶えたりしをこの御代の仁和二年に至りてまたおこさる、芹川は山城國紀伊郡にあり

◎繼體正統事

○十善の上あ見えたり

空しきにはあらず。佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなほならしめむとこそ思給へども、衆生の果報おなじなに、うくる所の性れなじからず。十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹善惡またまちまちなり。かゝれば本を本として正にかへり、元を元として邪を捨てられむことぞ、祖神の御心にはかなはせ給ふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝにつがせ給へり。うたがはしからず。日本武尊世を早くしましゝによりて、御弟成務へだゝり給ひしかど、日本武の御子にて、仲哀傳へましましぬ。仲哀應神の御後に、仁德傳へ給へりしが、武烈惡王にて、日嗣絶えましましゝ時、應神五世の御孫にて、繼體天皇撰ばれ立ちたまふ。これなむ珍しきためしに侍る。されど二を並べて爭ふ時にこそ、傍正のうたがひもあれ、群臣皇胤なきことを愁へて、覓め出で奉りしうへに、その御身賢にして天の命をうけ、

人の望にかなひましましければ、とかくのうたがひあるべからず。その後相續ぎて、天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流久しく傳へられしに、稱德女帝にて御嗣もなし。又政も亂りがはしく聞えしかば確なる御讓もなくて絶にき。光仁又傍より撰ばれて立ち給ふ。これなむ又繼體天皇の御事に似給へる。まかれども天智は正統にてましまし。第一の御子大友こそ、誤りて天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて施基の御子御科なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へること、正理にかへるとぞ申し侍るべき。今の光孝、又昭宣公の撰にて立ち給ふといへども、仁明の太子文德の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、まかも賢才諸親王に勝れましましければ、疑ひなき天命とこそ見に侍れ。かやうに傍より出で給ふこと、これまで三代なり。人のなせる事と

○侍るべき　異本傳ふべきふ作る
◎光孝天皇踐祚事
○三代は繼體、光仁、光孝をいふ

は心得奉るまじきなり。さきにあるし侍ることわりを、能く辨へらるべきものをや。光孝より上つかたは一向上古なり。よろづの例を勘ふるも、仁和より下つかたをぞ申すめる。いにしへすらなほかゝる理にて天位を嗣ぎたまふ。まして末の世には、正しき御譲なくては、保たせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。この御代より、藤氏の攝籙の家も他流にうつらず、昭宣公の苗裔のみぞ、正しく傳へられにける。上は光孝の御子孫、天照大神の正統とさだまり、下は昭宣公の子孫、天兒屋根命の嫡流となり給へり。二神の御誓達はずして、上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや。

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の子、御母皇太后班子の女王、伸野親王（桓武天皇の御子）の女なり。元慶の頃孫王にて、源氏の姓をたまはらせまします。そのかみ常に鷹狩を好ませ

○上は帝王云々は光孝天皇より後村上天皇までをいふ

◎勘例被用仁和以後事

給ひけるに、或時賀茂の大神あらはれて、皇位に即かせ給ふべきよしを示し申されけり。踐祚の後、かの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひけるゆゑとぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達をわきて譲をうけたまふ。先親王として、皇太子に立ち、即ち受禪、同年の冬即位、中一年ありて己酉に改元、踐祚のはじめより、太政大臣基經文關白せらる。この關白薨じて後は、暫くその人なし。天下を治め給ふこと十年、位を太子に譲りて太上天皇と申す。中一年ばかりありて出家せさせたまふ。御年三十三にや、若くよりその御志ありきとぞ仰せ給ひける。弘法大師四代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺にして灌頂せさせ給ふ。又智證大師の弟子増命僧正にも、（于時法橋なり、後謚云靜觀）比叡山にてうけさせ給へり。弘法の流をむねとせさせ給ひければ、その御法流とて今にたえず、仁和寺に傳へ侍るはこれなり。凡弘法の流に、廣

○賀茂の大神　異本賀茂大明神に作る

◎被始賀茂臨時祭事

△改元寛平

◎宇多天皇御灌頂事

○四代　一本三代に作る
山窗往來に左の如く見ゆ
○弘法
源行——益信
寛平法皇

◎小野廣澤眞言事

○色衆　異本有衆また職衆に作る

澤仁和寺、小野醍醐、並勸修寺、の二あり。廣澤は法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正、敦實親王子、法皇御孫也、寛朝廣澤にすまれしかば、かの流といふ。その後代々の御室相傳へて、たゞ人はあひまじはらず、法流をあづけられて、師範となる事は兩度あり、されども御室は代々親王あり、小野の流は、益信の相弟子に聖寶僧正とて、知法無雙の人ありき。大師の嫡流と稱することのあるにや。しかれども年戒劣られけるゆゑにか、法皇御灌頂の時は、色衆につらなりて、嘆德といふ事を勤められたりき。延喜の護持僧にて、殊に崇重し給ひき。その弟子觀賢僧正も、相續ぎて護持申し、おなじく崇重ありき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨につけられしも、この時よりはじまる。正の法務は、いつれも東寺の一の長者なり、諸寺になるは皆權法務なり、又仁和寺の御室は總の法務にて、綱所を召し仕はるゝ事は、後白河院以來のことか、この僧正は高野にまうでゝ、大師入定の崛をひらきて、御髮を剃り、法服など着せかへ申しゝ人なり。その弟子淳祐石山の內供といふ、相伴ひけれども、終に見奉らず。師の僧正その手

◎寛平法皇小野廣澤法主事

○寛平の御誡は猶今世に傳れり

をとりて、御身にふれしめけりとぞ。淳祐罪障のいたりを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元杲僧都に延命院といふ、許可ばかりにて、授職をゆるさず、勅定によりて、法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ。かの元杲の弟子仁海僧正、また知法の人なりき。小野といふ所にすまれけるより、小野の流といふ。しかれば法皇は、兩流の法主にましますなり。王位を去りて釋門に入ることは、その例おほしといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼體し給へる、ありがたきためしにや。今の世までもかしこかりしことには、延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ上代によれゝば、無爲の御政なりけむと推し量られ侍る。菅氏の才名によりて、大納言大將まで登用し給ひしも、この御時なり。又讓國の時さまざま敎へ申されし、寛平の御誡とて、君臣仰ぎて見奉ることもあり。昔もろこしにも、天下の明德は虞舜よりはじまると見

えたり。唐堯のもちお給ひしによりて、舜の德もあらはれ、天下の道も明になりにけるとぞ。二代の明德をもちて、この事推しはかり奉るべし。七十六歲れましまして、朱雀院の御代にぞかくれさせ給ひける。七十代、第三十三世、醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、內大臣高藤の女なり。丁巳の年卽位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて補佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を內覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位に卽かせ給へり。幼くましましゝかども、聰明叡哲に聞えたまひき。兩大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ才もかしこくて、天下の望むところなり。左相は譜代の器なりければ、棄てられがたし。或時上皇の御在所朱雀院に行幸の時、猶右相に任せらるべしといふ定あ

◎不置摂政左右大臣內覽萬機事

○譜代とは代々忠國正しくして官位の次第みだれず功績あるをいふ

△改元昌泰

○丁巳は寛平九年なり

りて、既に召しれほせ給ひけるを、右相かたく遁れ申されてやみぬ。その事世にもれにけるにや、左相憤をふくみ、さまざまの讒をまうけて、終に傾け奉りしこそあさましけれ。この君の御一失と申し傳へ侍りし。但、菅氏は德化の御事なれば、末世のためにもやありけむ、はかりがたし。善相公清行朝臣は、この事いまだ萌さゞりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべきよしを申しけれど、沙汰なくてこの事出で來にき。さきにも申し侍りし、我國には幼主の立ち給ふこと、昔はなかりしことなり。貞觀元慶の二代、始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公昭宣公攝政にて、天下を治めらる。この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなくて、御自ら政をおこなはせましましける、猶御幼年のゆゑにや、左相の讒にも迷はせ給ひけむ、聖も賢も一失はあるべきにこそ。その趣經書に見えたり。されば曾子は、我日三省吾躬といふ、季文子は三思

○終に傾け奉りしこと云々 延喜元年正月廿五日道眞を太宰權帥に下して筑前に左遷す

○善相公清行は三善清行をいふ、善相公は稱號なり

◎本朝初主

○貞觀は清和天皇、元慶は陽成天皇の年號なり

○左相 一本左右ふ作る

ともいふ、聖德のほまれましまさむにつけても、いよいよ愼みまもすべき事なり。昔應神天皇も議を聞かせ給ひて、武内の大臣を誅せられむとし給ひき。かれはよく遁れて明められたり。この度の事凡慮に及びがたし。程なく神とあらはれて、今に至るまで靈驗無双なり。末世の益を施さむためにや、議をいれし大臣は後なくなりぬ。同心ありけるたぐひも、皆神罰を蒙りにき。この君久しく世をたもたせ給ひて、德政を好み行はせ給ふこと、上代にこえたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁德のふるき跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて、梁といふ國にうつりにけり。うちつゞき後唐、晉、漢、周となむいふ五代ありき。この天皇、天下を治め給ふこと三十三年、四十六歳おましましき。

第六十一代、朱雀天皇、諱は寛明、醍醐第十一の子、御母皇太后藤

○程なく神とあらはれて云々　延喜五年味酒安行が太宰府の安樂寺に社殿を設けて天滿大自在天神と稱へらるる

○いれし　一本いはれしに作る

○後なくなりぬは子孫の絶えたるをいふ、一本に後を命に作るは非なり

○同心ありける類　源光、藤原定國、同菅根等なり、此等皆神罰を蒙りて死亡せり

○四十六歳　一本四十四歳に作る

原の穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子（諡を文彥と申す、早世、その御子慶賴の太子も、うち續きかくれましましかば、保明一腹の御弟にて立ちたまふ。庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平（昭宣公の三男、後に貞信公といふ、攝政せらる。寛平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき。この君又幼主にて立ち給ふによりて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ。この御時平の將門といふものあり、上總介高望が孫なり。（高望は葛原の親王の孫、平の姓をたまはる、桓武四代の御苗裔なりとぞ。）執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて憤をなし、東國に下向して叛逆をおこしてけり。先、伯父常陸國の大椽國香をせめしかば、國香は自殺しぬ、これより坂東をおしなびかし、下總國相馬郡に居所をしめ、都と名づけ、自らも平親王と稱し、官符をなし與へけり。これにより天下騷動す。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將

○庚寅は延長八年なり　△改元承平

◎延喜御一代無攝政等

○使は檢非違使をいふ

○官符　諸本官爵に作る

軍とし、源經基（清和の御末、六孫王といふ、頼義、義家等が先祖なり、）藤原仲舒（忠文の弟なり、）を副將軍として差し遣さる。平貞盛（國香が子なり、）藤原秀鄕等心を一にして、將門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は道より歸り參りにき。將門は承平五年二月に事をおこし、天慶三年二月に滅びぬ、その間六年なり、藤原の純友といふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古をつかはして追討せらる。（天慶四年に純友は殺さるるとぞ、）かくて天下しづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂出で來たる間、天皇もおだやかにましましけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふことは侍らじ、時の災難にこそとぞ覺え侍る。天皇御子ましまさず。一腹の御弟太宰の帥の親王を、太弟に立てゝ、天位を讓りて尊號あり。後に出家せさせたまふ。天下を治め給ふこと十六年、三十歳おましましき。

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀

○承平五年二月　こはあやまれり將門の謀反を起しゝは天慶二年十一月なり

◎將門純友滅亡

同母の御弟なり。丙午の年卽位、丁未に改元、兄弟相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。この天皇賢明の御譽、先皇の御跡をつぎ申させ給ひければ、天下安寧なることも、延喜延長のむかしに異ならず。文筆諸藝を好み給ふことも變らざりけり。萬のためしには、延喜天曆の二代とぞ申し侍る。もろこしの賢き明王も、二三代と傳はるはまれなりき。周には文武成康、文王は正位に卽き給はず、漢には文景などぞ、ありがたきことに申しける。光孝傍より撰ばれ立ち給ひしに、うち續きて明主の傳はり給ひし、我國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼體も、たゞこの一流にのみぞ定りぬる。末つかた天德年中にや、始めて內裏に炎上ありて、內侍所も燒けにしが、神鏡は灰の中よりいだし奉る。圓規損ずることなくして、分明にあらばれ出で給ひぬ。見たてまつる人、驚感せずといふ事なしとぞ、御記に見え侍る。この時神鏡の南

○丙午は天慶九年なり　△改元天曆

○明主　異本明王に作る

◎天德內裏炎上事

○御記は天曆御記のことにてこの書は村上天皇の御撰なり

◎五季事

◎後中書王事

◎中殿作文事

殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮の實賴の大臣、袖にうけられたりと申す事あれど、僻事をなむいひ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年、もろこしの後周滅びて、宋の代にさだまる。唐の後五代五十五年の間、かの國大にみだれて、五姓うつりかはりて、國の主たり、五季とぞいひける。宋の代に賢王うちつゞきて、三百二十餘年まで保てりき。この天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おましましき。御子多くましまし、中に、冷泉圓融は天位に卽き給ひしかば、申すに及ばず、親王の中に具平親王（六條の宮と申す中務卿に任じ給ひき、前兼明親王名譽れはしき、よりてこれを後中書王と申す）賢才文藝のかた、代々の御跡を能く相繼ぎ申したまひけり。一條の御代によろづ昔をおこし、人を用ゐましましければ、この親王昇殿したまひし日、清涼殿にて作文ありしに、中殿の作文といふ事、これよりはじまる、所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝことありき。この親王の御ためなるべし。凡、諸道にあきらかに、

◎代々源氏事

○源氏といふ事は云々（嵯峨天皇の弘仁五年五月に皇子皇女のいまだ親王とならざるものに源朝臣の姓をたまふ、皇子信をもて第一の源氏となす、これがそのはじめなりける）

佛法の方までも暗からざりけるとぞ。昔より源氏多かりしかども、この御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相繼ぎ侍る。源氏といふ事は、嵯峨の御門世の費をおぼしめして、皇子皇孫に姓をたまひて、人臣となしたまふ。卽ち御子あまた源氏の姓をたまはる。桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓をたまはり、平城の御子阿保親王の男行平、業平等、在原の姓をたまはることも、この後の事なれども、これはたまだまの儀なり。弘仁以後代々の御後は、皆源の姓をたまひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸などたてられて、世の費なりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器にあたがひ昇進すべき御掟なるべし。姓をたまはる人は、直に四位に叙す。皇子皇孫にとりての事なり、當君の卿、三位に叙せしかども、これも當代にはあらず、かくて代々の間、姓を賜ひし人百十餘人もやありけむ。されど他流

の源氏、大臣以上にいたりて、二代と相續する人の今まで聞にぬこそ、いかなる故ならむとおぼつかなけれ。嵯峨の御子、姓をたまはる人二十一人、この中大臣にのぼる人、常の左大臣兼大將、信の左大臣、仁明の御子に姓をたまはる人十三人、大臣にのぼる人、多の右大臣、光の右大臣兼大將、文德の御子に姓をたまはる人十二人、大臣にのぼる人、能有の右大臣、兼大將、清和の御子に姓をたまはる人十四人、大臣にのぼる人、十世の御末に實朝の右大臣（兼大將、これは貞純の親王の苗裔なり、）陽成の御子に姓をたまはる人三人、光孝の御子に姓をたまはる人十五人、宇多の御孫に姓をたまはりて大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、（共に敦實親王の男なり、）醍醐の御子に姓をたまはる人二十人、大臣にのぼる人、高明の左大臣（兼大將、兼明の親王、前中書王これなり、）兼大將、この後は皇子の姓をたまはる事は絶えにけり。皇孫にはあまたあり。任大臣を本とするに依りて、

◎王子賜姓事

○十世の上　一本ノからずの四字あり

○本とする　一本本とあるすにつくる

悉く載せず。近くは後三條院の御孫に、有仁の左大臣（兼大將、輔仁親王の男、白河院の御猶子にて、直に三位せし人なり、）二世の源氏にて大臣にのぼれり。かやうにたまた大臣に至りても、いづれか二代と相繼げる。殆ど納言以上にて傳れるだに稀なり。雅信の大臣の後、四代大納言にてありしも、はやく絶えにき。高明の大臣の後、四代大納言までも昇りて殘りたる。いかにも故あることかと覺えたり。皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をたのみ、いと才などもなく、あまさへ人にをぢり、物に慢ずる心もあるべきにや、人臣の禮に違ふこともありぬべし。寬平の御記に、そのはしの見え侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべきことなれど、我國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末、國をたもち、臣は天兒屋の御流、君をたすけ奉るべき器となれり。源氏は新にいでたる人臣なり。德もなく功もなく、高官に昇りて人にをで

らば、二神の御咎ありぬべきことぞかし。なかなか上古には、皇子皇孫多くて、諸國にも封ぜられ、將相にも任ぜられき。崇神天皇十年に、始めて四人の將軍を任じて、四道へ遣されしも、皆これ皇族なり。景行天皇五十一年、はじめて棟梁の臣をおきて、武内宿禰に任ず。成務天皇三年に大臣とす、我朝の大臣是に始まる、六代の朝に仕へて執政たり。この大臣も孝元の曾孫なりき。まかれども大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより、專ら補佐の器として、立ちかへり、神代の幽契のまゝになりぬるにや。閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたることを歎きて、善をつみ功をかさね、神にいのりて佛に祈誓せられける。そのまるしも相加り侍りけむかし。この親王ぞ、誠に才も高く德もおはしけるにや。その子師房姓をたまはりて、人臣に列せられし、才藝古にはぢず、名望世にきこえあり。十七歳にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣

◎我朝以武門大臣始事

◎眞平親王子孫繁昌事

○祈誓せられ　諸本歸せられにつくる
○この親王は眞平親王を指せり

大將にのぼりて、懸車の齡までつかうまつらる。親王の女祇子の女王は、宇治の關白の室なり。依りてこの大臣をば、かの關白の子にまたまひて、藤氏にかはらず、春日の社にも參りつかうまつられけりとぞ。又やがて御堂の息女に相嫁せられしかば、子姿も皆かの外孫なり。この故に御堂宇治をば、遠祖の如くに思へり。それよりこのかた、和漢の稽古をむねとし、報國の忠節を先とする誠あるによりてや、この一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。その中にも行迹うたがはしく、貞節おろそかなるたぐひは、おのづから衰へて跡なきもあり、向後といふとも愼み思ひ給ふべきことなり。大かた天皇の御事をまるし奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ。源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしをこゝろざして、まるし侍るなり。君も村上の御流一とほりにて、十七代にならしめたまふ。下もこの末の源氏こそ相傳り

○懸車の齡は八十歳をいふ
○宇治の關白は藤原頼通なり
○御堂は藤原道長をいふ
○一流　一本一統に作る
○下る　一本臣もに作る

○丁卯は康保四年なり
△改元安和
◎冷泉院御邪氣事

○神武より以來の御號は漢様の諡號をいふ御諡は桓武天皇の御代淡海三船が勅を奉して撰進せしなり

たれば、只この君の德勝れ給ひけるゆゑに、餘慶あるかとこそ仰ぎ申し侍れ。

第六十三代、冷泉院、諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年卽位、戊辰に改元。この天皇、邪氣おはしましけれバ、卽位の時大極殿に出で給ふ事も、容易かるまじかりけるにや、紫宸殿にてその禮ありき。二年ばかりして讓國、六十三歲おはしましき。この御門より天皇の號を申さず。又宇多より後諡を奉らず。遺詔ありて、國忌山陵を置かれざることゝ、君父のかしこき道なれども、尊號を留めらるゝ事は、臣子の義にあらず。神武より以來の御號も、皆後代のさだめなり。持統元明よりこのかた、遜位、或は出家の君も諡を奉る、天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、心えぬことに侍るなり。

第六十四代、第三十五世、圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉

○己巳は安和二年なり
△改元天錄
◎圓融院御灌頂事
○皇后　一本陰皇后に作る
○甲申は永觀二年なり
△改元寬和
◎花山院御發心事
○弘徽殿の女御は恆子なり

院同母の弟なり。己巳の年卽位、庚午に改元、天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常のごとし。翌年のほどにや御出家、永延の頃寬平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせたまふ。御師は則ち寬平の御孫弟子寬朝僧正なり。三十三歲おましましき。

第六十五代、花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり。甲申の年卽位、乙酉に改元、天下を治め給ふこと二年ありて、俄に發心して、花山寺にて出家したまふ。弘徽殿の女御（太政大臣爲光の女なり）かくれて、悲歎ふかくおはしけるをりをえて、粟田の關白道兼の大臣の、いまだ藏人辨と聞えし頃にや、そゝのかし申してけるとぞ。山々をめぐりて修行せさせましゝが、後は都に歸りてすませ給ひけり。これも御邪氣ありとぞ申しける。四十一歲おましましき。

第六十六代、第三十六世、一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は

◎后宮院號始事

○丙戌は寛和二年なり
△改元永延
◎執政人出家始事
○准三宮は太皇大后宮、皇太后宮、皇后宮に准ぜらるゝをいふ
○執政　一本攝政に作る
◎前官人爲關白事

皇后藤原の詮子、後には東三條院と申す、后宮院號のはじめなり、攝政太政大臣兼家の女なり。花山院の御門神器をすてゝ、宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて、兼家の右大臣おはせしが、内に參り諸門をかためて、讓位の儀を行はれき。新主をさなくましましゝかば、攝政の儀ふるきがごとし。丙戌の年卽位、丁亥に改元。その後攝政病により、嫡子内大臣道隆に讓りて出家、なほ准三宮の宣を蒙らる。執政の人出家のはじめなり、その頃出家の人なかりしかば、入道殿となむ申しける、よりて源滿仲出家したりしを憚りて、新發とぞいひける、この道隆はじめて大臣を辭して、前官にて關白せられき。前官の攝關もこれをはじめとす、病ありて、その子内大臣伊周、暫く相代りて内覽せられしが、相續して關白たるべきよしを存せられけるに、道隆かくれて、やがて弟の右大臣道兼なられぬ。七日といひしに、あへなくうせられにき。その弟に道長大納言にておはせしが、内覽の宣を蒙りて、左大臣までいたられしかど、延喜天曆の昔を思し召しけるにや、關白ハやめられにき。

◎執柄代々三男相續事

○東三條の大臣は兼家なり

○上達部は三位以上の人を指していふなり
○諸道の家々は紀傳明經明法等の家々とをいふなり

三條の御時にや關白して、後一條の御世のはじめ外祖にて攝政せらる。兄弟多くおはせしに、この大臣の御流、一に攝政關白はしき給ふぞかし。昔もいかなるゆゑにか、昭宣公の三男にて貞信公、貞信公の二男にて、師輔の大臣のなられ、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて道綱の大將は一男か、されど三弟にこされたるによりて、道長を三男としるす、この大臣、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家をつがれたり。祖神のはからはせ給へる道にこそ侍りけめ。いづれも兄にこえて、家を傳へらるべき故ありきと申すことのあれど、事しげければしるさず、この御代には、さるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、勝れたる人れほかりき。されば御門も、われ人を得たる事は、延喜天曆にまされりとぞ、自歎せさせ給ひける。天下を治め給ふこと二十五年、御病のほどに讓位ありて、出家せさせたまふ。三十三歲おましましき。

第六十七代、三條院、諱は居貞、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原

◎三條院御邪氣事

○辛亥は寛弘八年なり
△改元長和

○丙辰は長和五年なり
△改元寛仁

◎天皇御元服加冠理髮勤仕事

◎廣平親王怨靈事

の超子、これも攝政兼家の女なり。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣のゆゑにや、をりをり御目のくらくおはしけるとぞ。辛亥の年卽位、壬子に改元、天下を治め給ふこと五年、尊號ありき。四十二歲おましましき。

第六十八代、後一條院、諱は敦成、一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子、後に上東門院と申す、攝政道長の大臣の女なり。丙辰の年卽位、丁巳に改元、外祖道長の大臣攝政せられしが、後に攝政をば嫡子賴通の內大臣におはせしにゆづり、なほ太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠理髮父子並びて勤仕せられしこそ、めづらしく侍りしか。冷泉圓融の兩流、かはるがはるまらせ給ひしに、三條院かくれ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居給ひしが、心とのがれて院號蒙りて、小一條院と申しき。これより冷泉の御流は絕えにけり。冷泉は兄にて、御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天曆の御時、元

○御息所は更衣藤原祐姬なり

○この東宮は小一條院なり

○丙子は長元九年なり
△改元長曆

方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王をうみ奉る。九條殿の女御參りたまひて、第二の皇子 冷泉にま出で來給ひし頃より、惡靈になりて、この御子も邪氣になやまされましき。花山院俄に世をのがれ、三條院の御目のくらく、この東宮のかく自ら退き給ひぬるも、怨靈のゆゑなりとぞ。圓融も一腹の御弟におはしませど、これまではなやまし申さざりけるも、まかるべき繼體の御運ましましけるにこそ。東宮退き給ひしかば、この天皇同母の御弟、敦良親王立ちたまひき。天皇も御子なくて、かの東宮の御末ぞ、繼體せさせ給ひぬる。天下を治め給ふこと二十年、二十九歲おましましき。

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり。丙子の年卽位、丁丑に改元、天皇賢明にましましけるとぞ。されどその頃執柄權を恣にせられしかば、御政のあときこえず、無

◎内裏燔亡神鏡現光事
帝王編年記曰長久元年九月十日皇居京極殿燔亡、神鏡爲灰燼云々

○乙酉は寛德二年なり

△改元永承

◎貞任宗任亂事

○十二年ありて云々　扶桑畧記曰庚平七年閏三月、伊豫守源賴義從陸奥參洛、奉使節之後、全經十一箇年歸來云々と見えたり

◎後朱雀院遺詔後三條院爲繼躰事

念なることにや。長久の頃内裏に火ありて、神鏡やけたまふ。猶靈光を現し給ひければ、その灰をあつめて安置せられき。天下を治め給ふこと九年、三十七歲おましましき。

第七十代、後冷泉院、諱は親仁、御朱雀第一の御子、御母は贈皇太后藤原の嬉子、本は尙侍攝政道長の大臣第三の女なり。乙酉の年卽位、丙戌に改元、この御代の末つかた、世の中やすからぬ聞えき。陸奥にも貞任宗任といひしもの、國を亂しければ、源賴義に仰せて追討せらる。賴義陸奥の守に任じ、鎭守府の將軍を兼す、かの家鎭守府將軍に任ずるはじめなり、曾祖父經基は、征東副將軍たりき、十二年ありてなむまづめ侍りける。この君の御子ましまさゞりけるうへ、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に居給へりしかば、繼體はかねてより定りけるにこそ。天下を治め給ふこと二十三年、四十四歲おましましき。

第七十一代、第三十八世、後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の御子、

○昔もかゝるためし侍りき　欽明天皇は繼體天皇の嫡子にて母の手白香皇女は仁賢天皇の女なれば繼體天皇にわ子仁賢天皇には孫に當れるをいふなり後三條天皇も後朱雀院の子にて母の禎子内親王は三條天皇の女なれば後朱雀院には子三條天皇には孫にあたれり

○戊申は治曆四年なり

△改元延久

◎後三條院有德事

◎押執柄之權上皇自知政務事

御母は中宮禎子内親王、陽明門院と申す、三條院の皇女なり。後朱雀の御素意にて、太弟に立ちたまひき。又三條の御末をも受け給へり。昔もかゝるためし侍りき。兩流を內外に受け給ひて、繼體の主となりましましき。戊申の年卽位、己酉に改元。この天皇、東宮にて久しくおはしましければ、まづかに和漢の文、顯密の敎までも、闇からず知らせたまふ。詩歌の御製も、あまた人の口に侍るめり。後冷泉の末ざま、世の中あれて、民間の憂ありき。四月より位に居給ひしかば、いまだ秋のをさめにも及ばぬに、世の中のなほりにける、有德の君にてましましけるとぞ申し傳へ侍る。始めて記錄所といふ所をれかれて、國々の衰へたることをなほされき。延喜天曆より以來には、誠に賢き御事なりけむかし。天下を治め給ふこと四年、太子に讓りて尊號あり。後に出家せさせたまふ。この御時よりぞ、執柄の權をおさへられて、君の御みづから政をおこ

せ給ふことにかへり侍りにし。されどその頃までも、讓國の後院中にて政務ありとは見えず。四十歳おましまし。

第七十二代、第三十九世、白河院、諱は貞仁、後三條第一の子、御母は贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の女なり。壬子の年卽位、甲寅に改元。いにしへの跡を興されて、野の行幸などもあり。又白河に法勝寺をたて、九重の塔婆などもたてえ、例なきほどにぞ造りとゝのへさせ給ひける。この後、代ごとにうち續き御願寺を建てられしを、造寺熾盛のそしりありき。造作のために、諸國の重任といふことも多くなりて、受領の功課もたゞしからず。封戸庄園あまたよせおかれて、誠に國の費どころなり侍りしか。天下を治め給ふこと十四年、太子にゆづりて尊號あり。世の政を、始めて院中にて去らせたまふ。後に出家せさせ給ひても、なほそのまゝにて、御一期は過

○壬子は延久四なり
△改元永保
○野の御幸は山城國葛野郡なる鰐野の遊覽なり
◎法勝寺九重塔建立事

◎御願寺事

○諸國の重任　國司の任期は四年なるを國用を補助すればとの功によりて重ねて任ぜらるゝをいふ
○受領は國司のことなり

せましまし。おりゐにて世を去らせ給ふこと昔はなかりしなり。孝謙脫屣の後にぞ、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど、古代の事なればたしかならず。圓融の御時は、やう〳〵去らせ給ふ事もありしてのかせたまふ。圓融の御時は、やう〳〵去らせ給ふ事もありしにや。院の御前にて攝政兼家の大臣承りて、源の時仲の朝臣を參議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、領け申されけるとぞ。されば上皇ましませど、主上稚くおはします時は、偏に執柄の政なりき。宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、五十餘年權を專らにせらる。先代には關白の後は、如在の禮にてありしに、あまりなる程になりにければにや、後三條院の坊の御時より、あしざまに思し召すよし聞えて、御中らひあしくて、あやぶみ思し召すほどの事になむありける。踐祚の時卽ち關白をやめて、宇治にてもられぬ。弟の二條の教通の大臣、關白せられし

◎宇治關白三代執柄事

○坊の御時は東宮にてましますことをいふ

が、殊の外にその權もなくおはしき。ましてこの御代には、院にて政を聽かせ給へば、執柄はたゞ職に備りたるばかりになりぬ。されどこれよりまた、ふるきすがたは一變するにや侍りけむ。執柄を行はれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣廳の下文を重くせられしによりて、在位の君また位に備り給へるばかりなり。世の末になれるすがたなるべきにや、又城南の鳥羽といふ所に離宮を立て、土木の大なる營ありき。昔はおりゐの君は朱雀院にまします、これを後院といふ。又冷然院にも然の字火事のはゞかりありて、泉の字に改む、おはしけるに、かの所々にはすませ給はず。白河より後には、鳥羽殿を以て上皇御座の本所とは定められにけり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇德の御在位まで、四十餘年在位にて十四年、院中にて四十三年、世をおさめ給ひしかば、院中の禮などいふことも、これよりぞ定りにける。すべて

◎被用院宣事

○院宣廳の御下文　院宣は上皇の宣旨をいふ、廳は院の廳にて上皇の政務を執り行ふところなり

◎鳥羽殿始事

◎院中禮始行事

○四十餘年　一本五十餘年に作る

御心のまゝに、久しくたもたせ給ひし御代なり。七十七歳おましましき。

第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり。丙寅の年即位、丁卯に改元。この御門、和漢の才ましましけり。殊に管絃鄙曲、舞樂の方あきらかにましします。神樂の曲などは、今の世まで地下に傳へたるもこの御說なり。天下を治め給ふこと二十一年、二十九歳おましましき。

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子に改元、天下を治め給ふこと十六年、太子にゆづりて尊號あり。白河院の世をおさめ給ふこと四十五年、太子にゆづりて尊號あり。なじ御車にてありき。雪見の御幸の日、御烏帽子直衣に深沓をめ

○賢子　一本堅子に作る
○丙寅は應德三年なり
△改元寬治

○丁亥は嘉承二年なり
△改元天仁

◎雪見御幸事
續世繼に、その後いづれの年にか侍りけむ雪の御幸せさせ給ひしに

し、御馬にて本院の御車のさきにまゐりける。世にめづらかなることなれば、こぞりて見奉りき。昔弘仁の太上皇、嵯峨の院にうつらせ給ひし日にや、御馬にて都より出でさせまして、宮城の内をも通らせ給へりけむ、御容儀めでたくましましければ、きらをも好ませ給ひけるにや。裝束のこと、はくなり、烏帽子の額などいふことも、その頃より出で來にき。花園の有仁の大臣、また容儀ある人にて、仰せ合せて、上下おなじ風になりにけるとぞ申すめる。白河院かくれ給ひて後、政をおらせたまふ。御孫ながら御子の儀なれば、重服を着させ給ひけり。これも院中にて二十餘年その間に御出家ありしかど、猶世をおらせ給ひき。されば院中のふるきためしには、白河鳥羽の二代を申し侍るなり。五十四歳おましましき。

第七十五代、崇德院、諱は顯仁、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の

◎鳥羽院爲白川院御猶子事

○二十餘年　異本二十四年に作る

西山舟岡のかた御覽じめぐりて一つ御車にたてまつりて新院御直衣に紅のうちぎいださせ給ひて御馬にめしけるこういさめづらしく給にもかゝまほしく侍りけれと見え二月の事なるべし

璋子、待賢門院と申す、入道大納言公實の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元、五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年にあたる年、宋の政亂れしより、北狄の金國おこりて、上皇徽宗並に欽宗をとりて、北にかへりぬ。皇弟高宗江をわたりて、杭州といふ所に都を立てゝ行在所とす。南渡といひしはこれなり。この天皇、天下を治め給ふこと十八年、上皇と御中らひ快らずして、退かせたまひき。保元に事ありて、御出家ありしが、讃岐國にうつされたまふ。四十六歳おましましき。

第七十六代、近衛院、諱は體仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原の得子、美福門院と申す、贈左大臣長實の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元、天下を治め給ふこと十四年、十七歳にて世を早くしましましき。

第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇德同母の御弟なり。近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世し

○癸卯は保安四年なり
△改元天治
○戊申は大治三年なり
○一本皇弟以下十七字なし
○上皇は鳥羽上皇なり、さて父子御中のよからざりしゆゑは美福門院の御腹に生れませる皇子近衛帝を位に即けしめむと崇德帝をして强ひて位を去らしめしを以てなり
○讃岐國に移され給ひしは永治元年なり、後二條院の長寛二年に同國安度宮にて崩御あたまふ
○辛酉は永治元年なり
△改元康治

○乙亥は久壽二年なり
○改元保元

○次郎　異本次男ふつくる

◎閣關白次人藤氏長者事
職原抄曰、藤氏長者、蒙攝政關白詔之人爲其仁、仍別不及宣下也、但宇治左大臣賴長公、非攝關爲長者宣下之例初於此乎と見えたり

ましましぬ。崇德の御子重仁の親王繼がせ給ふべかりしに、本より御中よからでやみぬ。上皇思し召しわづらひけれど、この御門たゝせたまふ。立太子もなくて、直に居させたまふ。今はこの御末のみこそ繼體したまへば、しかるべき天命とぞおぼえ侍る。乙亥の年即位、丙子に改元、年號を保元といふ。鳥羽晏駕ありしかば、天下をしらせたまふ。左大臣賴長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき。この大臣も漢才は高く聞ゑしかど、本性惡しくおはしけりとぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をばおきながら、藤氏の長者になり、內覽の宣旨をかうふらる。長者の他人にわたること、攝政關白はじまりてはその例なし。內覽は昔醍醐の御代のはじめつかた、本院の大臣と菅家と政を輔けられしとき、相並びてそ

◎保元亂事

○父の法皇は鳥羽法皇なり、保元元年七月二日崩御ゑたまふ

○西山は如意山をいふ

◎上皇遷座隱岐事

○大臣は賴長なり、その子どもは兼長、師長、隆長、長範等をいふ

の號ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず。その例違ふにや。兄の大臣は本性おだやかにおはしければ、思ひいれぬさまにてぞ過されける。近衞の御門かくれ給ひし頃より、內覽をやめられたりしに、怨をもふくみ、大方天下を我まゝにとはからはれけるにや、崇德の上皇を申し勸めて世をみだらる。父の法皇晏駕の後、七ヶ日ばかりやありけむ、忠孝の道かけにける事と見えたり。法皇もかねて悟らしめ給ひしにや、平清盛、源義朝等に召し仰せて、內裏を守り奉るべきよし勅命ありきとぞ。上皇、鳥羽よりいで給ひて、白河の大炊殿といふ所にて、既に兵を集められければ、清盛義朝等に勅して、上皇の宮をせめらる。官軍勝にのれりしかば、上皇は西山の方にのがれ、左大臣は流矢にあたりて、奈良坂の邊まで落ちゆかれけるが、終に害死せられぬ。上皇御出家ありしかど、猶讚岐に遷されたまふ。大臣の子ども國々へつかはさる。

武士どもゝ多く誅にふしぬ。その中に源の爲義と聞こしは、義朝の父なり。いかなる御志かありけむ、上皇の御方にて義朝と各別になりぬ。餘の子どもは、父に屬しけるにこそ。軍破れて爲義も出家志たりしを、義朝預りて誅せしこそ、ためしなき事には侍れ。嵯峨の御代に奈良坂の戰ありし後は、都に兵革といふ事なかりしに、これより亂れそめぬるも、時運のくだりぬる姿とぞおぼえ侍る。この君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤家の儒門より出でゝ、絶えにたる公事どもをも申し行ひき。すべずして出家志たりしに、この御世にいみじく用ゐられて、内々には、天下の事さながらはからひ申しけり。大内は白河の御代より久しく荒廢して、里内裏にのみましましゝを、謀をめぐらし、國の費もなく造りたてゝ、京中の道路などもはらひ清めて、昔にかへりたる姿にぞなり

○武士どもは平家弘、源爲義、平忠正以下七十餘人なり

◎義朝朝臣誅父爲義事

○奈良坂の戰は弘仁元年尚侍藥子の亂をいふ

○大内は保元二年十月の造營なり

○絕えにたる公事云々　保元物語に内宴相撲の久しく絕ねたる迹をおこし詩歌管絃の遊をりにふれて相催すと見えたり

し。天下を治め給ふこと三年、太子にゆづりて、例の如く尊號ありて、院中にて天下をまらせ給ふこと三十餘年、その間に御出家ありしかど、政務はかはらず、白河鳥羽兩代のでとし。されどうちつゞき亂世にあはせ給ひしこそあさましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歳おまします。

第七十八代、二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり。戊寅の年卽位、己卯に改元、年號を平治といふ。右衛門督藤原の信賴といふ人あり、上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事をさへ聽かせらるゝまでなりにければ、をごりの心も萌して、近衛の大將をのぞみ申しゝを、通憲法師諫め申してやみぬ。その時源賴朝朝臣が、淸盛朝臣におさへられて、怨を含めりけるを、相談らひて叛逆を思ひくはだてけり。保元の亂には、義朝が功高く侍りけれど、淸盛は通憲法師が緣者

○姿ふぞなりし　諸本姿ふぞありしふ作る

○天下を治め給ふこと三年以下二十七字一本になし

○五代の帝の父祖　二條、高倉は御子にして、六條、安德、後鳥羽は御孫に當らせたまふ

○戊寅は保元三年なり
△改元平治

○藤原信賴は大藏忠隆の子なり

◎平治亂事

○通憲法師が緣者　通憲の子成範は淸盛の女を娶れるをもて緣者とはいふなり

になりて、殊の外にめしつかはる。通憲法師清盛等を失ひて、世を恣にせむとぞはからひける。清盛熊野に詣でける隙を伺ひて、先、上皇御座の三條殿といふ所をやきて、大内にうつし申し、主上をも傍に押し籠め奉る。通憲法師遁れ難くやありけむ、みづから失せぬ。その子どもやがて國々へ流しつかはす。通憲は才學あり、心もさかしかりけれど、れのが非を忘れ、未萌の禍を防ぐまでの智分やかけたりけむ、信頼が非をば諫め申しけれど、我子どもは顯職顯官にのぼり、近衛の次將などにさへなし、參議以上にあがるもありき。かくて失せにしかば、これも天意に違ふ所ありといふことは疑ひなし。清盛この事を聞き、道よりのぼりぬ。信頼かたらひおきける近臣等の中に、心がはりする人々ありて、主上上皇をおのびて出し奉り、清盛が家に遷し申してけり。即ち信頼義朝等を追討せらる。ほどなくうち勝ちぬ。信頼は捕はれて首

○傍には黒戸御所をいふ

○國々へ流し遣す　通憲の子俊憲を越後に成憲を下野に貞憲を隱岐に長憲をその外諸子を諸國に配流せられしをいふ

○近臣等の中に云々　藤原經宗惟方等賊に黨せしを悔い帝を覺めて清盛が六波羅の第へ潛幸せさせ奉り藤原成頼上皇を勸めて仁和寺に潛幸せさせ奉りしをいふ

をきらる。義朝は東國へと志して遁れしかど、尾張の國にてうたれぬ。その首を梟せられにき。義朝重代の兵たりしうへ、保元の勳功すてられがたく侍りしに、父の首を斬らせたりしこと、大なる科なり。古今にもきかず、和漢にも例なし。勳功に申しかふとも、自ら退くとも、などか父を申したすくる道なかるべき。名行かけはてにければ、いかでか終にその身を全くすべき。滅びぬる事は天理なり。れよそかゝる事は、その身の科はさることにて、朝家の御あやまりなり。よくよく案あるべかりける事にこそ。その頃名臣もあまたありしにや、又通憲法師專ら申し行ひしに、などか諫め申さゞりける。大義には滅親といふことのあるは石碏といふ人、その子を殺したりしことなり。父として不忠の子を殺すはことわりなり。父不忠なりとも、子として殺すといふ道理なし。孟子に瞽をとりていへるに、舜の天子たりし時、その父瞽叟人を

○星張の國にてうたれぬ　星張國智多星野間内海なる長田が家にて莊司忠致等に謀殺せられしをいふ

○名行　一本孝行ゝ作る

○石碏　左傳魯隱公四年の條に衛人使右宰醜殺州吁于濮、石碏使其宰獳羊肩泣殺石厚于陳、君子曰、石碏純臣也、愛州吁而厚與焉、大義滅親其是之謂乎と見えたり